



養育費の履行確保等に関する 取組事例集

令和5年3月29日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

<目 次>

I. 多様な方法による相談支援の実施

・ 秋田県	P3
・ 奈良県	P7
・ 和歌山県	P9
・ 島根県	P10
・ 岡山県	P11
・ 福岡県	P14
・ 鹿児島県	P17
・ さいたま市	P23
・ 川崎市	P26
・ 相模原市	P29
・ 名古屋市	P32
・ 神戸市	P35,36
・ 柏市	P43
・ 横須賀市	P45,46
・ 金沢市	P49
・ 福井市	P51
・ 豊中市	P58
・ 八尾市	P59
・ 寝屋川市	P62
・ 姫路市	P64
・ 西宮市	P67
・ 奈良市	P71
・ 群馬県渋川市	P79
・ 千葉県市川市	P83
・ 東京都練馬区	P88
・ 東京都江戸川区	P90
・ 滋賀県甲賀市	P105
・ 兵庫県宝塚市	P114

II. 公正証書等作成費補助の実施

・ 秋田県	P4
・ 神奈川県	P5
・ 大阪府	P6
・ 和歌山県	P9
・ 岡山県	P13
・ 福岡県	P15
・ 沖縄県	P18
・ 仙台市	P22
・ さいたま市	P24
・ 川崎市	P28
・ 相模原市	P30
・ 名古屋市	P33
・ 神戸市	P37
・ 函館市	P39
・ 川口市	P41
・ 柏市	P44
・ 横須賀市	P47
・ 金沢市	P50
・ 福井市	P52
・ 岐阜市	P53
・ 一宮市	P54
・ 豊中市	P55
・ 八尾市	P60
・ 寝屋川市	P63
・ 姫路市	P65
・ 西宮市	P68
・ 明石市	P70
・ 奈良市	P72
・ 高松市	P73
・ 久留米市	P74
・ 栃木県栃木市	P77
・ 群馬県渋川市	P81
・ 千葉県市川市	P84
・ 東京都杉並区	P86,87
・ 東京都練馬区	P89
・ 東京都江戸川区	P91
・ 神奈川県綾瀬市	P94
・ 長野県須坂市	P96
・ 愛知県犬山市	P97
・ 愛知県知立市	P99
・ 滋賀県彦根市	P101
・ 滋賀県守山市	P102
・ 滋賀県甲賀市	P106
・ 大阪府岸和田市	P108
・ 大阪府池田市	P109
・ 大阪府四條畷市	P110
・ 大阪府大阪狭山市	P112
・ 兵庫県宝塚市	P115
・ 岡山県笠岡市	P116
・ 広島県三原市	P118

III. 保証契約に関する保証料補助の実施

・ 秋田県	P4
・ 大阪府	P6
・ 和歌山県	P9
・ 福岡県	P16
・ 沖縄県	P19
・ 仙台市	P22
・ さいたま市	P25
・ 川崎市	P28
・ 相模原市	P31
・ 神戸市	P38
・ 函館市	P40
・ 川口市	P42
・ 柏市	P44
・ 横須賀市	P48
・ 豊中市	P56
・ 八尾市	P61
・ 姫路市	P66
・ 西宮市	P69
・ 久留米市	P75
・ 栃木県栃木市	P78
・ 群馬県渋川市	P82
・ 千葉県市川市	P85
・ 東京都杉並区	P86
・ 東京都狛江市	P93
・ 神奈川県綾瀬市	P95
・ 愛知県犬山市	P98
・ 愛知県知立市	P100
・ 滋賀県守山市	P103
・ 滋賀県甲賀市	P107
・ 大阪府四條畷市	P111
・ 大阪府大阪狭山市	P113
・ 岡山県笠岡市	P117
・ 広島県三原市	P119

IV. その他の取組

・ 奈良県(親支援講座(ひとり親家庭等支援セミナー)の実施)	P8
・ 岡山県(家庭裁判所等への同行支援の実施)	P11
・ 岡山県(養育費確保のための対応力向上研修及び 弁護士による無料相談の実施)	P12
・ 札幌市(札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業 (ADR・公正証書等作成・養育費保証))	P20
・ 仙台市 (養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施)	P21
・ 川崎市 (相談員による無料講座・個別相談会、親支援セミナーの実施)	P27
・ 神戸市(離婚前講座の実施)	P34
・ 豊中市(養育費確保のための弁護士費用補助金)	P57
・ 奈良市 (養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助)	P72
・ 久留米市(養育費セミナー・個別相談会の開催)	P76
・ 群馬県渋川市(母子・父子自立支援員によるサポート)	P80
・ 東京都狛江市 (ADRの利用を含む養育費の取決めに関する諸経費の助成)	P92



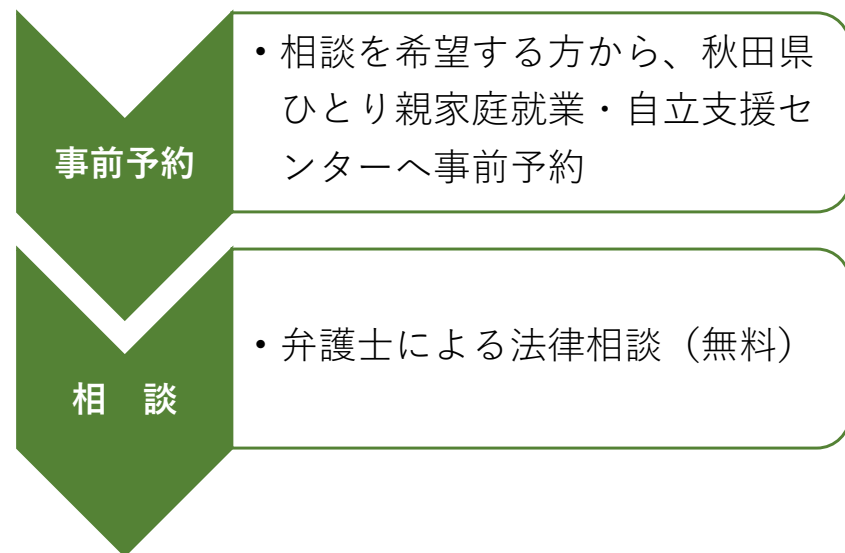
- 弁護士による法律相談の実施
- 養育費確保手続き費用補助の実施 等

取組内容

1 弁護士による法律相談の実施

- ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、通常の養育費相談に加え、特別相談（専門相談）として**弁護士による法律相談を実施**。
- ・ 離婚前の養育費等の取り決め、また、離婚後の養育費の請求、強制執行、調停など、自分だけでは解決できない問題について、専門家のアドバイスを受けることができる。
- ・ 相談を希望する方は、同センターへ事前予約が必要。
- ・ 相談料は無料（1時間以内）。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和3年度は、21名が利用。

(相談種別)

離婚・親権	9件	
取り決め	9件	
支払の履行・強制執行	11件	
面会交流	0件	※延べ件数

取組内容

2 養育費確保手続き費用補助の実施

- ・ 養育費の取り決めの重要性に係る周知・啓発や、相談体制の充実に加え、**養育費確保手続き費用を補助**することにより負担軽減を図り、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長、発達を支援することが目的。
- ・ 養育費の取り決めや確保のための各種手続きを行い、その費用を負担するひとり親等に対し、手続きに要する費用を県が補助する。
- ・ 補助対象者は、秋田県内在住の離婚によるひとり親（もしくは離婚協議中の親）。
- ・ 補助を希望する方は、県あての補助金交付申請書に、必要な書類を添えて申請する。

＜補助対象となる手続き費用＞

- ①養育費について**公正証書**による債務名義作成に要する公証人手数料（最大3万円）
- ②**養育費（増額）請求調停申立て**に要する収入印紙代・郵便切手代等実費、及び弁護士費用（最大6万円）
- ③未払い養育費に係る**強制執行申立て**に要する弁護士費用（最大6万円）
- ④保証会社との**養育費保証契約締結**に要する初回保証料（最大5万円）

※（ ）内は補助上限額。

＜申請受付窓口＞

- ・ 県担当課（郵送も可能）
 - ・ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
 - ・ 各福祉事務所
- ※これらの中から、申請者が都合の良い窓口を選択。

＜実施状況＞

- ・ 令和3年度実績

公証人手数料	39件	756千円
調停申立費用	4件	184千円
強制執行に係る弁護士費用	1件	60千円
養育費保証契約に係る保証料	0件	0千円
	44件	1,000千円

POINT

● 公正証書等の作成費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成費用補助の実施

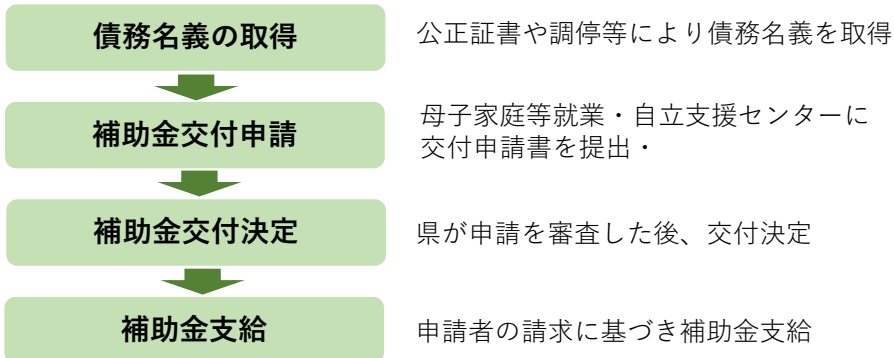
- ・ 公正証書の作成手数料、離婚の際の調停申立や訴訟に必要な収入印紙、戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費等を補助する。
- ・ 養育費相談から補助支援まで申請者にとってワンストップ対応とするため、補助金の申請受付及び送金事務について神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターに委託。

対象者：神奈川県在住（政令・中核市除く）のひとり親で以下の条件を全て満たす方

- ①養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している
- ②養育費の取決めに係る経費を負担している
- ③養育費の取決めに係る債務名義を有している

補助額：対象経費の全額（上限4万円）

<手続きの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
 - ・ 世帯全員の住民票の写し
 - ・ 補助対象経費の領収書の写し
 - ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- 児童扶養手当証書でも可

<利用実績>

- ・ 令和4年4月事業開始
- ・ 補助件数 20件（令和5年1月末時点）



- 養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

取組内容

1 公正証書等作成費用支援、養育費保証契約における保証料支援の実施

- ・ 府内（市及び福祉事務所設置町を除く）に居住するひとり親の方（要件あり）を対象として養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や養育費保証契約を締結する際の費用を支給します。

【公正証書等作成費用支援】

■ 支給額

公正証書作成 上限：43,000円
調停申し立て・裁判 上限：76,000円

■ 対象経費

- ・ 公証手数料令に定められた公証手数料
- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停や夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代
- ・ 裁判に要する収入印紙代
- ・ 添付書類の戸籍謄本や郵便切手代

【養育費保証契約における保証料支援】

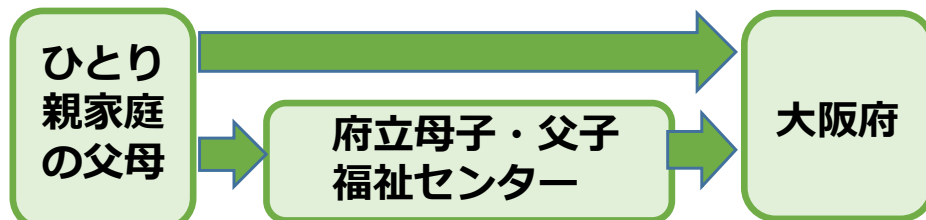
■ 支給額

契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ない方の額（上限5万円）

■ 対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用 ※**1回限り**

<手続きの流れ>



<支給実績（見込み）>

【令和4年度】

- ・ 公正証書等作成費用支援：1件



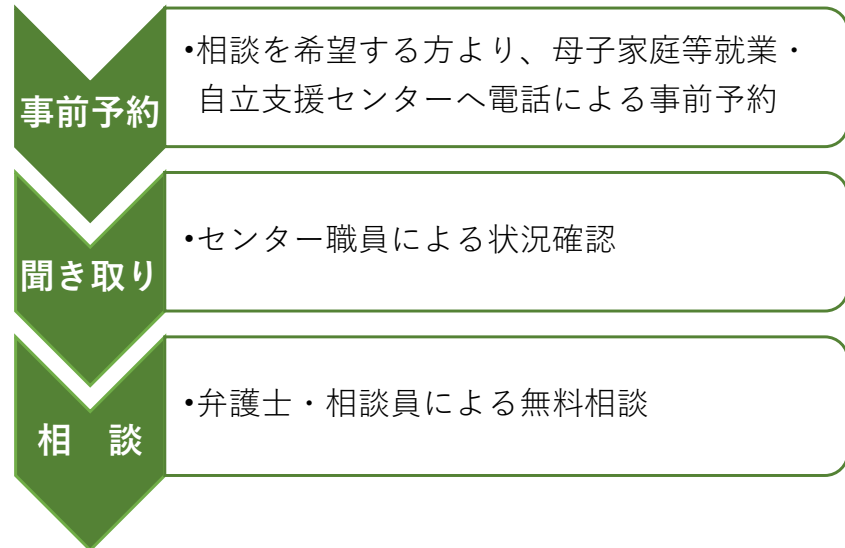
- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

取組内容

1 弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）による無料相談の実施

- ・ 県内在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、**無料の養育費・面会交流等相談を実施**。（弁護士・相談員（元家庭裁判所調査官）に依頼）
- ・ 相談は弁護士は月1～2回、相談員は毎月2回それぞれ実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要だが、空きがあれば当日でも可。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの職員が、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を事前に弁護士または相談員に報告を行ってから、当日の相談を実施。（弁護士は1回30分、相談員は1回1時間、相談内容が異なる場合は複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費等にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年4月～令和5年1月にかけて、32回の相談会を実施し、計69名が相談会に参加
- ・ 令和5年度についても、母子家庭等就業・自立支援センターの入る県施設の会議室等を活用し、弁護士は月1～2回、相談員は毎月2回の無料相談会を実施予定
- ・ 各回3～6名までの参加を予定

令和4年度 無料相談のお知らせ

1層目も相談できます

養育費等相談	弁護士相談
養育費・面会交流などの相談について 公益社団法人奈良前期情報センター （元家庭裁判所調査官）による相談 お1人 60分程度 開催時間 13:00～16:00 （5日1回）	養育費の増減や財産分与、慰謝料などの 問題について奈良弁護士会所属の 女性弁護士による法律相談 お1人 30分程度 開催時間 13:30～16:30 （5日1回）
令和4年 4月23日（土） 5月14日（土）、5月27日（金） 6月9日（水）、6月25日（土） 7月12日（水）、7月30日（土） 8月9日（水）※休館日併用で実施 8月27日（土） 9月16日（水）、9月21日（水） 9月29日（水） 10月11日（水）、10月22日（土） 11月10日（水）、11月26日（土） 12月10日（水）、12月21日（水） 令和5年 1月19日（水）、1月28日（土） 2月10日（水）、2月25日（土） 3月11日（水）、3月23日（水）	令和4年 4月16日（土） 5月21日（土） 6月18日（土） 7月16日（土）、7月28日（水） 8月20日（水）、8月25日（水） 9月17日（土） 10月15日（土） 11月19日（土） 12月17日（土） 令和5年 1月21日（土） 2月18日（土）、2月24日（水） 3月18日（土）、3月24日（水）

※当日の月初からお申し込み可能です。
 対象者：原則、奈良県在住のひとり親、またはひとり親になる方
 開催場所：奈良県スマイルセンター
 相談料：無料

母子家庭等就業・自立支援センター
奈良県 スマイルセンター
 TEL 0742 (24) 7624
 8:30～17:00 休：夜、年末年始を除く
 奈良市西木辻町9-3-6 エルトピア奈良 1F
 奈良県スマイルセンターは奈良県から経済生活支援基金の拠出、法人格取得の補助
 及びスマイルセンターで活動しているNPO等からの助成金等によって開設した
 「母子家庭等就業・自立支援センター」です。
 奈良県福祉力向上推進10分
 活動拠出金からなる公益社団法人内閣府認可「活動」下車まで

取組内容

2 親支援講座（ひとり親家庭等支援セミナー）の実施

- ・ 奈良県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料のセミナーを実施**。（講師は元家庭裁判所調査官に依頼）
- ・ 離婚前後の心配事や子どもの不安を少しでも取り除くため、何ができるかを共に考える機会を提供。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの紹介やひとり親支援制度等の周知を併せて実施することで、**その後の相談につながる**仕組みにしている。
- ・ **SNSを活用した広報を実施**。

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和3年度は、年2回（県北部1回、県中南部1回）実施。計16名が参加
- ・ 令和4年度は、令和5年3月に実施予定。

令和4年度

別居・離婚前後の親子について考える
～子どもの穏やかな成長のために～

ひとり親家庭等支援セミナー



奈良県では、離婚前やひとり親家庭のお母さん、お父さんたちが抱える不安や悩みの解決の糸口を一緒に学び考える「ひとり親家庭等支援セミナー」を開催します。

- ・「離婚を考える際や離婚後、子どもへの接し方をどのようにしたいか？」
- ・「養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法は？」
- ・「ひとり親家庭にはどんな支援があるの？」

今回は、専門家による講演のほか、セミナー後半では、奈良県からひとり親家庭の支援制度を紹介いたします。



令和5年3月4日(土)
10:00～11:30

奈良労働会館（エルトピア奈良）3階大会議室A
奈良市西木辻町93-6

講師：公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC）
大阪ファミリー相談室
氏（元家庭裁判所調査官）



申込期間 令和5年1月28日（土）～2月28日（火）

「e 古都なら」の申込みはこちら

定員 30名（先着順 定員になり次第締め切り）

参加費 無料

対象 奈良県に在住する離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後において子どもと離れている親等

申込方法
・電子申請「e 古都なら」
・裏面の申込書を下記まで郵送、FAX、持参でも可能です。
・申込みを受付けた時点で確認のお電話をしますので、連絡が取れるようお願いします。



お申し込み・お問い合わせ先

奈良県スマイルセンター
（奈良県母子家庭等就業・自立支援センター）

TEL：0742-24-7624

FAX：0742-24-7625

〒630-8325奈良県奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良内 平日・土曜日：8:30～17:00、休業日：日・祝日

奈良県スマイルセンターは、就業相談から就業支援情報会の実施、就業情報の提供などをワンストップサービスで行うために、奈良県 奈良市が実施主体として開設した「母子家庭等就業・自立支援センター」です

詳細、申込書はワラ面⇒



- 公正証書作成費用等補助
- 無料の弁護士相談
- 市への補助金（県単）
- 保証契約補助の実施
- 公証役場等への同行支援

取組内容

養育費の取り決め

公正証書作成費用等補助

- ・ 公正証書作成、調停申立て又は裁判に要する費用全額を補助（上限3万円）

専門家のアドバイスが欲しい時は...

無料の弁護士相談

- ・ 1回1時間程度の相談を無料で実施

養育費の取り決め段階

- ・ 後のトラブルを防ぐための助言
- ・ 不利な取り決めにならないように助言

1人で心細い時は...



同行支援

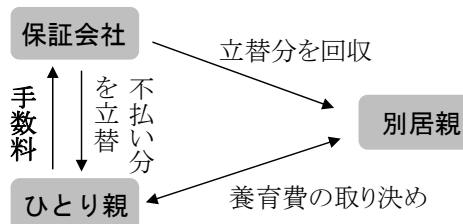
- ・ 県母子寡婦福祉連合会の会員が弁護士事務所などに同行

養育費の取り決め段階

- ・ 弁護士事務所や公証役場など、敷居が高いと感じる場合に同行

不払いへの対応

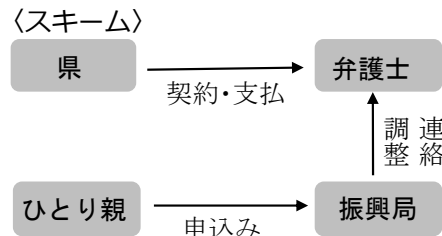
養育費保証会社への手数料補助等



- ・ 1年間の手数料を補助（上限5万円）
- ・ 別途、強制執行費用も補助（上限3万円）

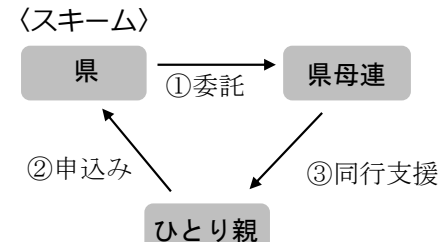
不払いへの対応

- ・ どのように対応すべきか助言（公正証書に基づく強制執行など）



不払いへの対応

- ・ 弁護士事務所や裁判所に同行



市への補助金

- ・ 県単独事業として、市町村の事業費を補助（補助率1/4）
→ これにより、県内一円での同水準の支援を実現

POINT

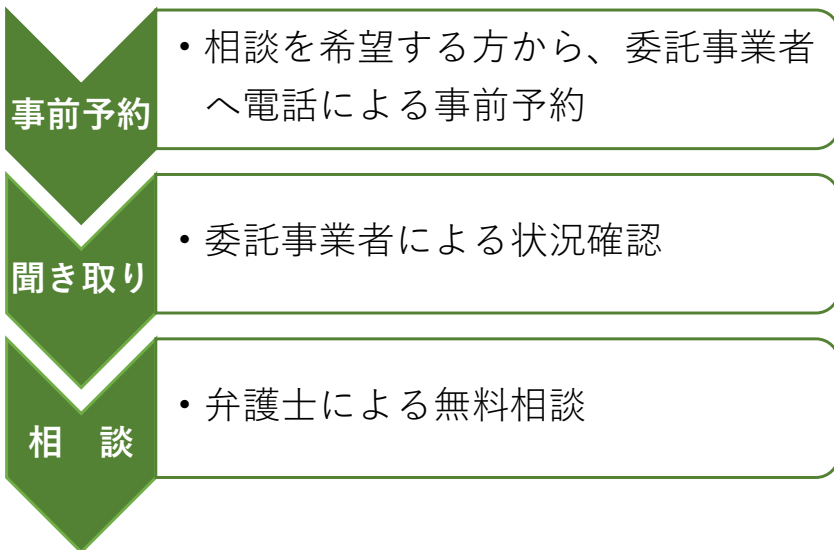
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 島根県在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は島根県弁護士会から派遣）
- ・ 相談は奇数月第4水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。
- ・ 事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 相談内容は養育費のほか離婚、借金、慰謝料、財産分与など法律に関する内容。
- ・ （一財）島根県母子寡婦福祉連合会への事業委託。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 実施予定 年6回
- ・ 開催場所 県立施設会議室



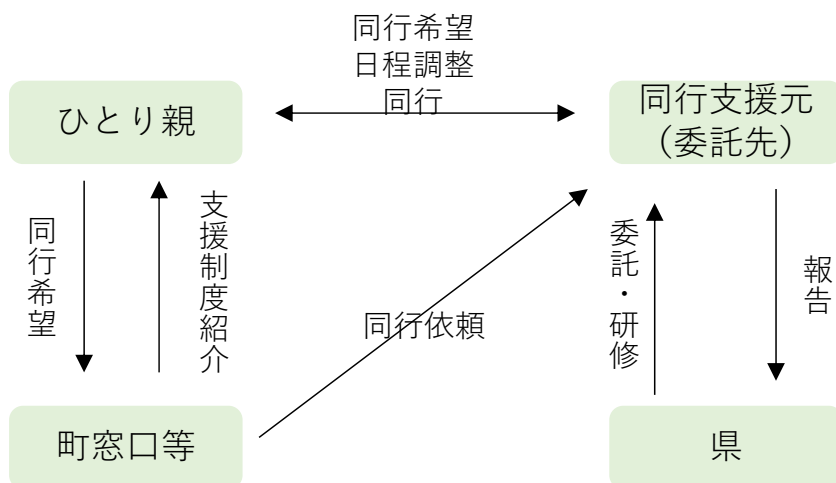
- 家庭裁判所等への同行支援の実施
- 養育費確保のための対応力向上研修及び弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 家庭裁判所等への同行支援の実施

- ・ひとり親が家庭裁判所等へ養育費に係る調停等へ赴く際に、県が委託した団体が同行支援を実施。
- ・支援内容は同行のみであり、法律的な助言等は想定していない。
- ・事業の実施にあたり県は同行支援員に対し養育費請求調停の概要等必要な研修を行う。
- ・同行支援に係る依頼は、市町村窓口等から委託先へ直接行う。（県を経由しない。）

<事業イメージ>



<利用実績>

【家庭裁判所等への同行支援】
R1：0件 R2：1件 R3：0件

<その他>

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業のうち養育費等支援事業として実施中。

取組内容

2 養育費確保のための対応力向上研修及び弁護士による無料相談の実施

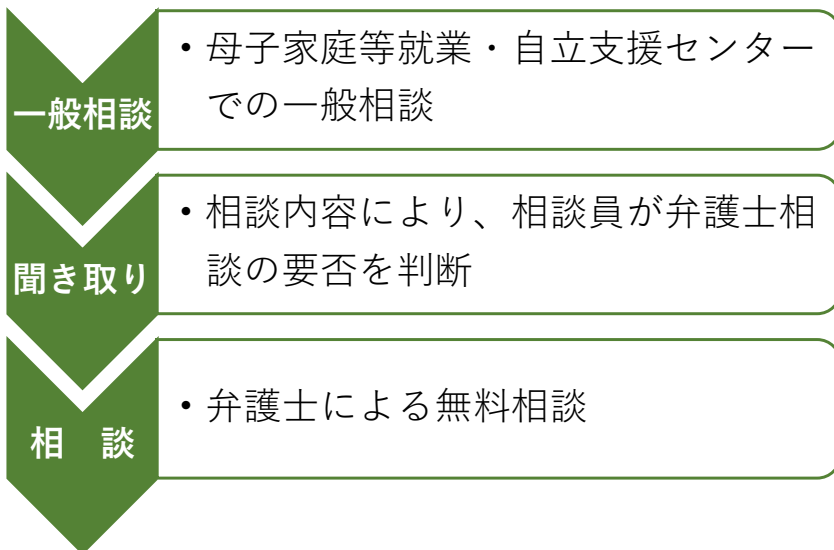
【養育費確保のための対応力向上研修】

- ・ 市町村の母子父子自立支援員や戸籍担当等を対象とした、養育費確保に関する研修会を実施。
- ・ 講師は、養育費等相談支援センターからの派遣講師や弁護士等に依頼。

【無料弁護士相談】

- ・ 県が設置する母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：(公財)岡山県愛染会、名称：岡山県ひとり親家庭支援センター）において、養育費等に関する一般相談を受けている。
- ・ このうち、特に専門的な対応が必要だと判断された案件について、無料弁護士相談を実施。

＜弁護士相談までの流れ＞



＜相談実績＞

【養育費確保のための対応力向上研修】
(研修内容)

- R2：離婚の際の子の監護に関する事項について
— 養育費に関する問題を中心に —
- R3：養育費に関する相談対応
— 子の最善の利益を守るために —
- R4：子の監護に関する相談対応
— 養育費・面会交流の問題を中心に —

【無料弁護士相談】

R1：3件 R2：7件 R3：7件

取組内容

3 公正証書等作成支援事業の実施

ひとり親に対し、養育費に関する取り決めについての公正証書等を作成する際に要した本人負担費用を補助。

<対象者>

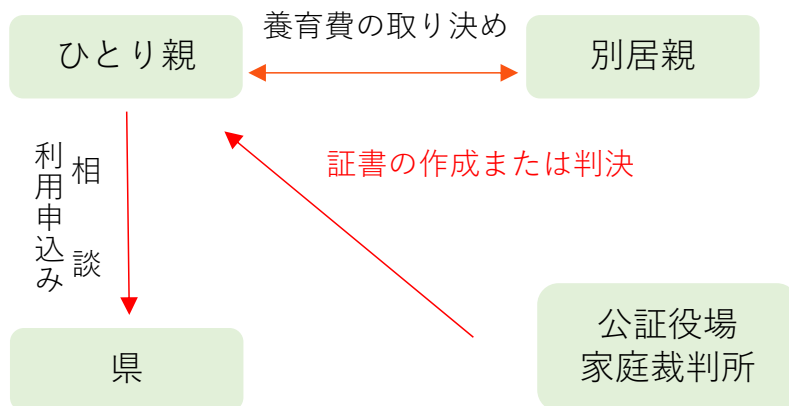
交付申請時において、ひとり親であって、岡山県内の福祉事務所未設置市町村に居住し、次の要件をすべて満たす者

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている者又は同程度の所得水準にある者
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担した者
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護している者
- ・ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者

<補助率>

10/10（上限3万円）

<事業イメージ>



<申し込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本又は戸籍抄本及び住民票の写し
- ・ 児童手当証書の写し（又は所得証明等）
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書等の写し

<実績>

- ・ 令和4年4月1日申請受付開始
- ・ 交付決定件数1件（27千円、1月末時点）



- 弁護士による無料相談等
- 公正証書等作成への支援
- 保証契約締結への支援



取組内容

1 弁護士による無料相談等

福岡県ホームページ →

＜専門相談員による電話相談＞（ひとり親サポートセンター）

専門相談員が、養育費に関する相談に対応し、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による法律相談（下記）につなぐ（令和3年度：195件）

＜弁護士による無料法律相談＞（ひとり親サポートセンター、月3回、要予約）

相談内容・・・養育費のほか、慰謝料、相続、金銭貸借問題、事業経営上の問題、税務相談等（令和3年度：104件）

＜養育費啓発動画のユーチューブ等による配信＞

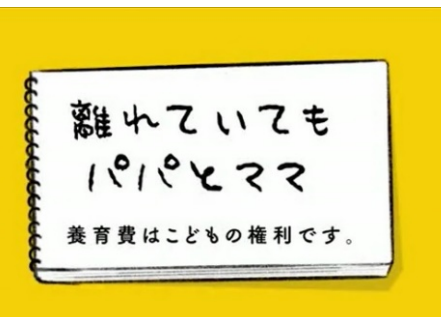
「離れていてもパパとママ ～養育費は子どもの権利です。～」
（「福岡県庁動画資料館 離れていてもパパとママ」で検索）

＜弁護士相談クーポンの配布＞（政令・中核市在住者を除く）（ひとり親サポートセンター）

来所相談が困難な方に対し、県内17か所の福岡県弁護士会法律相談センターにおいて、1時間の無料相談が受けられるクーポンを配布（令和3年度：94枚）

＜養育費・ひとり親110番＞（年12回）

相談者の利便性を向上させ、また気軽に専門家の助言を受けることができるよう、弁護士による集中電話相談を実施（令和3年度：110件）
（偶数月第3土曜日：10時～13時、奇数月第3水曜日：13時～16時）



取組内容

2 公正証書等作成への支援

福岡県ホームページ →



ひとり親家庭の親に対して、養育費の取決めに係る公正証書等の作成にあたり負担した費用について補助を行うことにより、養育費に関する取決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。

＜対象者＞

県内の町村に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 過去にこの補助金を交付されていないこと

＜対象経費＞

- ・ 公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）
- ・ 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）
- ・ 連絡用の郵便切手代

＜補助額＞

対象経費の全額（上限3万円） ※1人1回限り

＜交付申請の期限＞

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

＜交付申請に必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者の場合）
- ・ 本人及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（児童扶養手当受給者ではない場合）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる書類の写し
- ・ 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- ・ 補助金の振込先が確認できる書類（通帳の写し等）

＜補助金交付実績＞ 令和4年度12月時点で8名に交付



3 保証契約締結への支援

ひとり親家庭の親に対して、養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする保証契約の締結にあたり負担した費用について補助を行うことにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。

<対象者>

県内の町村に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (5) 過去にこの補助金を交付されていないこと

<対象経費>

- ・保証料として本人が負担する費用

<補助額>

上記保証料と5万円とを比較して少ない方の額 ※1人1回限り

<交付申請の期限>

保証契約を締結した日の翌日から6か月以内

<交付申請に必要な書類>

- ・児童扶養手当証書の写し
(児童扶養手当受給者の場合)
又は所得、扶養親族などに関する市町村長の証明書
- ・本人及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
(児童扶養手当受給者ではない場合)
- ・補助対象経費の額が確認できる書類の写し
- ・養育費の取決めをした公正証書等の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間1年以上のものに限る)の写し
- ・補助金の振込先が確認できる書類(通帳の写し等)

<補助金交付実績> 令和4年度12月時点で1名に交付

POINT

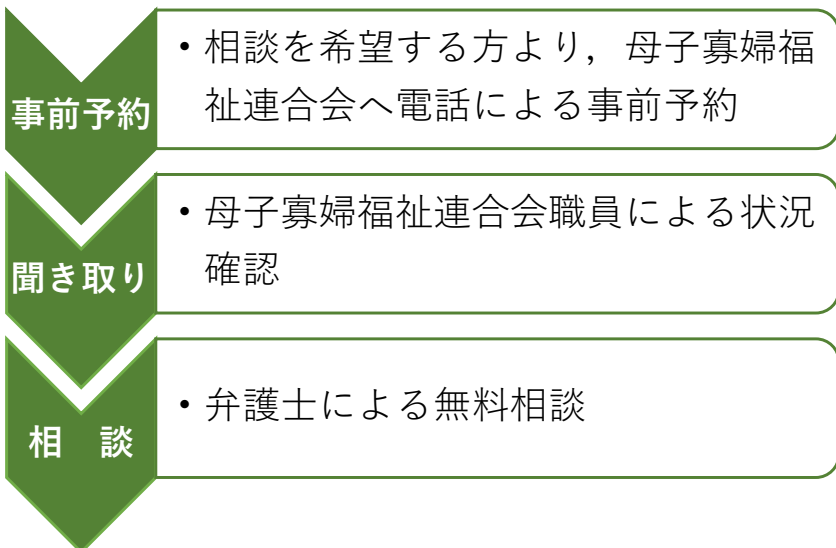
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の委託先である鹿児島県母子寡婦福祉連合会において**弁護士による無料相談を実施**。（弁護士へは鹿児島県母子寡婦福祉連合会より弁護士会を通じて依頼）
- ・ 相談は毎月第3木曜日に実施する。相談を希望する方は、電話による事前予約が必要。
- ・ 鹿児島県母子寡婦福祉連合会職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度についても、毎月1回の無料相談会を実施予定。
- ※ 令和4年4月～12月にかけて、6回の相談会を実施し、計8名が相談会に参加。内、養育費に関する相談は5名。



- 公正証書等作成費用の一部助成
- 養育費保証契約作成にかかる保証契約料の一部助成

取組内容

1 公正証書等作成費用の一部助成

- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する公証人手数料等の本人負担費用（上限5万円）を助成する。**

<対象者>

公正証書等を作成した沖縄県内に居住する(同種事業を実施する市を除く)ひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たすもの

- ・養育費の取り決めに係る経費を負担したこと。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・過去に養育費に関する公正証書等作成支援事業助成金の支援を受けたことがないこと。

<助成の対象>

- ・公証人手数料
- ・調停、裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付種類取得費用

<申込に必要な書類>

- ・養育費の取り決めに交わした文書
(債務名義化した文書に限る)
- ・戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・助成対象となる経費の領収書

<令和4年度実績（令和5年1月末現在）>

- ・助成金交付14件（207千円）

※令和4年度から事業開始。令和4年4月1日以降に作成したものが対象。

取組内容

2 養育費保証契約にかかる保証料の一部助成

- ・ひとり親家庭の母又は父が**保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する本人負担費用（保証料）（上限5万円）を助成する。**

〈対象者〉

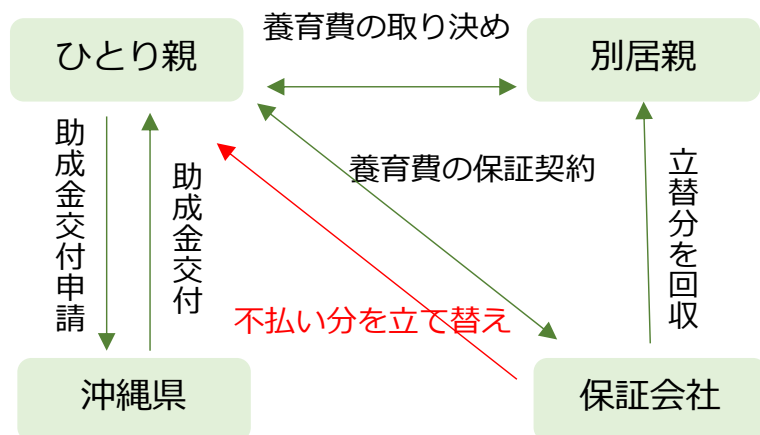
保証会社と養育費保証契約を締結した沖縄県内に居住する(同種事業を実施する市を除く)ひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去に養育費の保証支援事業助成金の支給を受けたことがないこと。

〈助成の対象〉

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する時に保証料として負担した費用

〈事業イメージ〉



〈申し込みに必要な書類〉

- ・保証会社と契約した養育費保証契約書
- ・戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・助成対象となる経費の領収書等

〈令和4年度実績（令和5年1月末現在）〉

- ・令和5年1月末時点申請なし ※令和4年度から事業開始。令和4年4月1日以降に契約したものが対象。



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施。

- ADR（裁判外紛争解決手続）の利用
- 公正証書等の作成
- 養育費保証契約の締結

取組内容

1 札幌市ひとり親家庭等養育費確保支援事業（ADR・公正証書等作成・養育費保証）

(1) ADR（裁判外紛争解決手続）

- ・ 養育費の取り決めを行うため、弁護士会及び法務大臣の認証を受けた民間事業者が行うADRを利用する場合、第1回目の調停期日までに必要となる費用を補助（上限5万円）。

(2) 公正証書等の作成

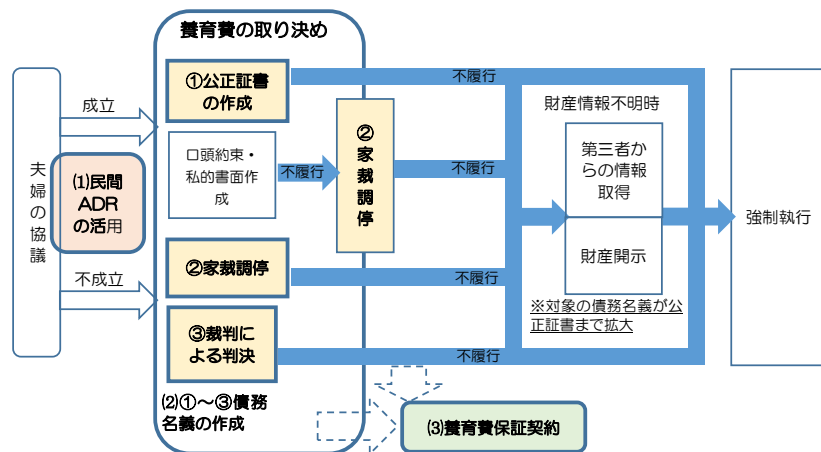
- ・ 公正証書の作成や、家庭裁判所の調停申立又は裁判に要する費用等、債務名義の作成に必要な費用を補助（上限2万4千円）。

(3) 養育費保証契約の締結

- ・ 保証会社との養育費保証契約を締結する際に必要となる費用を補助（上限5万円）。

<養育費確保に向けた流れ>

<令和4年度実績（令和5年1月末現在）>



○令和3年7月事業開始

○申請件数

・ 公正証書等の作成 139件

・ 養育費保証契約の締結 6件

○養育費確保を支援するためのチラシを公証役場等で配布し制度を周知



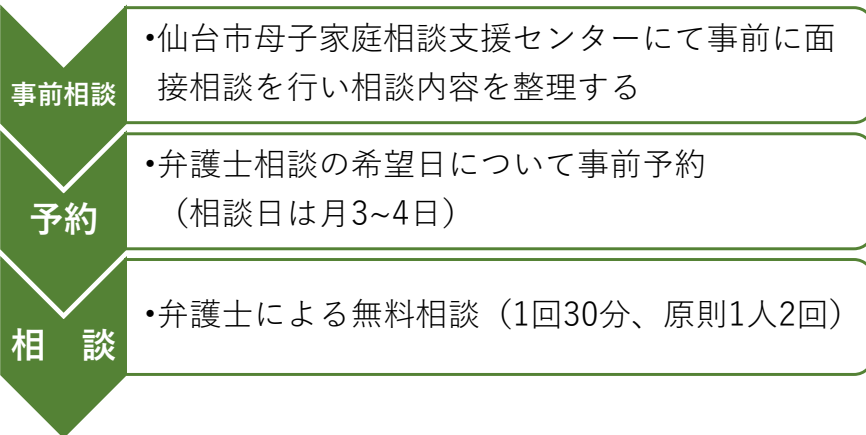
- 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

- ・ 仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、**養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター**（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人 せんだい男女共同参画財団））にて実施。
- ・ **養育費等専門相談**：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・ **同行支援**：一人で関係各所へ行くことや手続きに不安がある方に、女性の同行支援員が付きそう。
- ・ **法律相談**：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として1人2回、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応。（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）
- ・ **セミナー**：養育費や調停手続きに関するセミナーを実施。

<弁護士相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

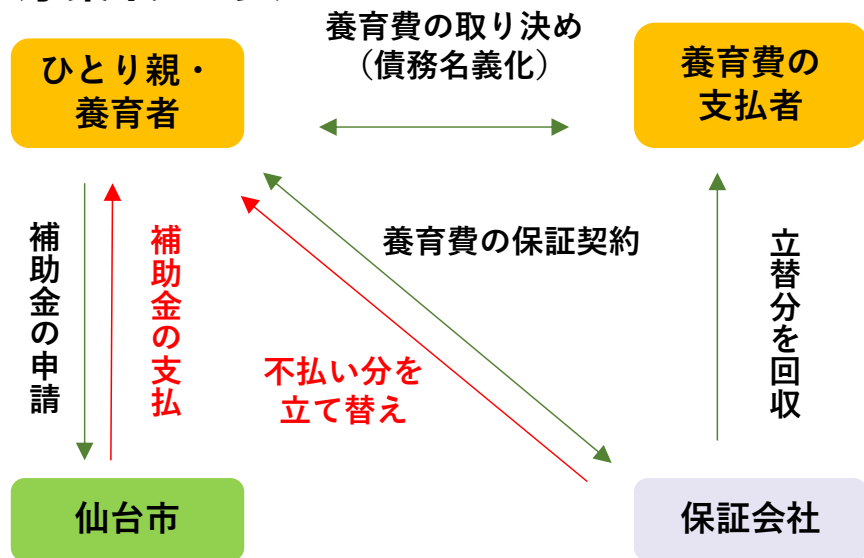
- ・ 養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・ 養育費等専門相談（含む法律相談）は令和2年度は161件、令和3年度は183件、令和4年度(令和4年12月末時点)は137件相談有。
- ・ セミナーは令和4年度に2回実施。

取組内容

2 保証契約保証料補助の実施

- 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が**新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う初回保証料を補助（上限5万円）**することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
- ※ 養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
- ※ 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- ・対象者・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、児童扶養手当を受給しているまたは同水準の所得であるなど当市指定の要件を満たす方

<事業イメージ>



<補助までの流れ>

- 1.申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
- 2.保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
- 3.市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
- 4.保証会社と契約後、市に実績報告
- 5.仙台市から申請者に補助金を支払

<利用実績>

- ・令和2年度は9件、令和3年度は1件、令和4年度は1件の補助。



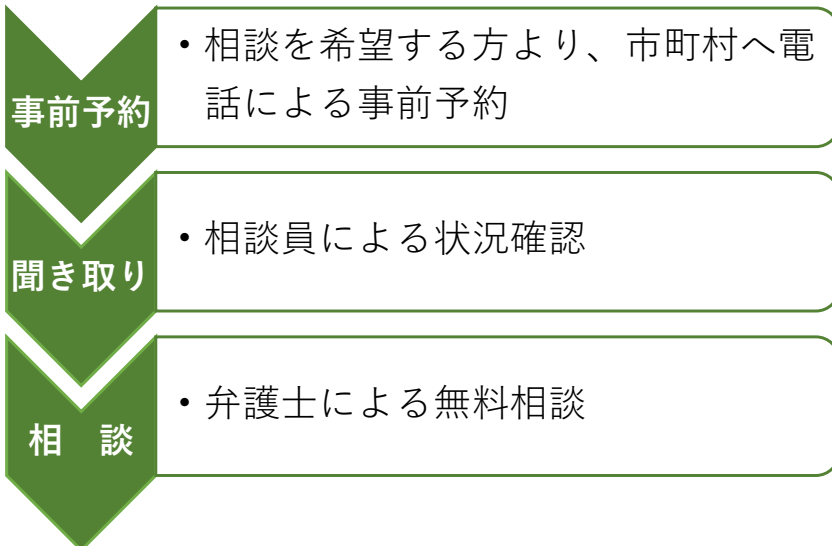
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等の作成補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ さいたま市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は、弁護士会と協定により派遣いただいている）
- ・ 相談は毎月2回、平日とその月の最終日曜日に実施。相談を希望する方は、2日前までに電話による事前予約が必要。また、8月には区役所において集中相談実施。当日相談も可。いずれも先着順。
- ・ さいたま市ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談員にて、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談会を実施予定
 - ・ 各回4名程度の参加を予定
- ※ 令和4年4月～令和5年1月にかけて、毎月2回の相談及び8月に集中相談を実施し、計66件が相談に参加

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施

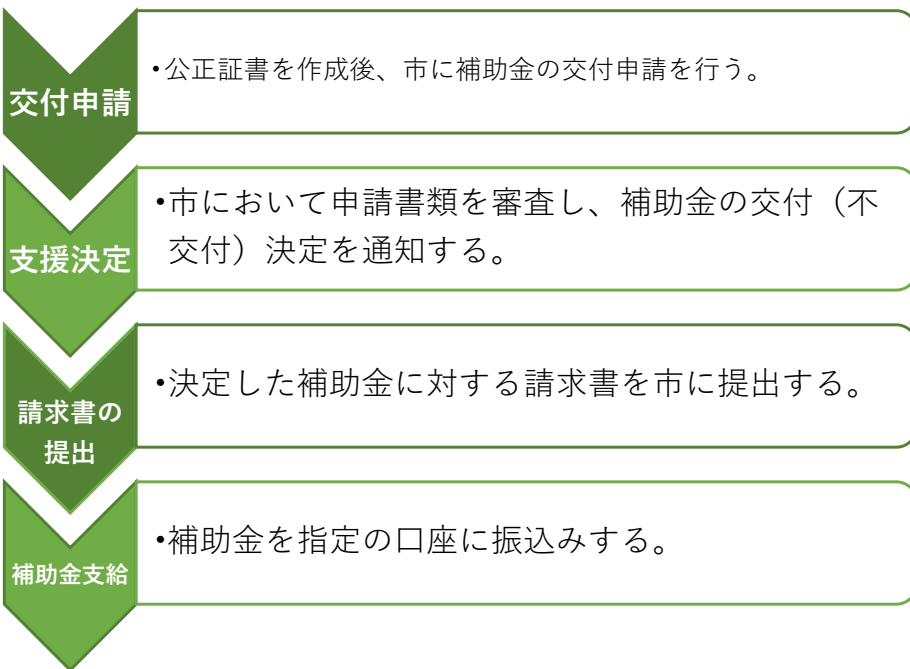
- ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取決めのため公正証書等を作成する際にかかる公証人手数料等の本人負担費用を補助する。令和3年6月から実施。

対象要件：公正証書等を作成した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、取決めに係る経費を負担したこと等の要件を満たす者。1人1回限り。対象の児童は20歳未満。

補助額：対象経費の全額 (上限4万3千円)

申請期限：公正証書等作成した日の翌日から6か月

<相談までの流れ>



•公正証書を作成後、市に補助金の交付申請を行う。

•市において申請書類を審査し、補助金の交付（不交付）決定を通知する。

•決定した補助金に対する請求書を市に提出する。

•補助金を指定の口座に振込みする。

<申込みに必要な書類>

- ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本（児童扶養手当受給者は省略可）
- 補助対象経費の領収書
- 養育費の取決めを交わした文書
- 銀行口座の通帳やキャッシュカード

<利用実績（見込み）>

- 令和4年度は29名に交付決定をしている。（令和5年1月時点）

取組内容

3 保証契約補助の実施

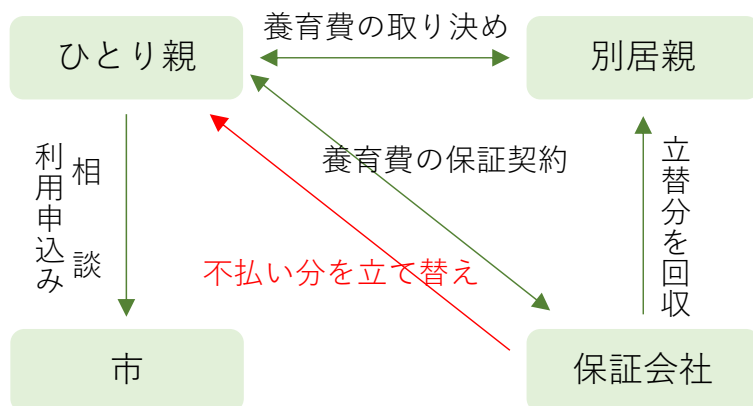
- ・ ひとり親家庭の母又は父が保証会社と**養育費保証契約を締結した際の本人負担費用（保証料）を補助**する。令和3年6月から実施。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象要件：保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、児童扶養手当受給者（同様の所得水準）等の要件を満たす者。1人1回限り。対象の児童は20歳未満。

補助額：**保証料として本人が負担する費用と月額養育費と5万円を比較して少ない額を選定**

申請期限：**養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本（児童扶養手当受給者は省略可）
- ・ 前年の所得証明（児童扶養手当受給者等は省略可）
- ・ 補助対象経費の額が確認できる領収書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 銀行口座の通帳またはキャッシュカード

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和4年度は2名に交付決定をしている。（令和5年1月時点）



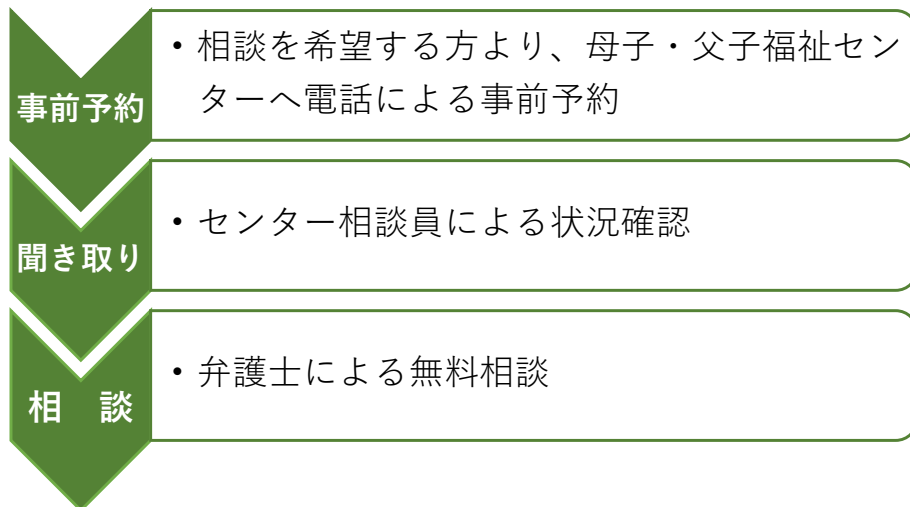
- 弁護士による無料相談
- 相談員による無料講座・相談会、親支援セミナーの実施
- 公正証書作成費補助、保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 川崎市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、母子・父子福祉センターで**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は、母子・父子福祉センターと委託契約）
- ・ 相談は毎月特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ センター職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

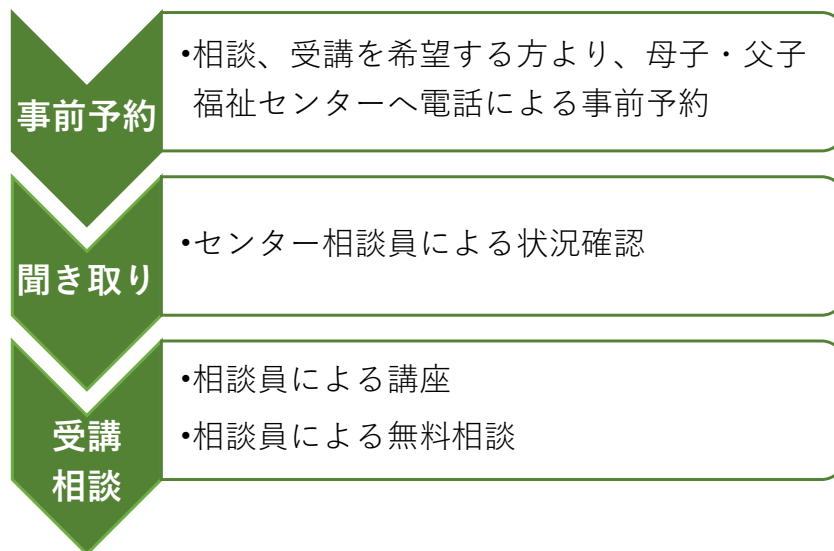
- ・ 令和4年1月時点で弁護士相談 **51件**
 - ・ 毎月金曜夜は各回4名、隔月金曜昼は各回3名程度の参加を予定
- ※令和4年4月～令和5年1月にかけて、**14回の相談会を実施し、計41名が相談会に参加**

取組内容

2 相談員による無料講座・個別相談会、親支援セミナーの実施

- 川崎市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、母子・父子福祉センターで**相談員（元家裁調査官等）による無料講座・個別相談を実施。**
 - ・ 講座は年1回、個別相談は年2回実施。参加希望者は前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
 - ・ センター職員により、事前に相談者の状況の聞き取り等を行った場合には、聞き取り内容を踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。**
- 母子・父子福祉センターで**ADRセンター職員による離婚前後の親支援セミナー**を開催。

<個別相談までの流れ>



<相談実績>

- 相談員による養育費講座・個別相談会
 - ・養育費講座：**8名が参加**
年1回20名程度の参加を予定
 - ・養育費個別相談：各回4名、**計8名が参加**
年2回 各回4名ひとり30分の相談を予定
- 離婚前後の親支援セミナー
 - ・会場7名、オンライン28名 **計35名の参加**
年1回 会場30名、オンライン40名の参加を予定

取組内容

3 養育費確保に関する公正証書等作成費・保証契約補助の実施

●公正証書作成費補助●

債務名義となる公正証書の作成、調停調書作成のために支払った費用を補助

【対象経費】

- ・ 公証人手数料（養育費の取決めに係るもののみ）
- ・ 養育費請求調停の申立て・夫婦関係調整調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- ・ 公証役場又は家庭裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費に係る費用

【補助額】 ・ 申請者が負担した金額の上限 5 万円

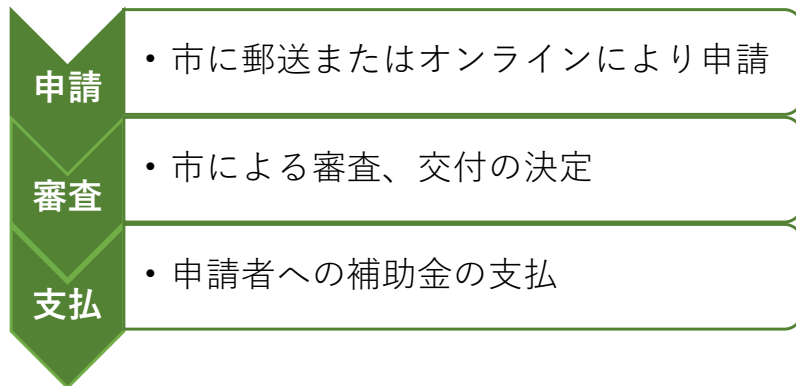
●保証契約補助●

養育費の立替払いを行う保証会社・弁護士を活用する場合の手数料の一部を補助

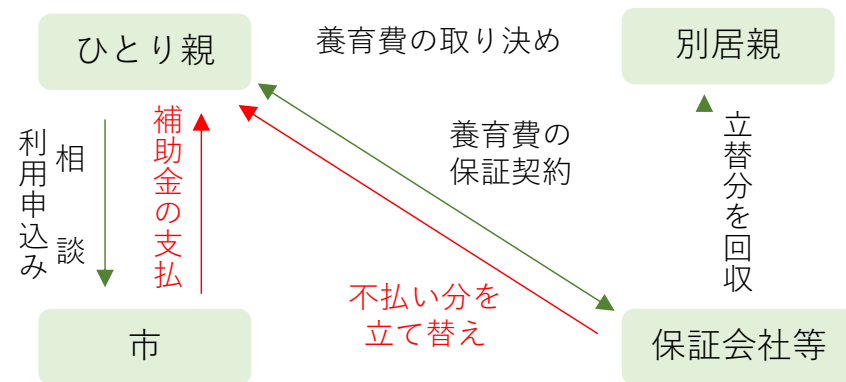
【対象経費】 ・ 保証会社等に対して対象年度内に支払う保証料

【補助額】 ・ 申請者が負担した費用の上限 8 万円

＜交付までの流れ（共通）＞



＜保証契約補助事業イメージ＞



＜利用実績（見込み）＞

●公正証書作成費補助・令和4年1月時点で**19件**

●養育費保証契約補助・令和4年1月時点で**0件**



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成補助、保証契約促進補助の実施

取組内容

1 養育費等法律相談事業の実施

- ・ 相模原市在住・在勤・在学の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、**無料の弁護士相談を実施**。

- ・ 相談場所：各区の相談室等（3箇所）
- ・ 相談日：毎月第3火・水・木曜日（定員は各日3人まで）（年間最大108件の相談を受付可）
- ・ 相談時間：1回40分
- ・ 委託先：神奈川県弁護士会

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、電話または窓口で事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績>

- ・ 令和3年度の相談実績は91件
- ・ 内、養育費に関する相談は67件
- ・ 離婚前の相談は約7割以上
- ・ 令和4年4月～令和5年1月にかけては、83件の相談を実施

取組内容

2 公正証書等作成補助の実施

養育費の取決めに係る公正証書等の債務名義作成に係る手数料等を市が補助する。

補助対象経費：公証人手数料（養育費に関する部分のみ）

調停申立てや訴訟に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）

家庭裁判所や公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得費用

家庭裁判所や公証役場に提出する郵便切手代

補助額：補助対象経費の全額（上限5万円）

<事業イメージ>

申請

- ・債務名義作成後に書類を揃えて申請

交付決定

- ・市から交付決定

請求

- ・申請者からの請求に基づき、市から補助金交付

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書等
- ・養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・補助対象経費の領収書等

<利用実績>

- ・令和3年度：16件
- ・令和4年4月～令和5年1月：22件

取組内容

3 保証契約補助の実施

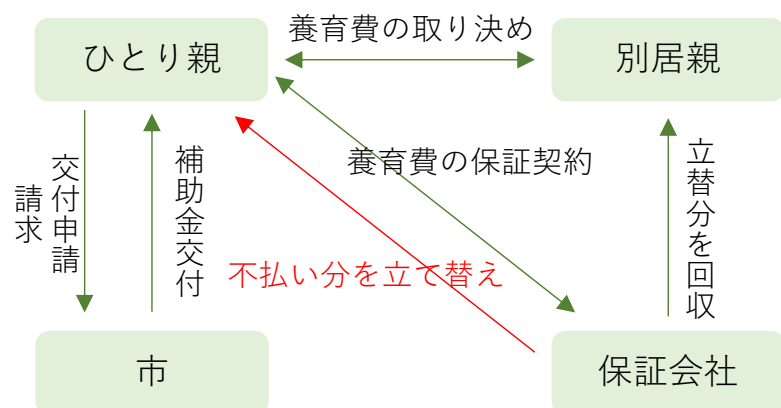
- 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が、民間の保証会社と**養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を市が補助**する。

対象者 : 養育費保証契約を保証会社と締結した者

補助対象経費 : 保証契約締結時の本人負担費用

補助額 : **補助対象経費の全額（上限5万円）**

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。）
- ・ 養育費保証契約の契約書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書

<利用実績>

- ・ 令和3年度は実績なし
- ・ 令和4年4月～令和5年1月：2件



- 弁護士・相談員による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

取組内容

1 弁護士・相談員による無料相談の実施

- ・ 名古屋市在住のひとり親家庭の方、離婚前の方を対象として**無料の弁護士相談・養育費相談を実施。**
(愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施)
- ・ 弁護士相談：電話にて予約し、1回30分程度で相談を実施
養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象
- ・ 養育費相談：月～金曜日の10時～16時の間で相談員による電話での養育費相談を実施
必要に応じて、司法書士等による面接相談、書類作成支援等を実施
面接相談は火曜日の13：30、14：30のみで、予約制

<相談実績（見込み）>

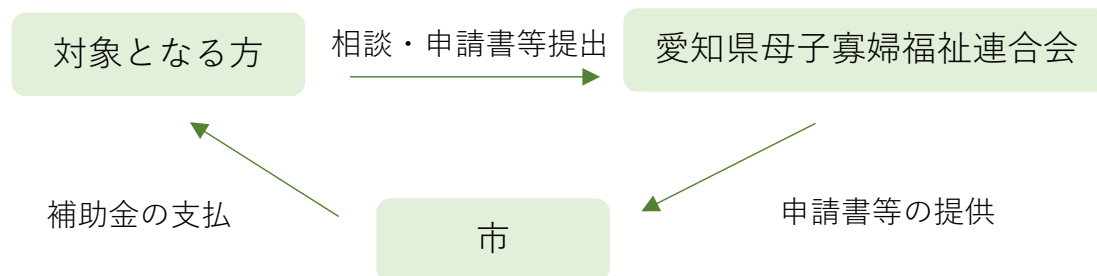
- ・ 令和5年度も、同様の内容で実施予定
- ・ 令和4年度1月末時点実績
弁護士相談 27人
養育費相談 電話相談 229人、面接相談 108人、書類作成支援 23件

取組内容

2 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

- ・ 「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、**作成にかかった費用（公証人手数料、家庭裁判所の申し立てにかかる収入印紙代等）を市が補助する**もの。
- ・ 弁護士相談・養育費相談と一体的な運用を行うため、愛知県母子寡婦福祉連合会へ相談・受付業務を委託。
- ・ 補助の対象となる方：以下の①～⑤の要件をすべて満たす方
 - ①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
 - ②養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
 - ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 - ④養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - ⑤過去に同一の取り決めをした文書について、本補助金を受給していない方
- ・ 補助金額：上限5万円
- ・ 申請期限：①～⑤の要件を満たした日の翌日から6カ月以内

<事業イメージ>



<利用実績（見込み）>

- ・ 令和4年度実績（交付決定件数）は1月末時点で65件
- ・ 令和5年度は、所得制限の撤廃、申請期限の変更、ADR利用費用補助の開始を予定



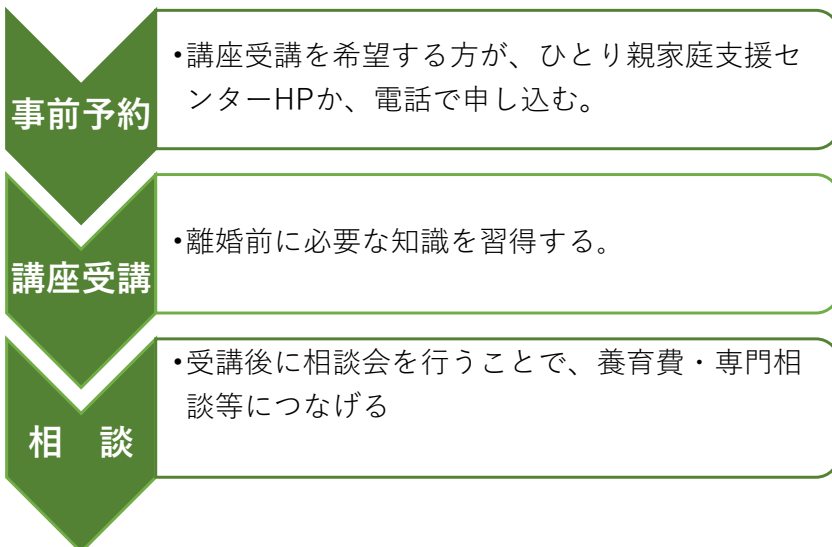
- 離婚前講座、無料の法律相談、公正証書作成費補助、保証会社の利用費補助など相談から債務名義化による継続した履行確保の促進を総合的に支援
- 離婚届を取りに来られた方全員に、市民課で養育費確保のためのチラシを配布し、制度周知

取組内容

1 離婚前講座の実施

- ・ 離婚前講座を年に2回開催。
- ・ 離婚を検討している方、離婚協議中の方等を対象として**無料の講座を実施**
- ・ 2回の内、1回は養育費・面会交流等専門相談の相談員に講師を依頼。
- ・ 講座受講後は法律相談や養育費相談等に繋げている。

<相談までの流れ>



<相談実績>

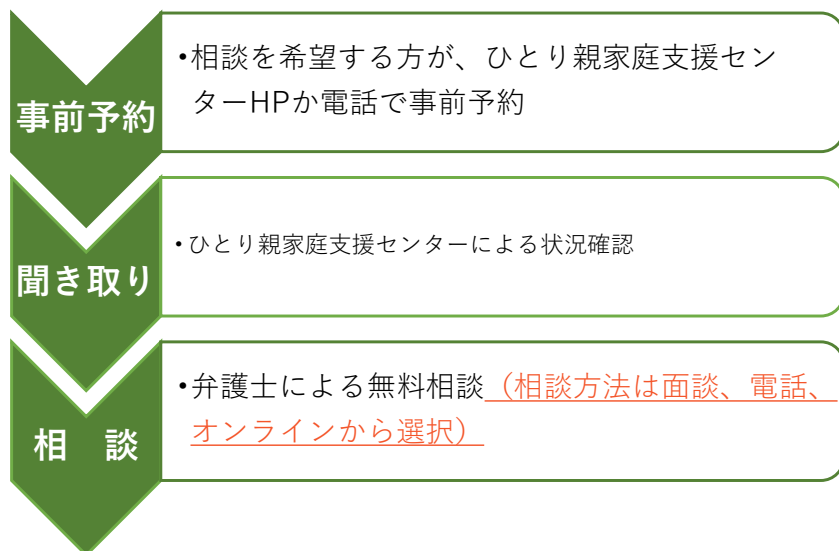
- ・ 年間2回実施。
 - ・ 新型コロナの感染拡大防止の観点から、講座の参加方法について、**「会場」と「オンライン参加」を選択可能**。
 - ・ 令和3年度受講者数：14名
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や、養育費・面会交流等専門相談をご案内している。

取組内容

2 弁護士による法律相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・相談はひとり親家庭支援センターにおいて、毎週実施。
- ・1回30分。
- ・離婚全般に関する法律相談に対応。公正証書等作成費補助や、保証会社の利用費補助等の他の養育費確保のための支援施策を情報提供することで債務名義化と継続した履行確保の促進を図っている。

<相談までの流れ>



<相談実績>

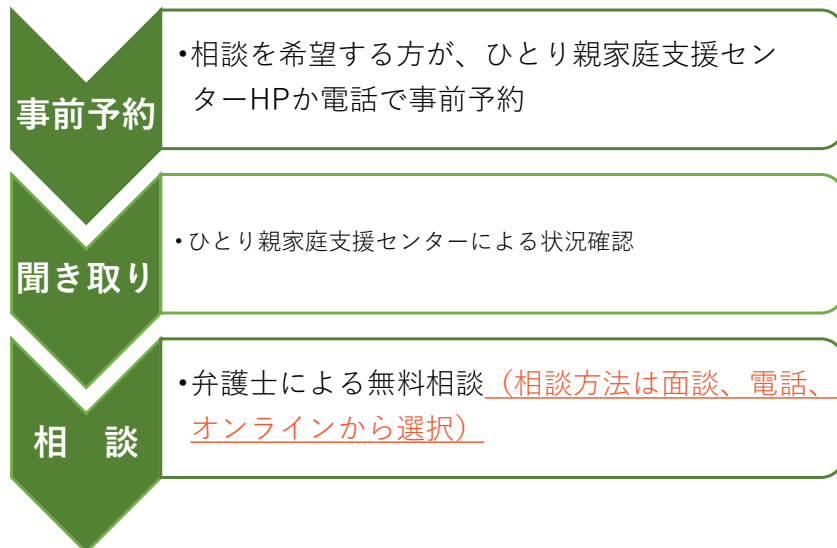
- ①実施回数
 - ・月5回
 - ②夜間等の時間帯に相談を実施
 - ・月曜（10：00～13：00）
 - ・火曜（17：30～20：30）
 - ・金曜（13：00～16：00）
 - ③希望者には**オンライン相談**を実施
- ・令和3年度相談件数244件

取組内容

3 養育費・面会交流等専門相談の実施

- ・神戸市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として無料の養育費・面会交流等専門相談を実施。
- ・相談はひとり親家庭支援センターと区（東灘区、北区、垂水区）で、それぞれ毎月1回実施。
- ・1回50分。
- ・離婚、養育費、面会交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を行う。必要に応じて、他の養育費確保のための支援施策を情報提供。
- ・明確な法律相談の意思がない場合は、まずは養育費・面会交流等専門相談につなぐこととしている。相談の窓口となる関係者（就業相談員や母子父子自立支援員等）とも情報共有している。

<相談までの流れ>



<相談実績>

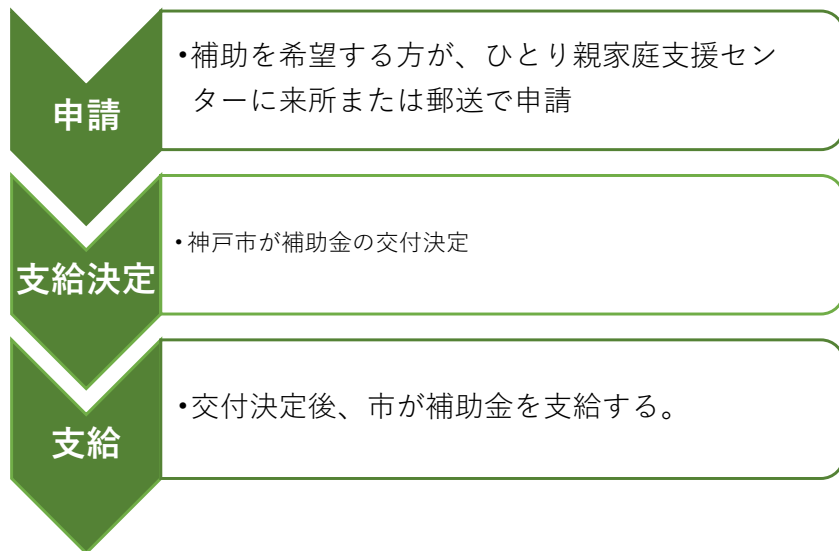
- ・希望者にはオンライン相談を実施
- ・令和3年度相談件数111件

取組内容

4 養育費に関する公正証書作成費補助の実施

- ・ 養育費に関して公正証書等の作成にかかった経費を補助。
- ・ **1人1回限り。上限5万円**
- ・ 対象の子どもは、20歳未満。
- ・ まずは、債務名義化の促進が非常に重要であると考えたため、**所得制限は設定していない。**

<補助の流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書等
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和3年度申請件数75件
（慰謝料や年金分割等の項目も含めて公正証書を作成している方がほとんどである）

取組内容

5 養育費に関する保証会社の利用費補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者を対象として、その者が保証会社と契約した際にかかった契約料（保証料）を補助。
- ・ 1回限り。子どもは20歳未満。
- ・ まずは継続した履行確保を促進するため、**所得制限は設定していない。**
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

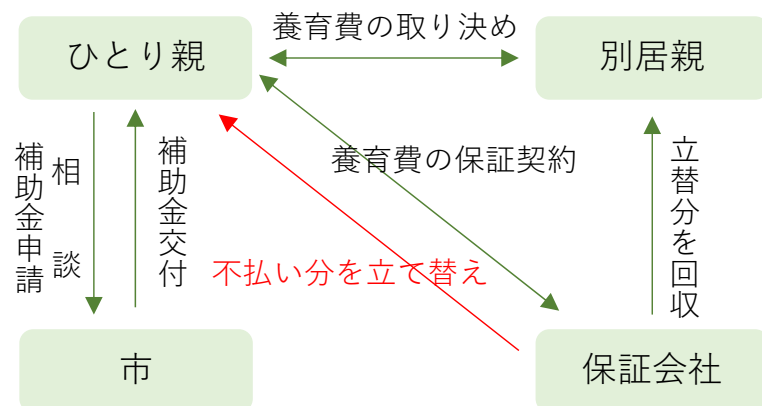
【補助要件等】

保証期間 : 1年間以上の養育費保証契約を締結していること

年間保証料 : 月額養育費と5万円と比較して少ない方の額

その他 : 過去に保証会社の利用費補助金を受給していないこと（初回のみ補助）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 補助経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 住民票（児童扶養手当証書でも可）

<利用実績>

- ・ 令和3年度申請件数11件



- 公正証書等の作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成費用補助の実施

- ・ 公正証書の作成手数料，調停申立てや訴訟に必要な収入印紙代，戸籍謄本等の書類取得費用，郵便切手代等を補助します。

＜対象者＞ 市内在住のひとり親で，次の要件をすべて満たす方

- ・ 令和4年4月1日以降に養育費の取決めに係る費用を負担した方
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞

- ①養育費の支払いに関する公正証書の作成手数料
- ②調停や訴訟に要する収入印紙代や郵便切手代
- ③戸籍謄本等の必要書類の取得費用

＜補助上限額＞ 3万円

＜申請に必要な書類＞

- ・ 養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
- ・ 戸籍謄本
- ・ 補助の対象となる費用の領収書

※上記書類を持参し，市役所窓口で申請していただきます。

＜利用実績＞

■ 令和5年3月28日現在

11件

取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施

- 保証会社と養育費の保証契約を締結した場合の初回保証料を補助します。

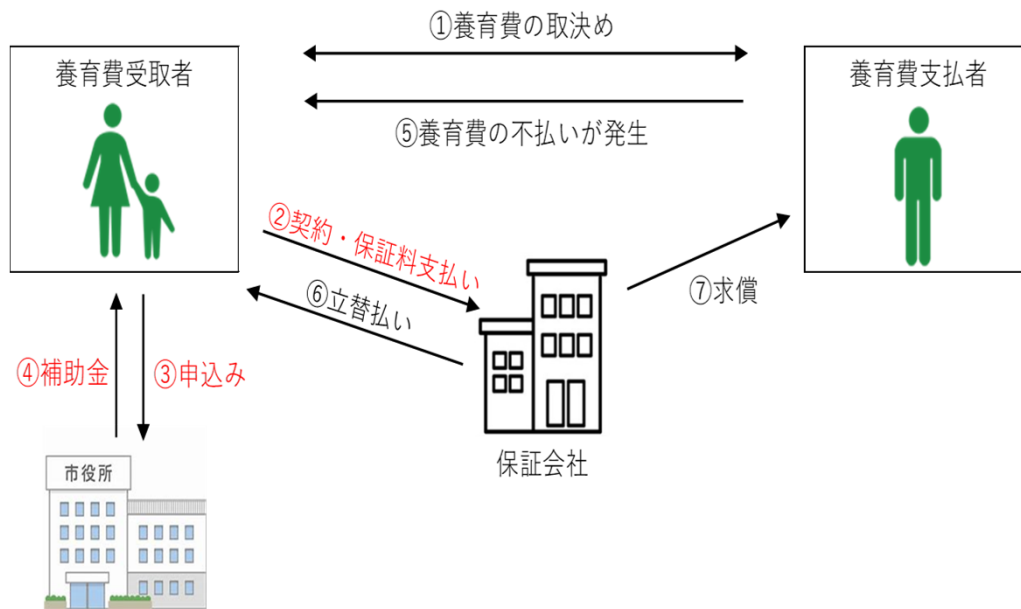
＜対象者＞ 市内在住のひとり親で、次の要件をすべて満たす方

- ・令和4年4月1日以降に養育費の保証契約に係る費用を負担した方
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・養育費の取決めの対象となるお子さんを養育している方

＜補助対象＞ 養育費の保証契約締結の際に負担した初回保証料

＜補助上限額＞ 5万円

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・養育費の取り決めをした書類（公正証書や調停調書など）
 - ・戸籍謄本
 - ・領収書
 - ・保証会社と締結した保証契約書
- ※上記書類を持参し、市役所窓口で申請していただきます。

＜利用実績＞

■ 令和5年3月28日未現在

0件（問合せ 10件）



- 公正証書等作成経費補助の実施
- 養育費保証契約締結経費補助の実施

取組内容

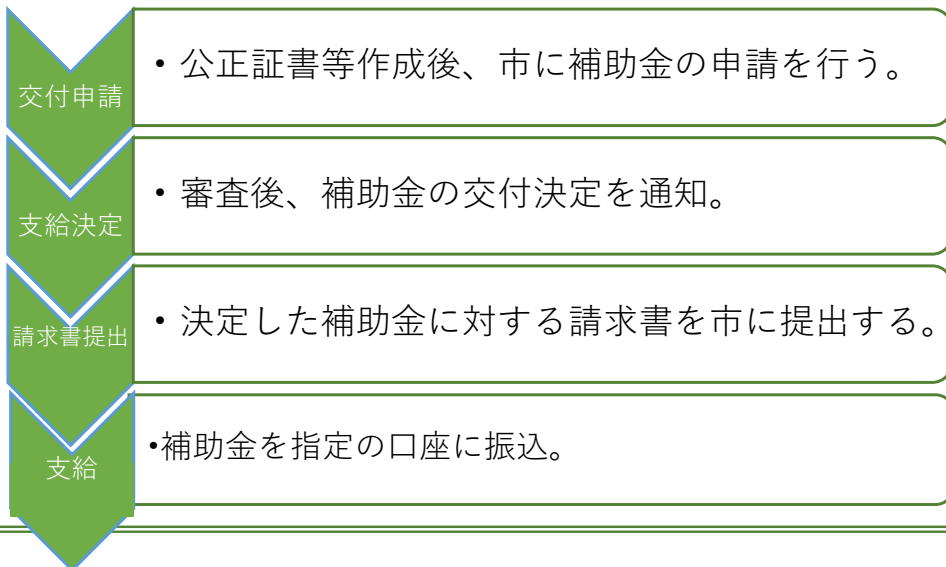
1 公正証書等作成経費補助の実施 (令和4年4月事業開始)

- ・ ひとり親家庭の母または父を対象として、養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に係る費用を補助する。1人1回限り。

対象者 : 養育費の取決めに係る経費を負担している。
 養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。
 養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を養育している。

補助内容 : 公証人手数料、調停申立て又は裁判に要する印紙代、
 戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代。
 (※養育費の取決めに関するものに限る) 上限43,000円。

<相談までの流れ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書(受給がない場合は戸籍謄本)
- ・ 養育費の取決めを交わした文書及び領収書
- ・ 銀行口座がわかるもの

<利用実績>

- ・ 令和4年度1月末時点で10名に交付決定している。

取組内容

2 養育費保証契約締結経費補助の実施 (令和4年4月事業開始)

- 公正証書等により養育費の取決めを行っているひとり親家庭の母または父を対象として、民間保証会社と養育費保証契約を締結した場合、**その初回保証料を市が補助**する。1人1回限り。

対象者：児童扶養手当を受給中、または同等の所得水準。

養育費の取決め及び債務名義化している書類を有している。

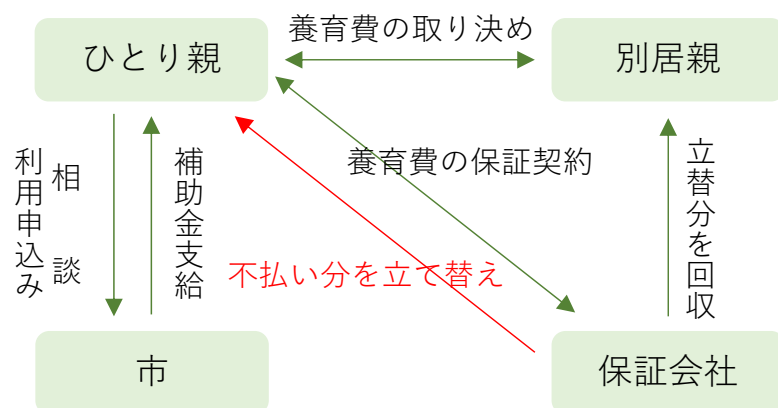
養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を養育している。

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。

締結する際に要する費用を負担している。

補助内容：初回保証料。**上限50,000円。**

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- 児童扶養手当証書（受給がない場合は戸籍謄本）
- 保証会社と締結した養育費保証契約書及び領収書
- 養育費の取決めを交わした文書
- 銀行口座がわかるもの

＜利用実績＞

- 令和4年度1月末時点で、実績なし。



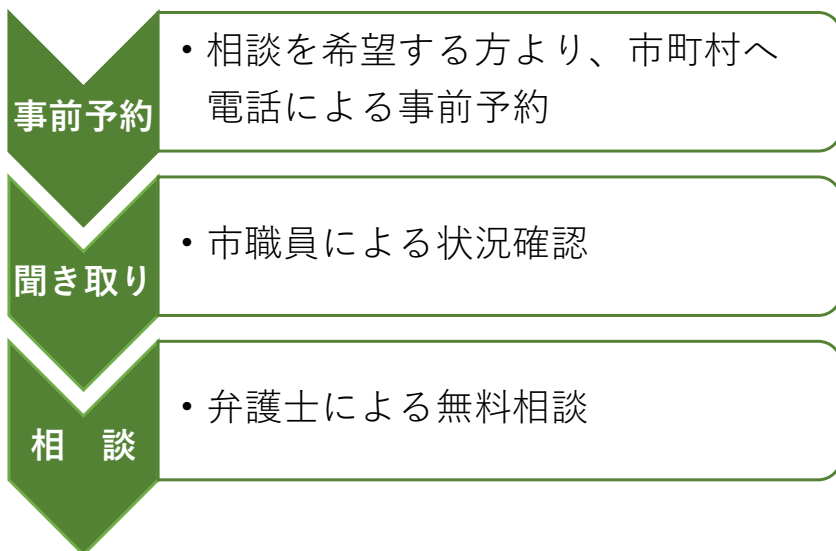
- 弁護士による養育費等の無料法律相談の実施
- 公正証書等の作成費用，養育費保証契約費用の一部補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 柏市在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士に依頼）
- ・ 実施は毎月1回程度。相談時間は1名につき最大45分（1日最大4名）。
- ・ 希望する方は、前日までに電話・来課による事前予約が必要。原則1回のみ利用可。（先着順）
- ・ 市役所内の相談室にて、対面で相談を行う。
- ・ 相談後に記入いただくアンケート内容から、**養育費に関わらず、有効な支援の情報提供などを実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度は年13回を予定。
11回（R5.1月末現在）の相談を実施し、計38名が参加
- ・ これまでも、月により予約待ちのかたがいることから、今後は相談日を増やすことを想定している。

取組内容

2 公正証書等の作成費用，養育費保証契約費用の一部補助の実施

＜①公正証書・調停調書作成費用の補助＞

- ・ 養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し，継続した履行確保を図るため，**公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代，連絡用の切手代等の一部**を補助する。
- ・ 補助額は上限17,000円

＜②養育費保証契約費用の補助＞

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる**初回保証料**を補助する。
- ・ 補助額は上限50,000円

＜対象者（①，②共通）＞

- ・ 申請日において柏市に居住し，住民基本台帳に記録をされ，かつ，次に掲げる要件をすべて満たすかた
 - 1 児童扶養手当の支給を受けているかた
又は同様の所得水準にあるかた
 - 2 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた
 - 3 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
 - 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
 - 5 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた

＜利用実績＞

- ①公正証書・調停調書作成費用補助
5名（R5.1月末現在）
- ②養育費保証契約費用の補助
0名（R5.1月末現在）

＜申込みに必要な書類（①，②共通）＞

- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - ・ 世帯全員の住民票の写し
 - ・ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
 - ・ 対象経費の領収書等
 - ・ 養育費の取り決めが確認できる債務名義
 - ・ 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費保証契約書（②のみ）
 - ・ 個人情報取り扱いに係る同意書
 - ・ その他，市長が必要と認めたもの
- ※公簿等によって確認できる場合は添付書類を省略できる



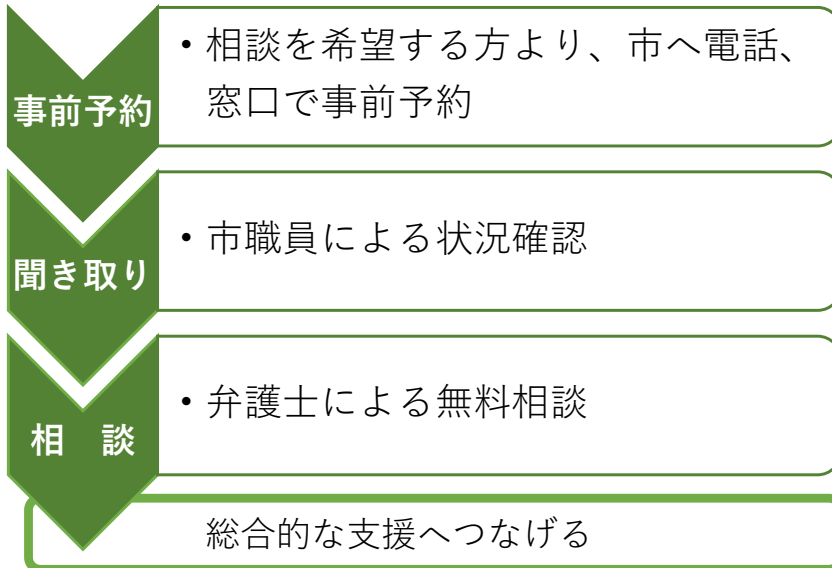
- 国際離婚にも対応した弁護士による無料相談及び元調停員によるオンライン相談の実施
- 公正証書等作成及び保証契約、強制執行に対する補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 委託した市内の弁護士による**無料相談を実施**。
- ・ 相談は年20回を実施予定。うち7回は土曜日、2回は日曜日に設定。
- ・ うち4回は米軍基地を有する横須賀の特性に対応するため、**国際離婚について、英語での相談もできる**弁護士による相談を実施。
- ・ 事前の聞き取りや弁護士相談での結果を踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

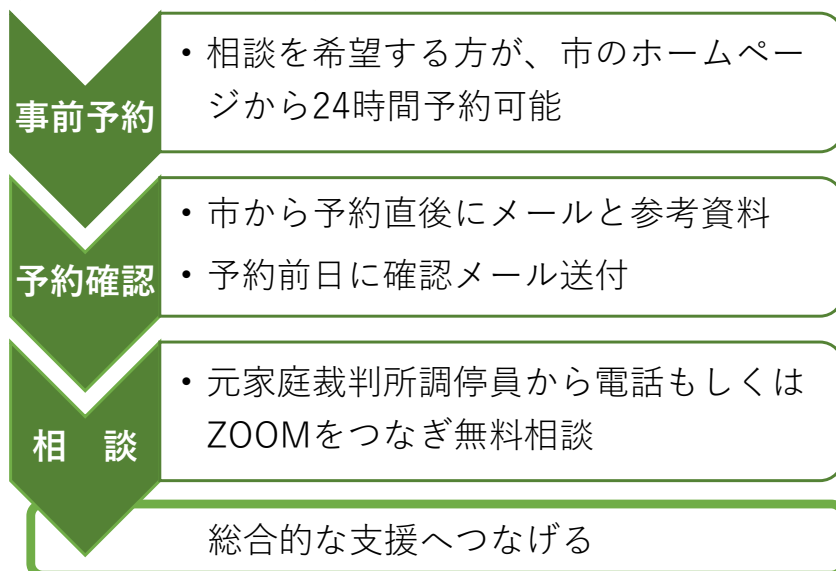
- ・ 1回の相談について、
一般の相談は5名定員で45分、
国政離婚の相談は4名定員で60分。
- ・ 令和4年4月～12月にかけて、13回の相談を実施し、計50名が利用

取組内容

2 【令和4年度開始】養育費オンライン相談の実施

- ・ 養育費について悩む離婚前親を主な対象とし、弁護士相談より前の段階から支援を行う。養育費についての相談のハードルを下げ、気軽に相談できるようにすることが目的。
- ・ 電話やZOOMを使用し、来庁不要でどこでも相談可。
- ・ 申し込みもホームページから24時間受付
- ・ 申し込みに必要な個人情報
氏名・郵便番号（市内在住を確認するため） ・ 電話番号 ・ メールアドレスのみ

<相談までの流れ>



<利用実績（見込み）>

- ・ 月2回（第3木曜日と第4土曜日）に実施。
- ・ 令和4年度12月時点で 23名が利用
- ・ うち電話相談利用者 21名
ZOOM相談利用者 2名
- ・ うち離婚前の相談が 16名
離婚後の相談が 7名

取組内容

3 公正証書作成費用等補助の実施

養育費について、公正証書（強制執行認諾付きのものに限る）や調停など公的書類で取り決めた者を対象として、作成に要した費用のうち、**ひとり親家庭の親が負担した分を市が補助**する。

- 補助対象費用 :
- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費についての分のみ対象）
 - ・ 調停や裁判にかかる印紙代
 - ・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用
 - ・ 公的機関が求める連絡用の郵便切手代

補助上限額・所得制限 : なし

【令和4年度開始】養育費の不払いに対する強制執行に要する費用の補助

- 補助対象費用 :
- ・ 養育費の不払いに対する裁判所申し立て用の収入印紙代
 - ・ 予納金、郵便切手代や登記事項証明書の取得費用

補助上限額 : 23,000円

<申込みに必要な書類>

- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 補助対象費用を証する領収書等
- ・ 作成した公的書類
- ・ ひとり親であることを証する書類（児童扶養手当証書など）

<利用実績>

- ・ 令和4年度12月末時点で 24名が利用（うち強制執行費用補助は 0件）

取組内容

4 保証契約補助の実施

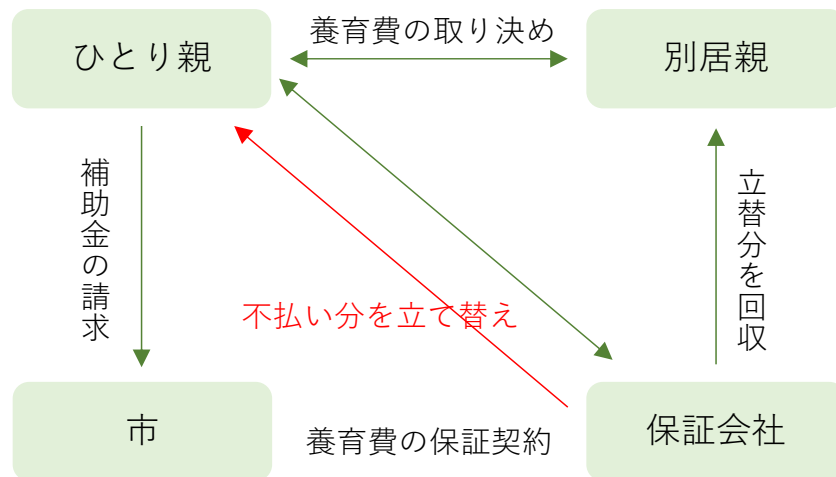
- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っている者が保証会社と**養育費保証契約を締結し、その初回保証料を市が補助**する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

補助対象 : 契約期間が1年以上の保証契約の初回保証料相当額（上限5万円）

保証内容 : 受け取れなかった月の養育費を保証会社が立て替えて支払う

所得制限 : あり（児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 保証料の支払い額を証するもの
- ・ 作成した公的書類
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 児童扶養手当受給者と同様の所得水準のひとり親であることを証する書類（児童扶養手当証書など）

<利用実績>

- ・ 令和4年度12月末時点で1名が利用



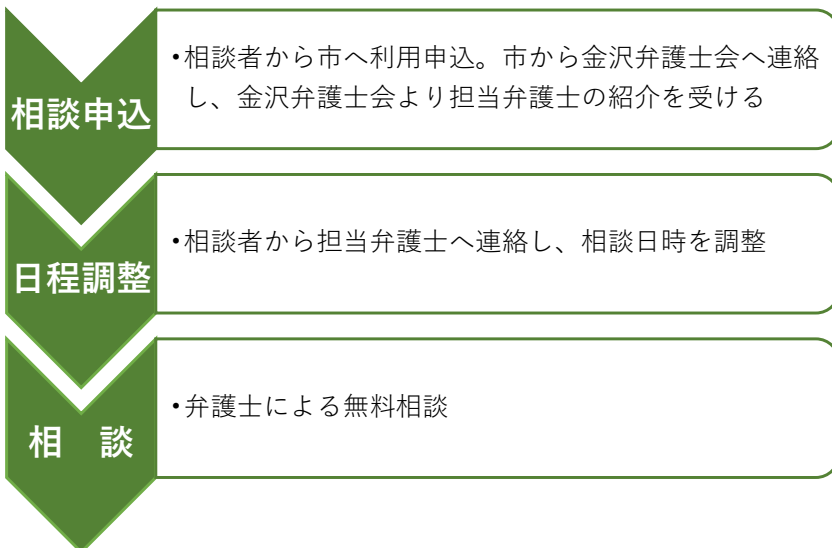
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書作成等促進補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 金沢市在住の離婚を検討している方、離婚後に養育費の取決めがない方を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（いずれも児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準にある方が対象）
- ・ 相談を希望する方（以下「相談者」という。）は、市へ弁護士相談の利用申込を行う。
- ・ 市は利用決定の上、金沢弁護士会へ連絡し、担当弁護士の紹介を受ける。
- ・ 相談者は、担当弁護士へ連絡し、事前に電話による日程調整を行う。
- ・ 弁護士による無料相談を実施。（1回／1時間分）

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度（2月末現在）は、2件の相談を実施
- ・ 令和3年度は、7件の相談を実施

取組内容

2 公正証書作成等促進補助の実施

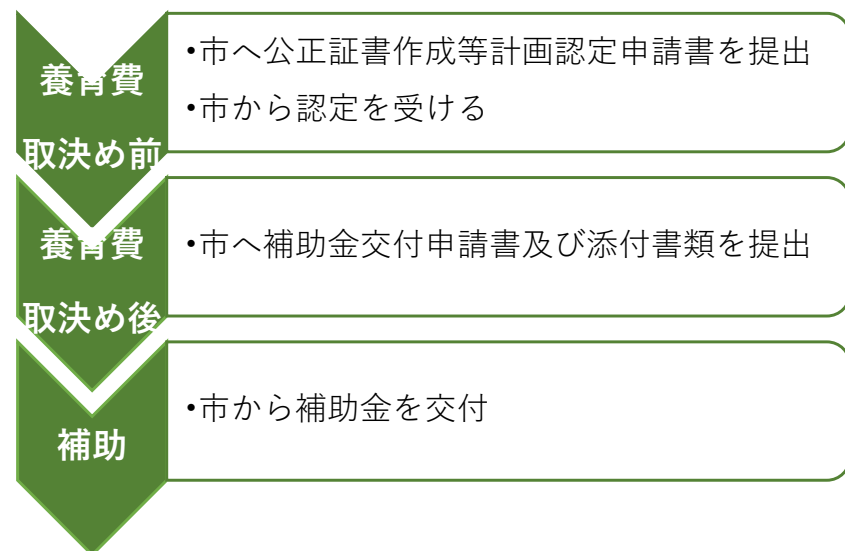
- 離婚後も養育費の取決めがないひとり親家庭の親を対象として、養育費の支払の継続した履行確保を図るため、**公正証書等の作成に係る諸費用を助成**する。

対象者：金沢市内に居住するひとり親で、以下のいずれも満たす方

- ・ 児童扶養手当認定者のうち、児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準にある方
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ・ 過去に同内容の養育費の取決めについてこの交付を受けたことがない方

助成内容：公正証書等の作成に係る諸費用 全額（上限35,000円）

<事業の流れ>



<補助対象経費>

- ・ 公証人手数料
- ・ 調停の申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等の添付書類の取得費用
- ・ 連絡用の郵便切手代

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和4年度（2月末現在）は、1件の補助を実施
- ・ 令和2年度～令和3年度は、1件の補助を実施



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等の作成支援

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ **養育費に関する**相談について、福井市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象に**無料の弁護士相談を実施**。（福井弁護士会と市が覚書を交わしている）
- ・ 市の母子父子自立支援員もしくは女性相談員が、**相談内容から法的知識が必要と判断した場合のみ**、利用できる。
- ・ 提出された申請書をもとに弁護士会が弁護士を決定し、その後は申請者と弁護士で相談日時を決める。
- ・ 1人につき、年1回かつ1時間以内となっている。

<相談までの流れ>

- ・ 市の母子父子自立支援員もしくは女性相談員による状況確認（聞き取り）
- ↓
- ・ 法的知識が必要との判断になったら、申請書を記入してもらう
- ・ 市から弁護士会に申請書を送る
- ↓
- ・ 弁護士会で弁護士を決定する
- ↓
- ・ 弁護士による無料相談を実施

<相談実績>

令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R5.2月末時点)
7件	3件	2件

<市の事務の流れ>

- ① 申請者と弁護士の無料相談終了後、弁護士から実績報告が市に提出される
- ② 市から弁護士に報償費（11,000円）を支払う

取組内容

2 公正証書等の作成支援

養育費の文書による取決めを促進し、継続した履行確保を図るため、**公正証書等の作成に要した費用を補助**する。

対象者 : 児童扶養手当と同等の所得水準

養育費の取決めに関する債務名義を有している

養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養している

養育費の取決めに係る経費を負担している

対象経費 : 公証人手数料令に定められた公証人手数料

調停の申立てや裁判用の収入印紙代

公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用

公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

補助額 : **対象経費の全額 (上限 3 万円)**

申請期限 : 公正証書等を作成した日の属する年度の末日まで

<申請に必要な書類>

- ・ 本人とその子の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 養育費の取決めを交わした文書

<利用実績> ※令和3年度から実施

令和3年度	令和4年度 (R5.2月末時点)
0件	6件

★ 開始年度の令和3年度は申請が全くなかったため、**公証人役場や家庭裁判所にチラシの設置について協力してもらった**ことで効果的な周知ができ、令和4年度は申請件数が増えた。

POINT

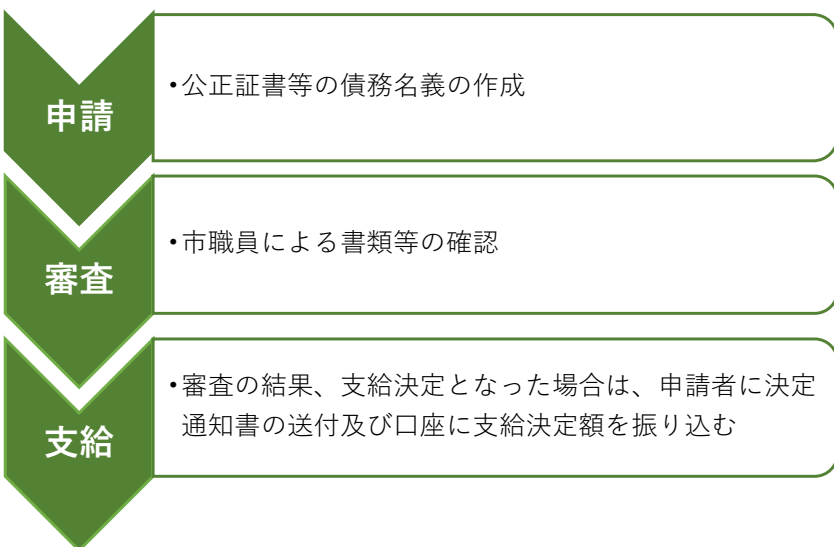
● 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

- ・ 岐阜市に在住するひとり親の方で、養育費に関する取り決めをした公正証書等を作成した場合に作成に係った費用を補助する。
- ・ 上限17,000円
- ・ 取り決めをした日から6か月以内に申請が必要。
- ・ 過去に同様の補助金を受け取っていないこと。

<相談までの流れ>



<申請に必要な添付書類>

- ・ 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し(省略できる場合有)
- ・ 児童扶養手当証書の写し(省略できる場合有)
- ・ 対象経費を負担したことが確認できる領収書の写し
- ・ 公正証書等の債務名義の内容が確認できる書類の写し

<実績等>

- ・ 令和3年度 支給件数 10件
- ・ 令和4年度 支給件数 23件 (令和5年1月末現在)

POINT

● 養育費に関する公正証書等作成費用補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用補助

- ・ 養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停調書・判決書などの取得について、かかった費用のうち、本人の負担分を補助する（上限3万円）

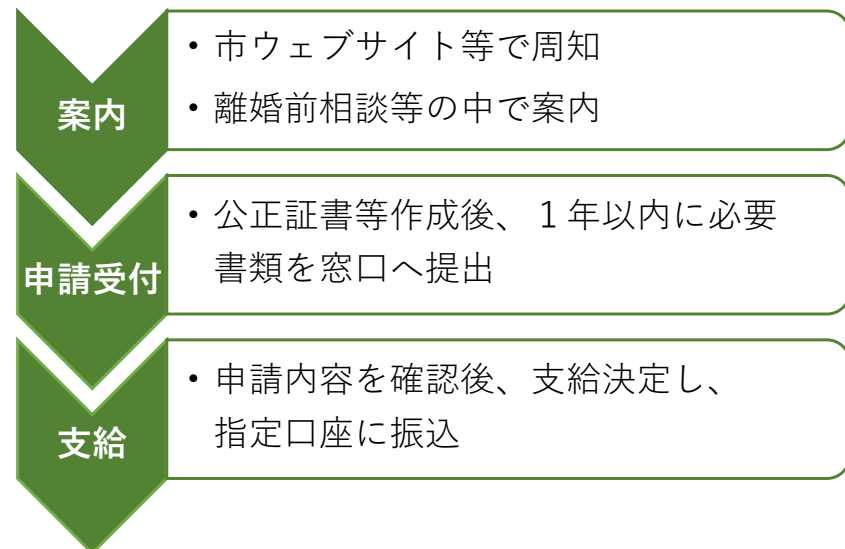
<利用対象者>

- ・ 一宮市内に在住のひとり親家庭の母又は父で、現に対象となる児童を扶養している方
- ・ 所得制限なし

<補助対象経費>

- ・ 公証人手数料（養育費分のみ）
- ・ 調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 連絡用切手代

<支給までの流れ>



<必要書類>

- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書など養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 本人名義の振込先口座がわかるもの
- ・ 本人確認できるもの(マイナンバーカード等)

<利用実績（見込み）>

- ・ 令和4年4月から実施
- ・ 令和4年度の申請見込み件数は10件
- ・ 令和5年1月末時点で10件申請あり



- 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付（令和2年9月より実施）
- 養育費保証促進補助金の交付（令和2年9月より実施）
- 養育費確保のための弁護士補助金の交付（令和4年9月より実施）
- 自立支援センターでの無料弁護士・専門相談事業

取組内容

1 公正証書・調停調書等作成促進補助金の交付（事前相談要）

公正証書・調停調書の作成手数料・それにかかる書類取得費用を市が補助

補助額：3万円を上限に負担した実費額

申請期限：書類作成日から6ヶ月以内

広報周知の方法（養育費保証、弁護士費用補助金も同）

- ・ 児童扶養手当現況届案内時に制度案内チラシ同封
- ・ 市ホームページ・市広報誌・ひとり親家庭へのメールマガジン・メディアリリース
- ・ 公証人・弁護士を講師に招き、市民向け説明会を開催（R4年度7月、9月）

<申込みに必要な書類>

- ・ 作成した公的書類
- ・ 戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 要した費用の領収書
- ・ 金融機関口座の通帳等

取組内容

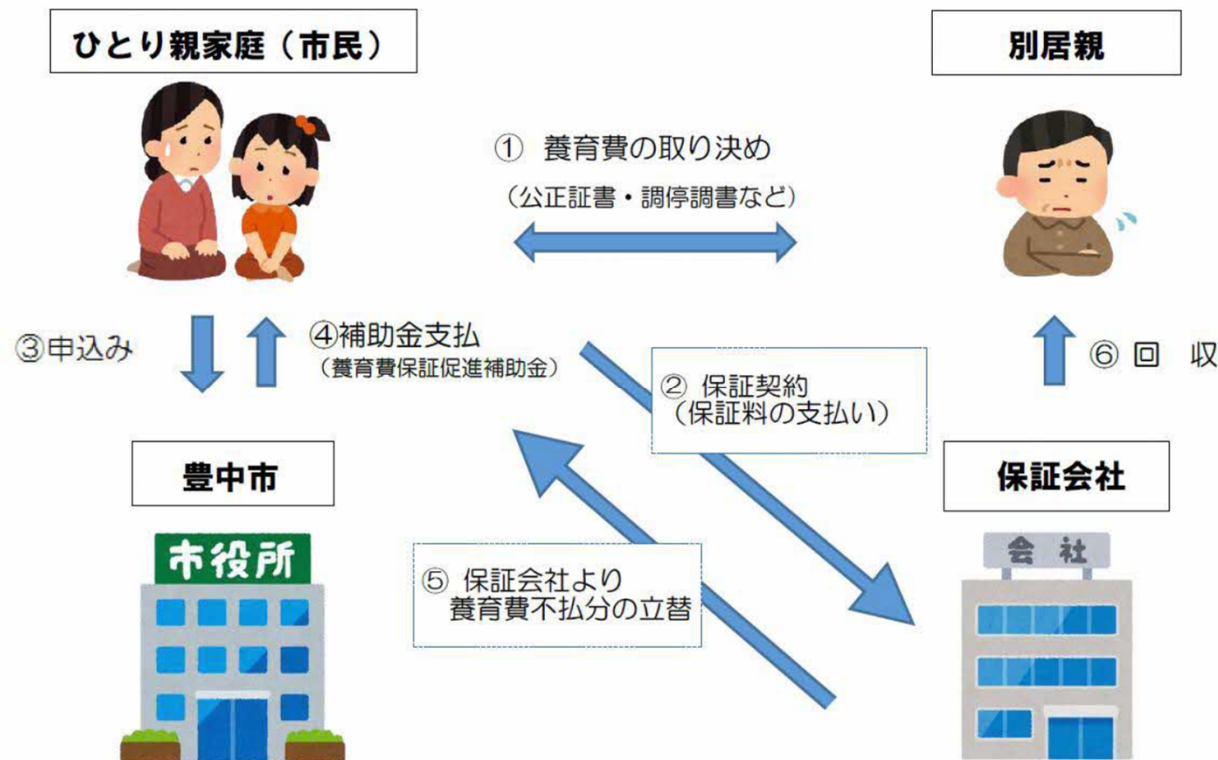
2 養育費保証促進補助金の交付

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の養育費保証契約を締結した場合に、その保証料相当額を市が補助する。

補助額：5万円を上限に負担した実費額

補助対象：契約締結日から1年間の費用

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票（児童扶養手当証書でも可）
- ・支払った保証料の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

<補助実績（令和2～4年度計）>

令和4年度は令和5年1月末時点

- ・公正証書等 76件
- ・養育費保証 3件

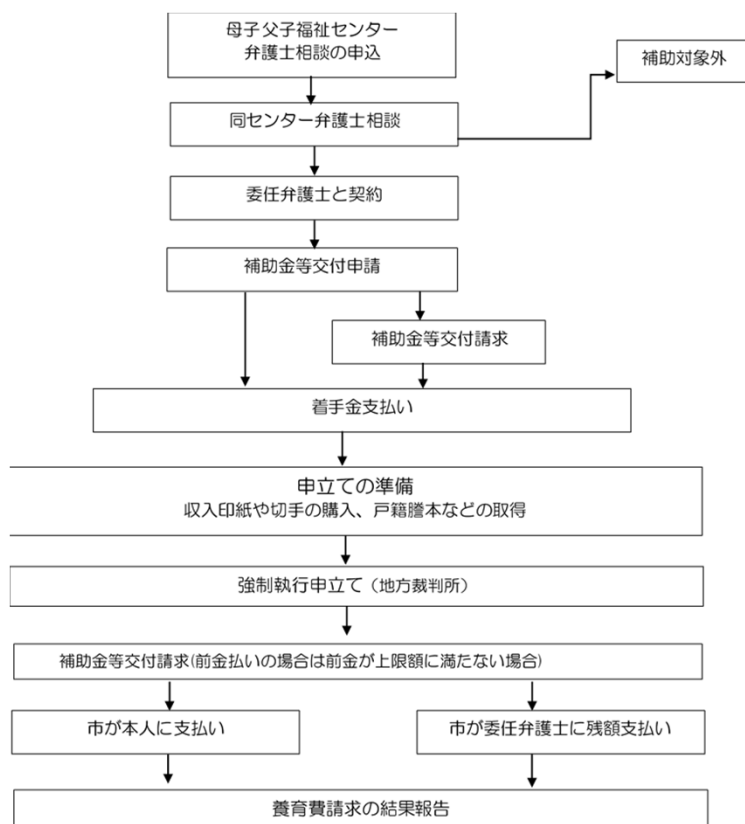
取組内容

3 養育費確保のための弁護士費用補助金

弁護士に依頼して養育費請求についての強制執行申立等を行う場合の
弁護士費用（着手金及び印紙代・切手代などにかかる実費分）補助

補助額：15万円を上限に負担した実費額

＜相談までの流れ＞



＜対象者＞ ①～⑥のすべてを満たしているひとり親の方

- ①市内に住所を有し、かつ居住している（配偶者等からの暴力を理由に避難している方は居住実態がある）
- ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子どもを現に扶養している
- ③養育費の不払いにより受け取れていない債権がある
- ④養育費の取り決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付き公正証書など）を有している
- ⑤豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込める
- ⑥過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求等の弁護士費用補助金を交付されていない

＜補助実績（令和4年度）＞ 2件

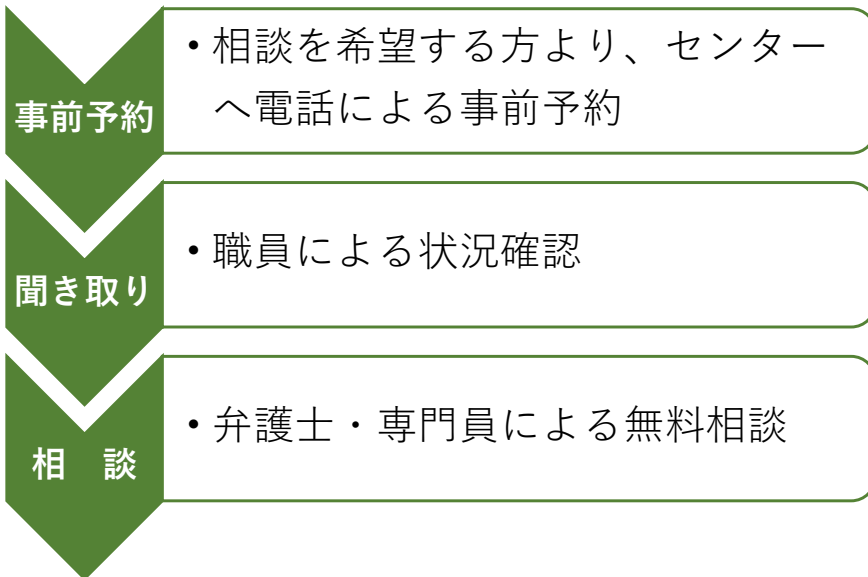
令和5年1月末時点

取組内容

4 弁護士・専門員による無料相談の実施【指定管理者委託事業】

- ・市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として母子家庭等就業・自立支援センターにて無料相談を実施（1回60分程度）。
- ・弁護士相談は毎月4回（平日夜間・土曜昼間）に実施。
- ・**家庭裁判所元調査官・元調停委員による**専門員相談は毎月1回（平日昼間）に実施。
- ・自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて、無料相談へ引継ぐこともあり。
- ・事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば、**養育費に関することにとどまらず情報提供等を実施。**

<相談までの流れ>



<相談実績（令和3年度）>

- ・ 弁護士相談 46 回
- ・ 専門員相談 33 回



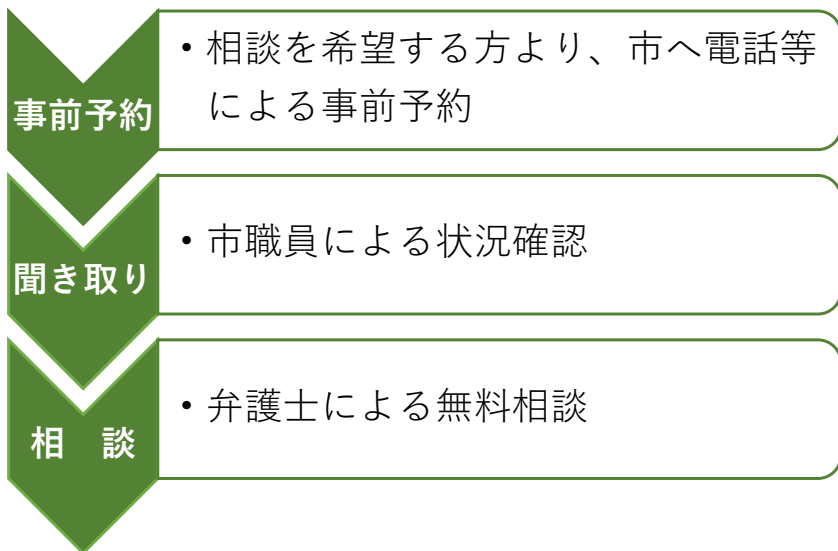
- 弁護士による無料法律相談の実施
- 債務名義取得促進補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 八尾市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（大阪弁護士会と委託契約）
- ・ 相談は毎月1回特定日（第三金曜日午後1時から午後4時）に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順）
- ・ 市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、相談内容が異なる場合は、同じ相談者が複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、ひとり親面談室を利用し、毎月1回実施。各回定員は6名。

<令和2年度> 10回実施 相談件数34件
（緊急事態宣言により2回中止）

<令和3年度> 12回実施 相談件数46件

<令和4年度> 12回実施 相談件数30件

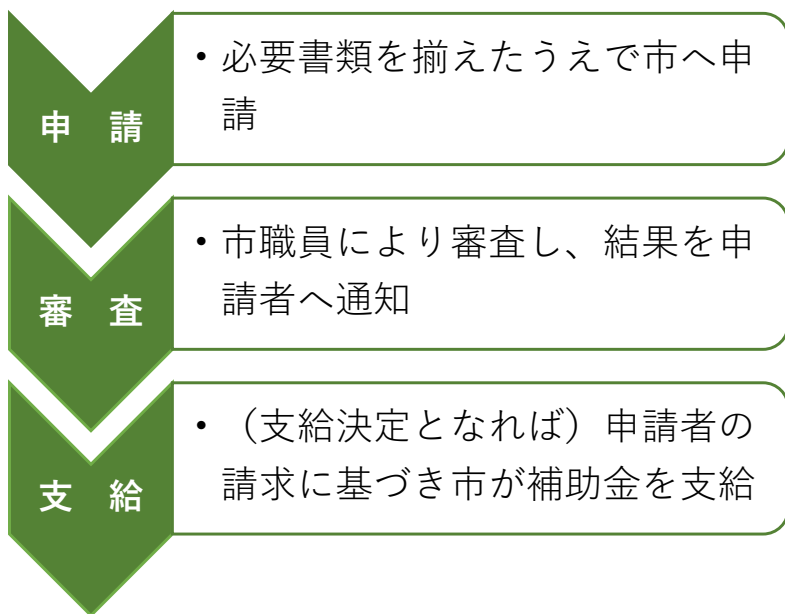
※令和4年度は1月末時点

取組内容

2 債務名義取得促進補助の実施

- ・ 八尾市在住の、養育費の対象児童を扶養しているひとり親を対象として債務名義（公証役場で作成した公正証書等や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等）の取得にかかる本人費用負担等を補助する。
- ・ 上記債務名義（取得から1年以内のもの）を有し、債務名義作成に係る経費を負担し、過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 補助対象は、公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代。（上限5万円）

<支給までの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 補助対象経費の領収書等・養育費の取り決めを交わした債務名義・印鑑

<利用実績（見込み）>

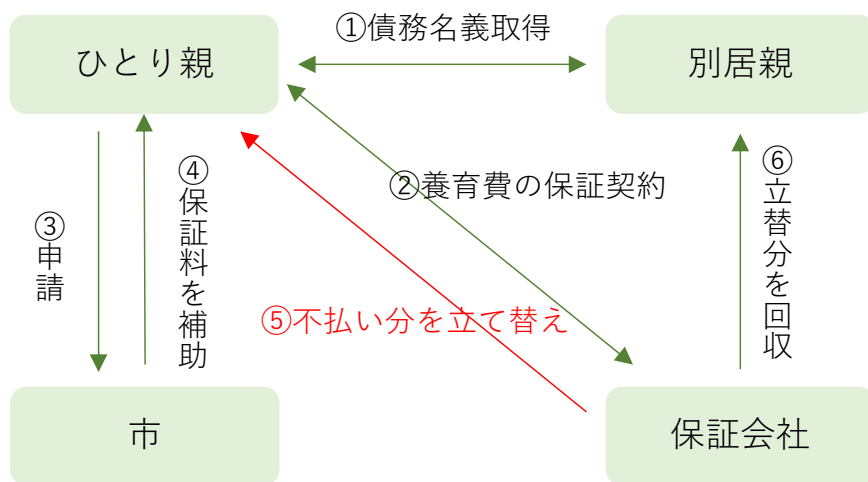
- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。
- <令和2年度（7月から実施）> 6件 <令和3年度> 9件
 <令和4年度> 7件 ※令和4年度は1月末時点

取組内容

3 保証契約補助の実施

- ・ 債務名義により養育費の取り決めを行っており、現に養育費の対象児童を扶養しているひとり親が、保証会社と1年以上の**養育費保証契約を締結した場合、その保証料を市が補助**する。（保証会社の指定はなし）
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあるひとり親で過去に同様の補助を受けていないひとり親が対象となる。
- ・ 対象は保証料として本人が負担した費用（上限5万円）で契約締結後、1年以内に申請する必要がある。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 申請者及びその児童の戸籍謄本等及び住民票（公募等で確認できる場合省略可）
- ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした債務名義
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書 ・ 印鑑

<利用実績（見込み）>

- ・ 市のホームページのほか、戸籍担当課にて離婚届を受け取りに来られた方へ案内チラシを配布。
- <令和2年度（7月から実施）> 0件 <令和3年度> 1件
 <令和4年度> 0件 ※令和4年度は1月末時点



- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費用補助の実施 等

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 寝屋川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士は弁護士会から派遣）
- ・ 相談は毎月第1・3水曜日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順、1回40分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ **養育費、面会交流の取決めにかかわらず、公正証書等の手続や書面作成について支援を実施**。
- ・ 養育費未払、面会交流の不実施の相談にも対応。

<相談までの流れ>

事前予約

- ・ 相談を希望する方より、市へ電話による事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和4年度については、市の会議室を活用し、毎月2回の無料相談を実施
- ・ 各回2名の利用枠を確保
- ※ 令和3年度については、計14名が相談を利用

取組内容

2 公正証書等作成費用補助の実施

- 公正証書等（債務名義）により養育費、面会交流の取り決めを行っている者を対象として、**公正証書等の作成に要した費用を市が補助**する。

補助金額 : 上限 4 万円

補助対象 : 公証人手数料令に定められた手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入
印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

申請期間 : 公正証書等の書面を作成した日から 1 年以内

<事業イメージ>

申請

- 補助を希望する方より、市窓口へ申込み（郵送可）

審査

- 市職員による申請の受理・審査

交付

- 補助金の交付決定

<申請に必要な書類>

- 本人確認書類
- 銀行口座の通帳
- 作成した公正証書等
- 公証役場、裁判所等の領収書 等

<利用実績（見込み）>

- 令和 4 年度 1 月時点で 21 名を補助
- ※ 令和 3 年度については、18 名を補助



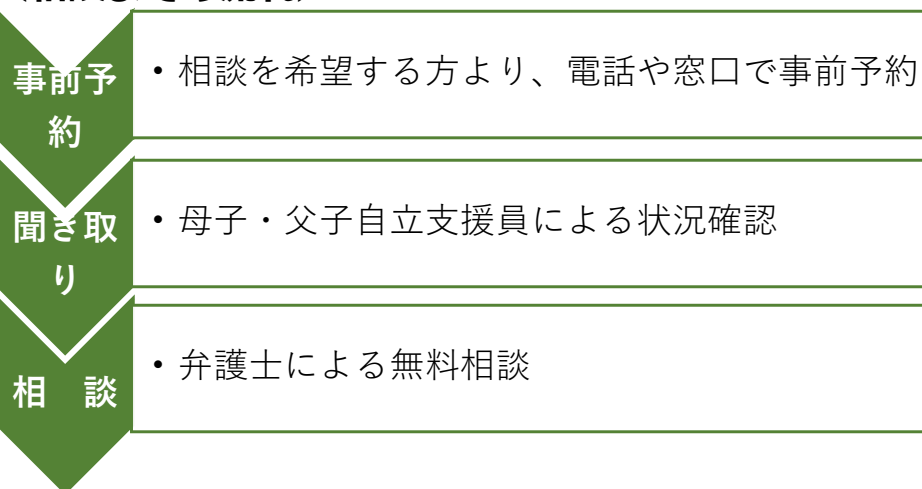
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書作成費用等の助成
- 養育費保証契約費用の助成

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 姫路市在住で離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（兵庫県弁護士会との委託契約）
- ・ 相談は毎月1回第3金曜日に実施。相談を希望する方は、毎月1日から前日までに電話や窓口において事前予約が必要。（先着順）
- ・ 母子・父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分、同一案件について1回限り。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**離婚に伴う養育費確保や面会交流に関する法的なことについての相談**。
- ・ 希望があれば、母子・父子自立支援員も同席する。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和5年度についても、市の相談室を活用し、毎月1回の無料相談を実施予定
 - ・ 各回6組まで
- ※ 令和4年4月～令和5年3月にかけて、毎月1回実施し、計39組が参加

取組内容

2 公正証書作成費用等の助成

- ・ 市内在住で申請時においてひとり親の母又は父を対象とし、養育費の取り決め（公正証書〈強制執行認諾約款付き〉、調停調書、審判書など）に要する費用を助成する。
- ・ 養育費の取り決めに要する経費のうち、**公正証書作成費用（養育費に関するものに限る）や、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用の全額を助成する。**
- ・ 所得制限なし。

<助成の範囲>

取り決め方法	対象となる費用
公正証書	公正証書作成費用 養育費に関するものに限る 上限なし
調停調書 審判書	収入印紙代、申請に必要な 戸籍謄本等の取得費用

<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の健康保険証
- ・ 養育費の取決めに係る文書（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書等）
- ・ 補助対象となる経費の領収書（申請者が負担したもの）
- ・ 申請者名義の通帳（口座のわかるもの）

<利用実績>

令和2年度より実施

- ・ 令和2年度申請者 2名
- ・ 令和3年度申請者 14名
- ・ 令和4年度申請者 12名（3月27日時点）

取組内容

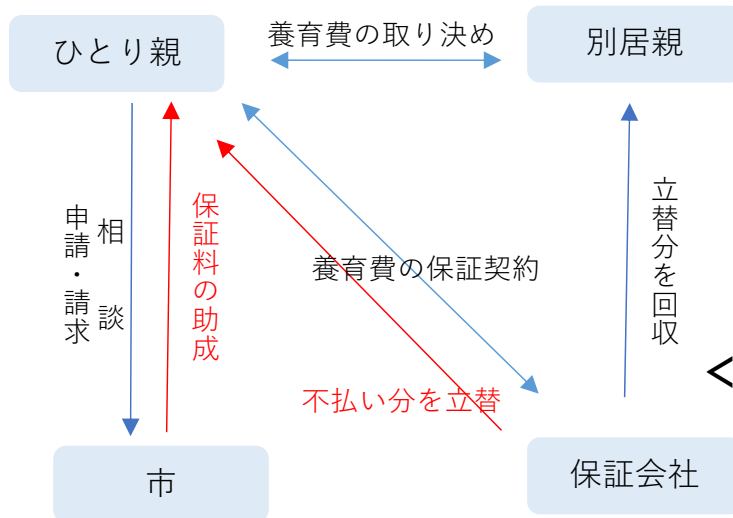
3 養育費保証契約費用の助成

- ・ 市内在住で申請時においてひとり親の母又は父であり、公正証書等により債務名義のある養育費の取決めを行っている者を対象として、**保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する初回保証料（上限5万円）を助成する。**

【補助条件】

- ・ 児童扶養手当受給者、又は児童扶養手当受給者と同様の所得水準にある
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
- ・ 補助上限：初回保証料（上限5万円）
- ・ 保証会社については制限なし。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・ （児童扶養手当を受給していない場合）申請者と対象児童の健康保険証
- ・ 養育費の取決めに係る文書（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書等）
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 申請者名義の通帳（口座のわかるもの）

<利用実績>

令和2年度より実施

- ・ 令和2年度申請者 2名
- ・ 令和3年度申請者 3名
- ・ 令和4年度申請者 1名（3月27日時点）



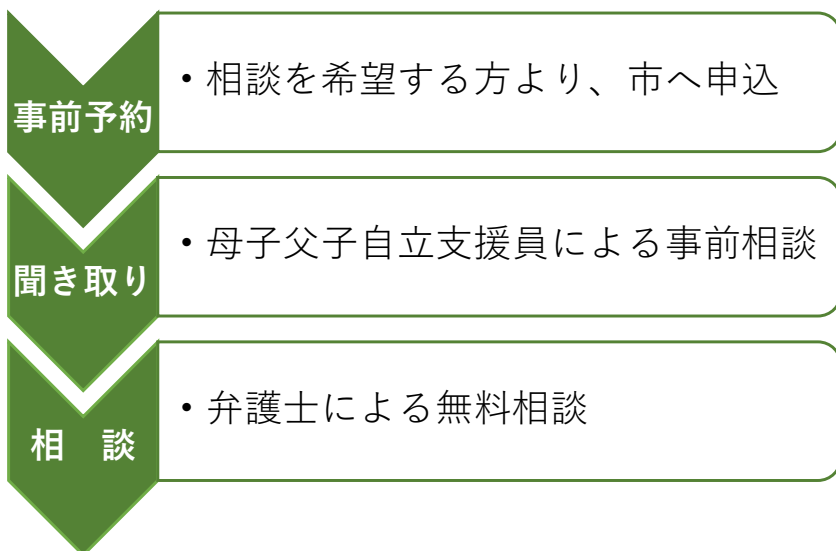
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書等作成費用の補助・養育費保証契約に要する経費の補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・西宮市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の母または父を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- ・対面での相談は年3回実施 ※ 各定員6名。
令和4年度よりオンライン相談にも対応。（1回30分程度、1人1回。）
- ・母子父子自立支援員による事前相談を行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。
事前の聞き取りにて、対象者に合った支援等の情報提供も行っている。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

- ・令和3年度は、3回実施（参加者計7名）
- ・令和4年度は、初回は申込者なしのため未実施。
2回目はR4.11月実施済（参加者3名）。
3回目は令和5年2月に実施予定。
オンライン相談は、令和5年1月末時点申込者なし。
- ・令和5年度も引き続き対面での相談（3回）、
オンライン相談を実施予定。

取組内容

2 公正証書等作成費用の補助の実施

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親の母または父を対象として、公正証書等を作成した際にかかる公証人手数料等の申請者が負担した費用を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていることが必要。

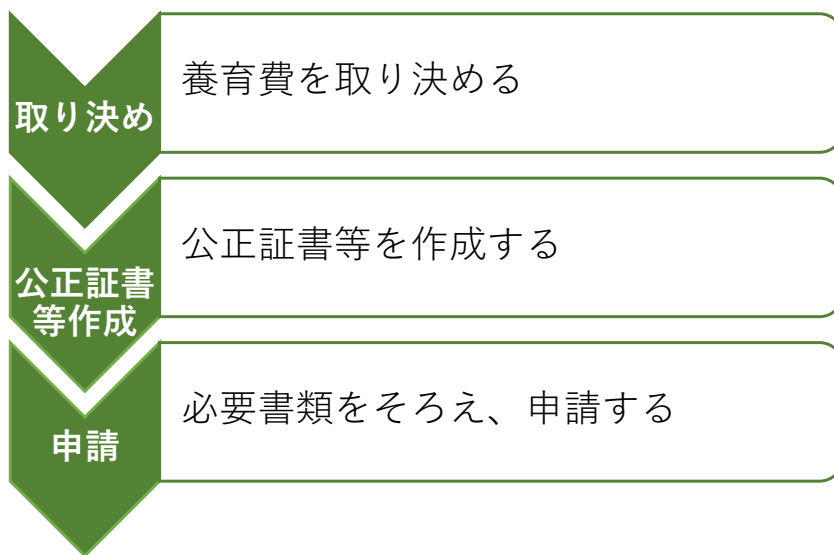
※所得制限は設定していない。

＜補助対象経費＞

以下の経費のうち、申請者が負担した費用【※上限：5万円】

- ・ 公証人手数料（養育費以外の取り決めの手数料は対象外）
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

＜申請までの流れ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 振込先のわかるもの

＜利用実績（見込み）＞

- ・ 令和4年度7月から事業開始
- ・ 令和5年1月末時点で4名が申請

取組内容

3 養育費保証契約に要する経費の補助の実施

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親の母または父を対象として、保証会社と契約した際にかかった初回の保証料を補助する。

※公正証書等に養育費の支払いについて強制執行できることが明記されていること、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していることが必要。

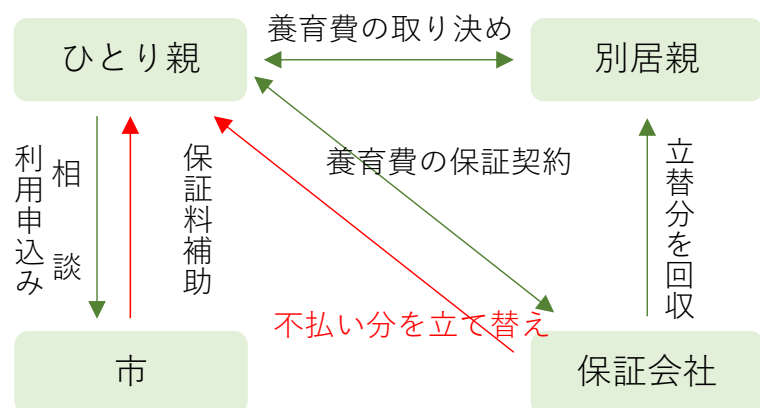
※所得制限は設定していない。

＜補助対象経費＞

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として申請者が負担した費用

【※上限：5万円】

＜事業イメージ＞



＜申込みに必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本及び住民票
- ・ 補助対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・ 振込先のわかるもの

＜利用実績（見込み）＞

- ・ 令和4年度7月から事業開始
- ・ 令和5年1月末時点で、申請無し



● 養育費取り決めサポート（手続支援・費用補助）

取組内容

1 養育費取り決めサポート（令和2年8月～）

養育費の債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

1 手続支援

養育費請求調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスする。

2 費用補助

債務名義作成にかかる費用（調停申立費用または公証人手数料等）を補助する。

〈要件〉明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費の取り決めを検討していること。

費用負担後6か月以内の申請が必要。

〈必要書類〉

（共通）

申請書

請求書

（調停申立等の場合）

調停申立等を行ったことが分かる書類（受付印が押された申立書や呼出状など）

（公正証書作成の場合）

公正証書

領収書

〈利用実績（費用補助）（令和5年1月末日現在）〉

1	令和2年度		
	（調停等申立）	8件	（こども17人）
	（公正証書作成）	22件	（こども41人）
2	令和3年度		
	（調停等申立）	5件	（こども7人）
	（公正証書作成）	36件	（こども63人）
3	令和4年度		
	（調停等申立）	6件	（こども13人）
	（公正証書作成）	29件	（こども46人）



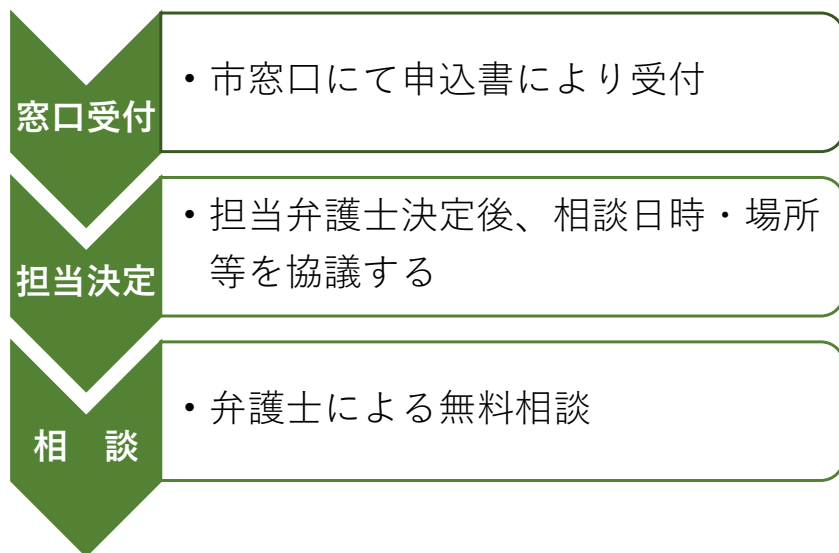
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方を対象として養育費確保に関する弁護士無料相談を実施。（奈良弁護士会に委託）
- ・ 市窓口にて申込書により受付。担当弁護士決定後、相談者が相談日時・場所等を直接担当弁護士と協議。相談は原則担当弁護士の事務所で行う。
- ・ 1回1時間程度、1案件につき上限2回まで。
- ・ 窓口受付時、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績（令和5年1月末現在）>

- ・ 令和3年度11月より実施し、現在まで13件の相談申込実績がある。

取組内容

2 養育費確保手続きに関する実費及び弁護士着手金の補助

- 20歳未満の子どもを養育し、かつ奈良市に在住している方のうち、離婚を検討している方、ひとり親の方を対象として、**公正証書作成手数料、養育費確保のための調停申立てにかかる費用の一部を補助。**
- 以下の要件をすべて満たしていることが必要。
 - 交付申請時にはひとり親であり、該当子の養育費の請求権を持っている。
 - 養育費確保に関して、申請者が費用を負担している（負担する予定である）。
 - 養育費確保に関して、今までに奈良市、国、他市町村から補助金の交付を受けていない（一部を除く）。

	公正証書 作成手数料	養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行の申立て費用	
		着手金	実費
対象費用	養育費分及び強制執行・交付送達分	弁護士費用のうち養育費にかかる着手金	<ul style="list-style-type: none"> 申立てに係る収入印紙代 申立て時に裁判所に求められる予納切手代 申立て時に必要な戸籍謄本等の公的書類発行手数料
補助上限	43,000円	100,000円	50,000円
備考	強制執行認諾条項が必要	支払い前に交付申請が必要	裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外

- 着手金は概算払いが可能。** また、着手金及び実費補助金は**弁護士または弁護士法人の口座に直接振込が可能。**
- 所得制限は設定していない。**

<申込みに必要な書類>

- 戸籍謄本（ひとり親である状態の戸籍）
- 対象経費の領収書
- 作成した公正証書、手続きしたことがわかる申立書（本人控）等の書類 等

<利用実績（令和5年1月末現在）>

- （令和3年度11月より実施）
- 公正証書作成手数料 …… 8名
 - 養育費請求調停及び養育費にかかる強制執行申立て費用 …… 5名



- **公正証書・調停調書作成費用の補助
(債務名義取得促進事業補助金) の実施**

取組内容

1 公正証書・調停調書を作成した際の費用の補助を行う(上限額 3万円)

【対象者】

高松市内に居住し申請日において、ひとり親等であって、次の①～④の要件を全て満たす方

- ①養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書・調停調書など）を有していること。
- ②養育費の取り決めに係る経費を負担していること。
- ③養育費の対象となる子を現に扶養していること。
- ④同一の子を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金を交付されていない若しくは交付される予定がないこと。
- ⑤市税の滞納がないこと。

<支給までの流れ>

交付申請書の提出

- ・補助を希望する方が本市へ交付申請書を提出

審査

- ・書面で債務名義取得状況を確認（公正証書等、領収書）
- ・公正証書取得後に行った強制執行に係る送達費用を補助対象とする

補助金の支払

- ・上限額以内で、債務名義取得に係る経費を支給

<補助金交付実績（見込）>

・ 予算額	10件	300,000円
・ 実績(見込)	15件	300,000円

<事業の周知について>

- ・本市HP、「ひとり親家庭サポートネット(本市委託事業)」に掲載
- ・たかまつ地域子育て支援コーディネーター、その他関係機関に対し、本市のひとり親家庭支援施策を周知し、相談者等への情報提供を依頼



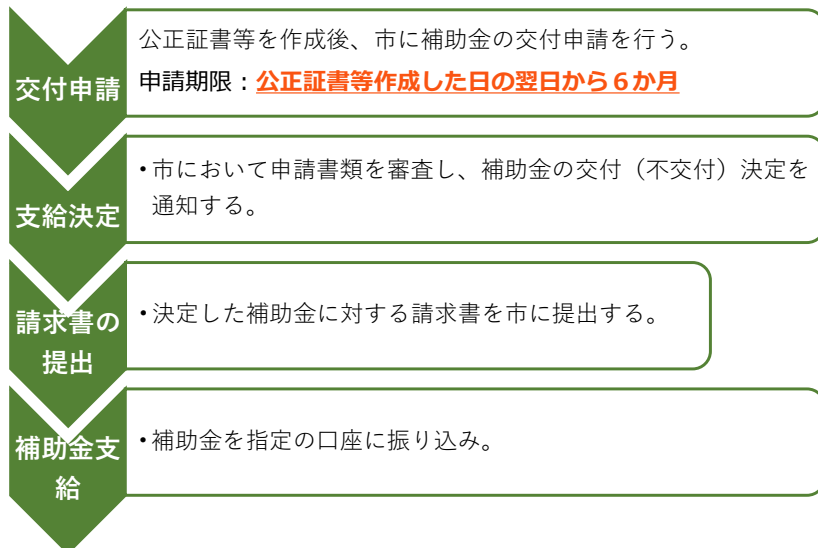
- 公正証書等作成支援事業の実施
- 養育費保証支援事業の実施
- 養育費セミナー・個別相談会の開催

取組内容

1 公正証書等作成支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、公正証書等を作成する際にかかる **公証人手数料等の本人負担費用（上限3万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- ・ 対象者：公正証書等を作成した市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
 - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している ②養育費の取り決めに係る経費を負担している
 - ③養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- ・ 補助の対象：公証人手数料 調定、裁判に要する収入印紙代
 戸籍謄本等添付書類取得費用 官公署が求める連絡用の郵便切手代

<補助金支給までの流れ>



<申込に必要な書類>

- ・ 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ・ 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- ・ 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- ・ 補助対象となる経費の領収書

<利用実績>

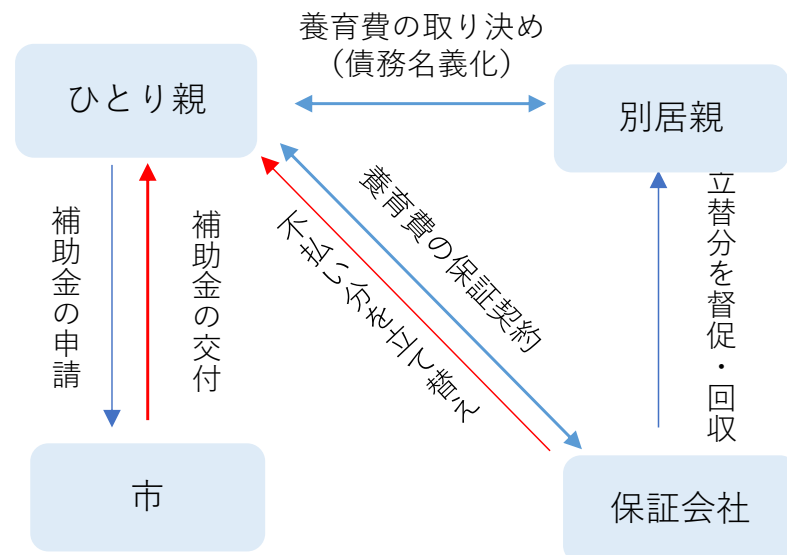
- ・ 令和3年度 12件交付
- ・ 令和4年度 30件交付（R5.1月末時点）

取組内容

2 養育費保証支援事業の実施

- 令和3年4月1日以降に、ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、**保証料の負担分（上限5万円）を補助**する。令和3年度から事業開始。
- 対象者：市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の①～④の要件をすべて満たす者
 - ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している
 - ②養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
 - ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
 - ④過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていないこと
- 申請期限：**契約締結日の翌日から6か月間**

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<補助の対象>

- 保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用

<申込に必要な書類>

- 保証会社と契約した養育費保証契約書
- 戸籍謄本又は抄本ならびに世帯全員の住民票
- 児童扶養手当証書（受給者の場合）
- 養育費の取り決めに交わした文書
- 補助対象となる経費の領収書等

<利用実績>

- 令和3年度 1件
- 令和4年度 1件（R5.1月末時点）

取組内容

3 養育費セミナー・個別相談会の開催

- ・ 市内在住のひとり親の方、子どもがいて離婚を検討している方等を対象として**無料の養育費等に関するセミナーおよび個別相談会を実施。**
- ・ 養育費に関する基本的な知識の習得の場として、また公正証書等作成支援事業含めたひとり親支援制度等について周知する機会として養育費セミナーを開催。個別に複雑な相談ニーズに対応するため、個別相談会を合わせて開催。
- ・ 講師は養育費等相談支援センターに派遣依頼。セミナー時間120分。個別相談は1人40分（上限4名）、先着順とした。
- ・ 市公式LINEなど**SNSを活用した広報を実施。**
- ・ セミナーの参加方法について、「**会場（一時保育あり）**」と「**オンライン参加**」を選択できるようにした。

養育費
セミナー
個別相談会

子どものために、知っておきたい養育費や面会交流のこと

日時 **12月18日** 日
 セミナー：10:00～12:00
 個別相談会：13:30～16:30
 (1人あたり40分) ①13:30～ ②14:15～
 ③15:00～ ④15:45～

場所 エーるピア久留米 205学習室
 (久留米市諏訪野町1830-6)

講師 江口 朋子氏
 家庭問題情報センター主任研究員(元家庭裁判所調査官)

定員 セミナー：先着30名 個別相談会：先着4名
 ※一時保育あり(6か月～未就学児、要申込)
 ※セミナーは**オンライン**でも配信!
 「Zoom」を活用し、ご自宅等から参加可能!

受講料 **無料** 申込開始日 11月8日(火) 8:30～

対象者 久留米市内にお住まいの
 ひとり親の方・お子さんがいて離婚を考えている方
 再婚して養育費を受け取れなくなった方 など

お申し込み方法 E-mailで、次の事項をお知らせください
 ●申込希望内容(個別相談会は希望する開始時間を記入)
 ●住所 ●氏名 ●電話番号
 ●お子さんの人数と年齢(養育費算定書の配布のため)
 ●保育希望の方はお子様の氏名と年齢

katei@city.kurume.lg.jp 【申込用QRコード】

申込締切 12月6日(火) 主催 久留米市 家庭子ども相談課
 TEL: 0942-30-9063 (平日8:30～17:15)

<事業イメージ>

事前申込
予約

・参加希望の方から、家庭子ども相談課あて電子メールで参加申込・予約

セミナー
個別相談

・セミナーのみ、個別相談会のみ参加も可能
 ・セミナーは会場/オンラインの参加を選択
 ・講師(相談員)は元家庭裁判所調査官

<実績>

- ・ 令和4年度 1回開催
 セミナー 参加9名
 【内訳】女性8名・男性1名
 離婚前7名・ひとり親2名
- 個別相談会 4名
- ※ セミナー終了後、希望者には、法律相談や女性相談を案内し、継続的に支援を実施。



- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の取り決めに係る費用を負担した者を対象として、**負担した費用（上限4万3千円）を補助**する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、公正証書など）を有していること。
- ・ 令和3年10月1日以降に養育費の取り決め等に係る費用を負担したこと。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<補助対象となる費用>

養育費の取り決めに関する費用分が対象

- ・ 公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料
- ・ 調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用
連絡用郵便切手代
- ・ 裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用
連絡用郵便切手代

<補助額>

養育費の取り決めに必要な費用（上限額4万3千円）

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し
- ・ 公正証書の写し 他

<相談実績（見込み）>

令和4年度見込み 10件

取組内容

2 養育費保証契約補助の実施

- ・ 栃木市在住のひとり親家庭の父または母で養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に**負担した保証料費用（上限5万円）を補助**する。

対象者：栃木市内在住で以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること。
- ・ 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、確定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること。
- ・ 令和3年10月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結していること。
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、これに係る保証料を負担していること。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む）から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 市税に滞納のない方。

<申請期間>

養育費保証契約を締結した日（令和3年10月1日以降）の翌日から1年以内

<補助対象となる費用>

令和3年10月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

<補助額>

保証料（上限額5万円）

<申し込みに必要な書類>

- ・ 申請書
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
 - ・ 児童扶養手当証書の写し
 - ・ 養育費の取り決め文書の写し
 - ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- 他

<相談実績（見込み）>

令和4年度見込み 10件



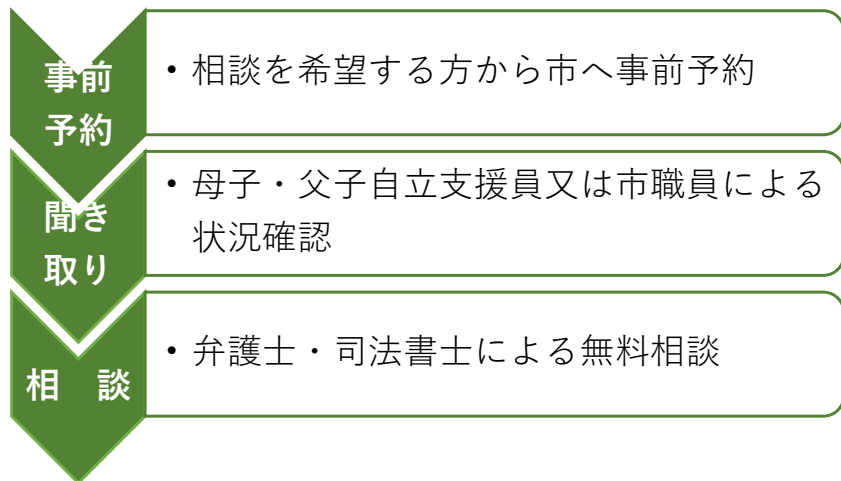
- 弁護士・司法書士による無料相談の実施
- 母子・父子自立支援員によるサポート
- 公正証書等作成補助及び保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士・司法書士による無料相談の実施

- ・ 渋川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士・司法書士相談を実施**。（群馬弁護士会及び群馬司法書士会と契約し、弁護士・司法書士を相談会に派遣してもらう。）
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、事前予約が必要。（先着順・空きがあれば当日参加も可能。）
- ・ 母子・父子自立支援員又は市職員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士・司法書士による無料相談を実施。（1回45分～60分程度）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和4年度は、市役所会議室及び子育て支援総合センターを活用し、毎月1回の無料相談会を実施
- ・ 弁護士と司法書士による相談をそれぞれ隔月に実施
【弁護士】4, 6, 8, 10, 12月に実施 計8件
【司法書士】5, 7, 9, 11, 1月に実施 計3件
※ 弁護士は2月、司法書士は3月も相談会実施予定
相談会をきっかけに、離婚調停まで進んだケースもある。

取組内容

2 母子・父子自立支援員によるサポート

専任の母子・父子自立支援員が、ひとり親や離婚を考えている方の話を丁寧に聞き取り、弁護士・司法書士による**無料相談会へのスムーズなつなぎ支援を実施**。また、相談内容に応じて手当等や養育費確保支援事業（公正証書等作成費補助及び養育費保証契約補助）の制度説明、申請受付を行う。このほか、福祉医療や市営住宅などの**関係機関の案内や手続き支援、家庭裁判所や弁護士事務所等への同行支援**を実施。

＜具体的な支援内容＞

・ 弁護士及び司法書士相談会へのつなぎ支援

月1回の相談会に申込をした方が、限られた時間内で効率的に専門家と相談できるよう、相談内容を事前に聞き取り、**申込者と一緒に要点を整理する**。また、相談者から希望があれば相談会に同席する。

・ 法テラス利用の弁護士相談へのつなぎ支援

無料相談会や窓口において、法テラスを利用した弁護士相談を希望する方がいれば、**対象者のニーズに応じて、日程調整や必要書類の確認**などを行う。

・ 同行支援

家庭裁判所や弁護士事務所等へ行くことに不安や心配がある方には、同行支援を行う。

〈令和4年度実績〉

家庭裁判所 1人 2回

弁護士事務所 3人 6回

取組内容

3 公正証書等作成費用補助の実施

ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、公正証書や調停調書等の債務名義を作成した際に要した**本人負担費用（上限3万円）を補助**する。

<対象者>

市内に居住する児童扶養手当受給者で、次の要件をすべて満たす方

- ・公正証書等作成に係る経費を負担したこと
- ・養育費の取決め対象児童を現に養育していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金交付を受けていないこと
- ・市税に滞納がないこと

<対象経費>

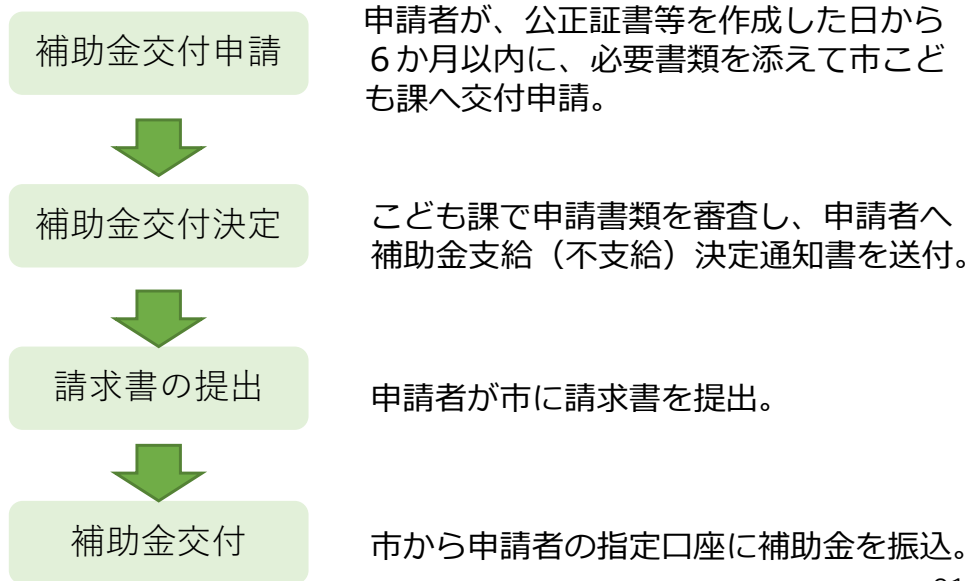
- ・公証人手数料
- ・家庭裁判所の調停又は裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

<利用実績>

- ・令和3年度 2件（ 45,150円）
 - ・令和4年度 5件（134,050円）
- ※令和4年度はR5.1月末現在

申請には至っていないが、窓口での制度説明や電話での問い合わせも増加している。

<手続きの流れ>



取組内容

4 養育費保証契約補助の実施

ひとり親家庭の母又は父が**保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（初回保証料）を補助**する。

<対象者>

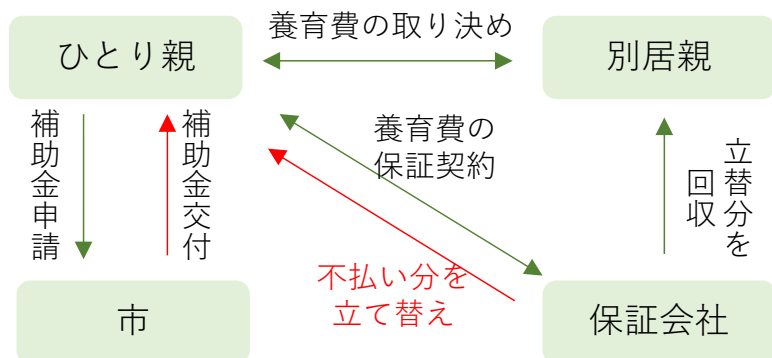
令和4年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した、市内に居住する児童扶養手当受給者で、次の要件をすべて満たす者

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の取決め対象児童を現に養育していること
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・ 過去に同一の児童を対象として、同様の補助金交付を受けていないこと
- ・ 市税に滞納がないこと

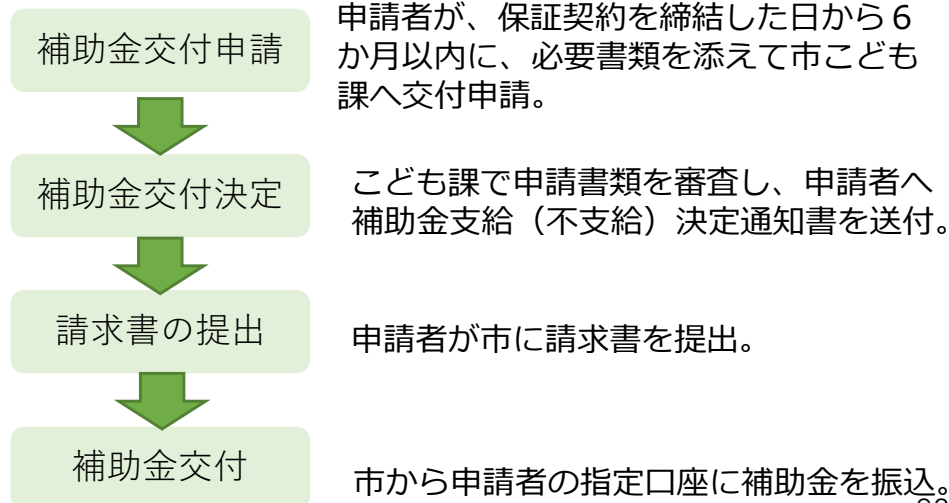
<補助額>

保証料と5万円を比較して少ない方の額（上限5万円）

<事業イメージ>



<手続きの流れ>





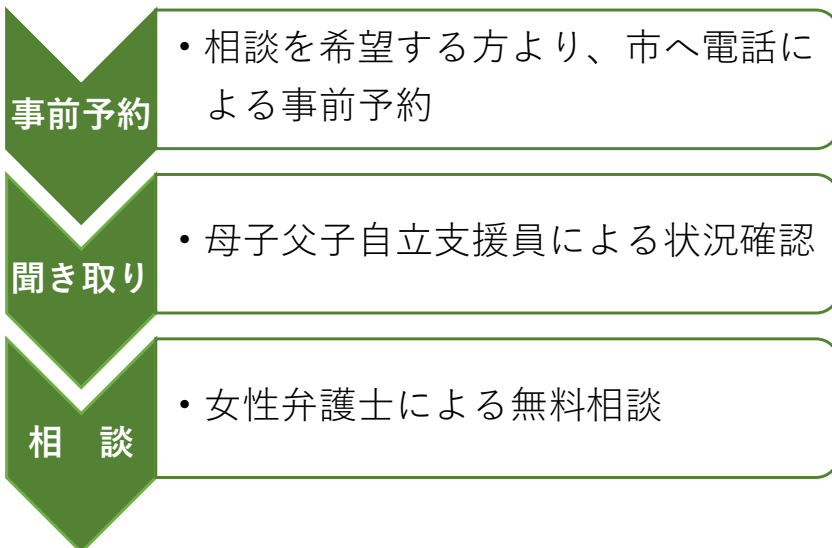
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書作成手数料補助の実施
- 保証契約補助の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 市川市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（千葉県弁護士会と契約し、女性弁護士の紹介を受ける。）
- ・ 相談は毎月1回特定日に実施。相談を希望する方は、前日までに電話による事前予約が必要。（先着順）
- ・ 母子父子自立支援員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、女性弁護士による無料相談を実施。（1回50分）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績>

- ・ 令和4年10月から事業を開始。市の相談室を活用し、毎月1回50分で4枠の無料相談会を実施
- ※ 令和4年10月～1月にかけて、4回の相談会を実施し、計15名が相談会を利用

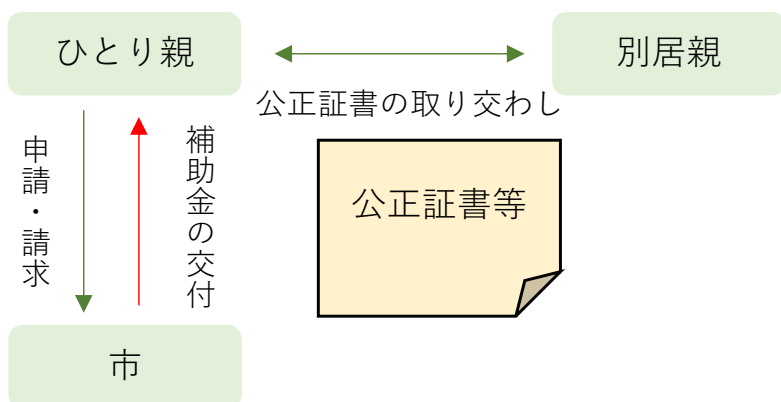
取組内容

2 公正証書作成手数料補助の実施

- ・ 養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の親が扶養する児童の養育費に係る公正証書等の作成等に要した経費に対し、**その経費（上限1万7千円）を市が負担**する。

- 【対象者】
- ・ 市内居住者
 - ・ 養育費について公正証書を有していること
 - ・ 養育費の債務名義を有すること
 - ・ 公正証書の費用を実際に負担していること

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 児童扶養手当の証書もしくは戸籍謄本、住民票
- ・ 公正証書等の写し（申請日前6月以内に作成したもの）
- ・ 領収書等の写し

<利用実績>

- ・ 令和4年10月から事業開始
- ・ 1月末時点で6名利用

取組内容

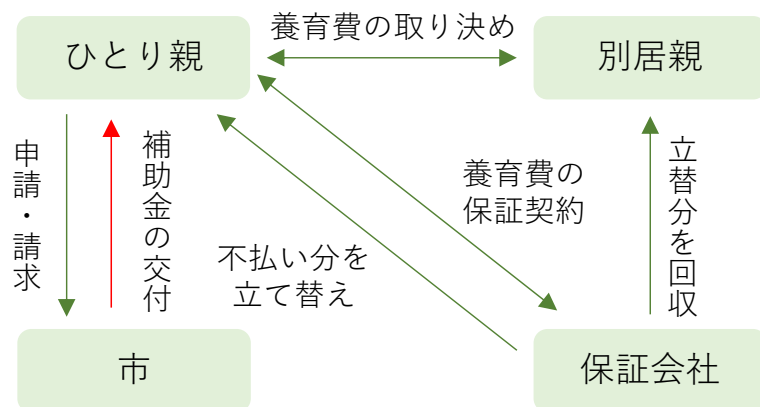
3 保証契約補助の実施

- ・ 養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の親が保証会社等と締結する保証契約に係る初回の保証料に対し、**その保証料（上限5万円）を市が負担**する。

【対象者】 ・ 市内居住者

- ・ 保証契約を締結していること
- ・ 養育費の債務名義を有すること
- ・ 保証料を実際に負担していること
- ・ 児童扶養手当の受給者もしくは同等の所得水準であること

＜事業イメージ＞



＜申請に必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当の証書もしくは戸籍謄本、住民票
- ・ 保証契約書の写し（申請日前6月以内に締結したもの）
- ・ 領収書等の写し

＜利用実績＞

- ・ 令和4年10月から事業開始。
- ・ 1月末時点で利用者なし



- 養育費保証契約支援の実施
- 公正証書作成等費用支援の実施

取組内容

1 養育費保証契約支援の実施

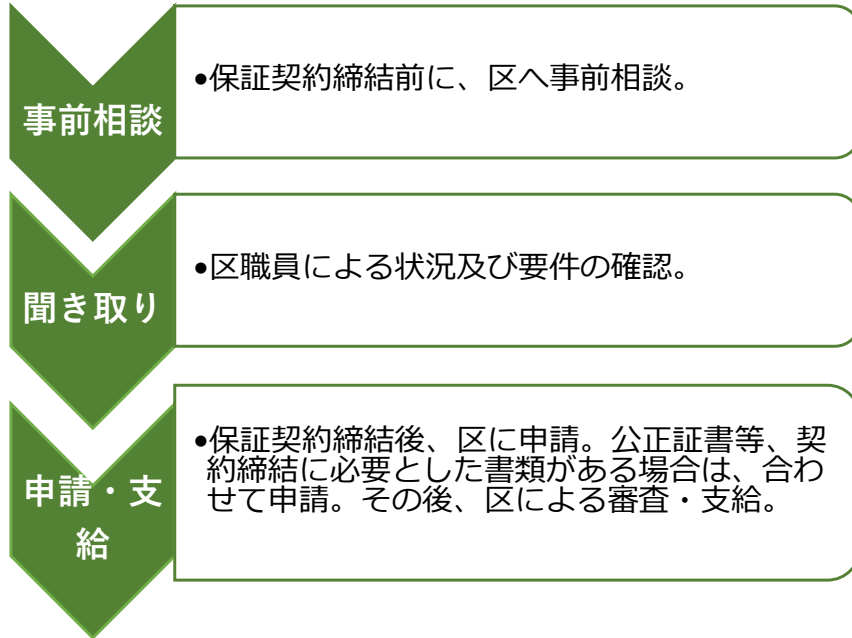
- ・ 区内在住のひとり親を対象として、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際に、本人が負担した初回保証料を助成する（上限5万円）。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。
- ・ 保証契約締結前の事前相談を、必須とする。

2 公正証書作成等費用支援の実施

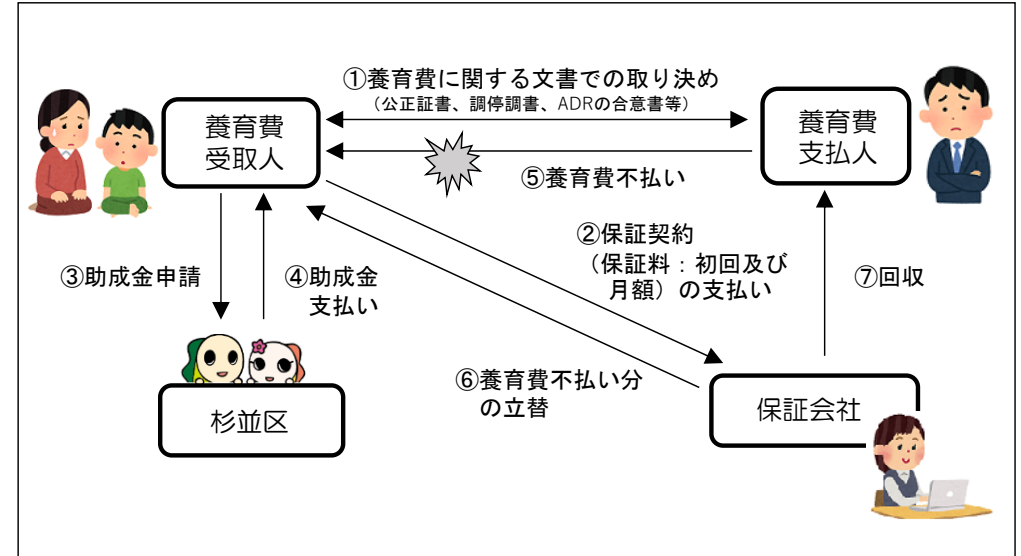
- ・ 「1 養育費保証契約支援」の助成を受ける者を対象として、保証契約締結に必要な文書を作成した場合、養育費の取決めに関する文書作成費用のうち、本人が負担した以下の費用を助成する（上限4万3千円）。
- ① 養育費の取決めに関する公正証書（強制執行認諾約款の記載があるもの）作成費用。
- ② 家庭裁判所の調停申し立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等書類取得費用、連絡用切手代、弁護士への相談費用。
- ③ 裁判外紛争解決手続（ADR）費用（申込料、依頼料、1回目の調停期日費用）。

取組内容

<支給までの流れ>



<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・戸籍謄本 (または児童扶養手当証書)
- ・助成対象経費の領収証
- ・振込先通帳等、印鑑
- ・養育費の取決めを交わした文書
- ・養育費保証契約書
- ・公正証書作成等費用支援を受ける場合は、公正証書等

<利用実績>

令和4年度 (1月末時点) 養育費保証契約支援、公正証書作成等費用支援 各1件。



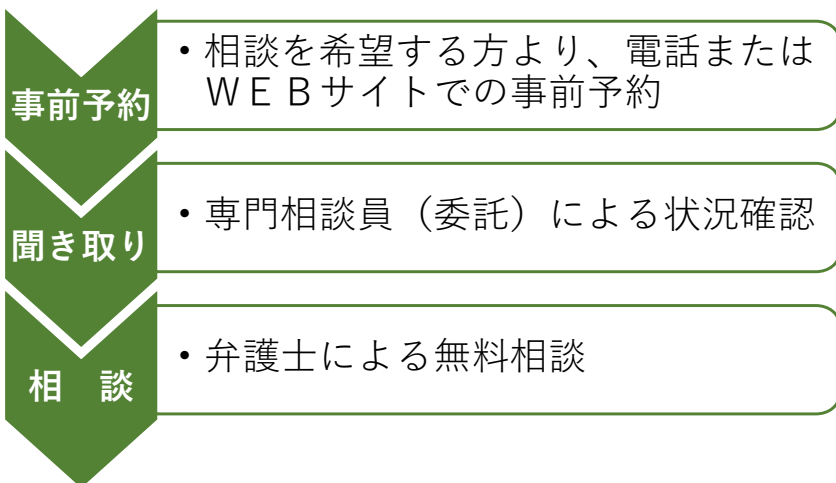
- 弁護士による無料相談の実施
- 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 練馬区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士による相談事業を含め、総合相談のほか、セミナー等各種事業を包括的に委託）
- ・ 相談内容は、養育費のほか、離婚、慰謝料、財産分与、面会交流など法律に関する内容。
- ・ 相談は毎月4回、各回3名まで、1回1時間、1人1回限り。
- ・ ひとり親家庭総合相談（常設）の専門相談員により、事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、活用できる支援等があれば情報提供等を実施。

<相談までの流れ>



<相談実績>

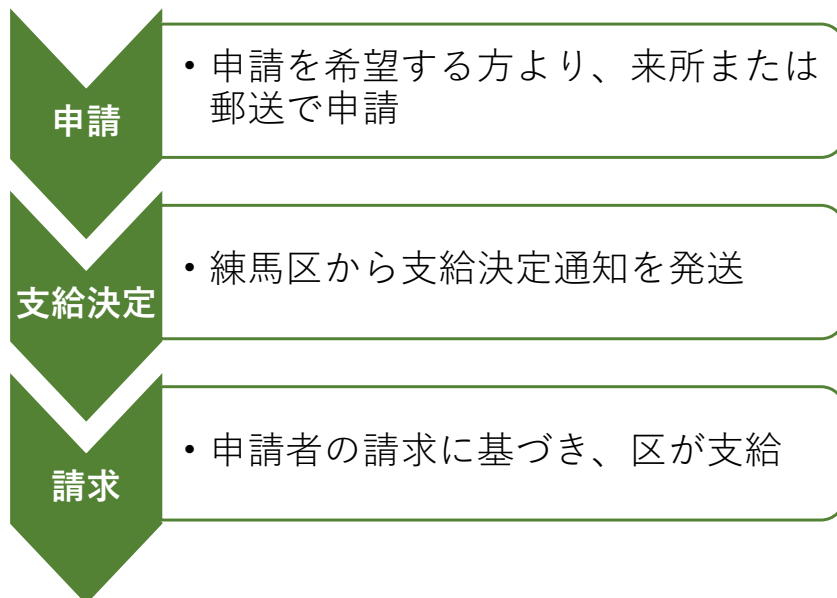
- ・ 令和元年4月より事業開始
 - ・ 実績
 - 令和元年度 93件
 - 令和2年度 106件
 - 令和3年度 84件
 - 令和4年度 66件（令和4年12月末時点）
- ※ 毎月の実施日は、ホームページ「練馬区ひとり親家庭支援ナビ」、メールマガジン等で周知。

取組内容

2 養育費に関する公正証書等作成支援事業の実施

- ・ 練馬区在住のひとり親家庭の方、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方を対象として、**養育費に関する公正証書、家庭裁判所の調停申し立て費用、家庭裁判所の裁判に要する費用を助成。**
- ・ 公正証書は、強制執行認諾条項付きであること。
- ・ 申請期限は、公正証書や調停調書等の作成日から6か月。

<手続きの流れ>



<支援の内容>

- ・ 公正証書作成費用
養育費の取り決めかかる公証人手数料
- ・ 調停、裁判の申し立て費用
戸籍謄本取得料、収入印紙代、切手代

<利用実績>

- ・ 令和3年4月より事業開始
- ・ 実績
令和3年度 51人
(内訳：公正証書作成49人、調停申し立て2人)
令和4年度 36人(令和4年12月末時点)
(内訳：公正証書作成35人、調停申し立て1人)

POINT

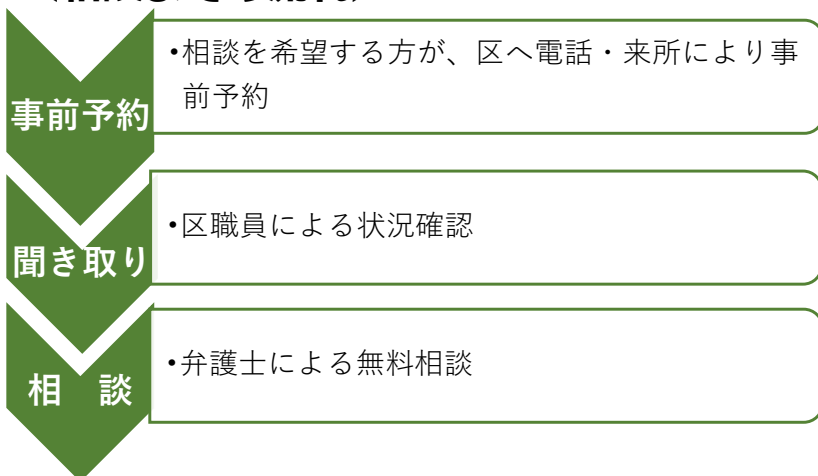
● 弁護士による無料相談の実施

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- 江戸川区在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。
- 相談は原則、月・金曜日午後1時から4時、水曜日午前10時から午後1時、毎月第二水曜日午後5時から8時、毎月第三土曜日午後1時から4時に、面談・オンラインで実施。相談を希望する方は、電話・来所による事前予約が必要。（先着順）
- 区職員により事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（平日1回60分程度、1案件3回まで。土曜日1回30分程度、1案件1回限り。）
- 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）>

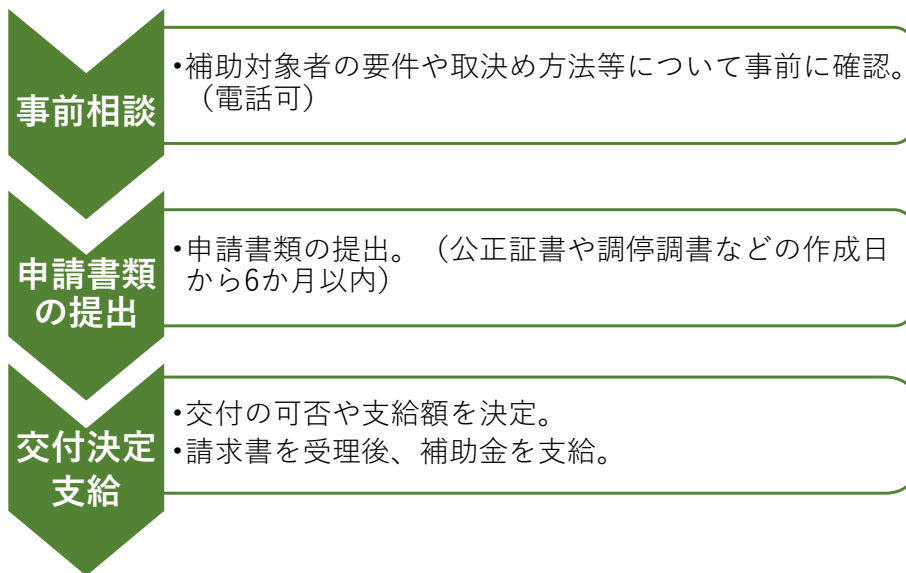
- 相談は、江戸川区人権・男女共同参画推進センターの相談室で実施。
- 平日1日3名、土曜日1日6名まで相談可。
- 令和4年4月～令和5年1月にかけて、延べ259名の相談を実施。

取組内容

2 養育費の取決めにかかる費用の補助の実施

- 江戸川区内在住で、以下のすべてに該当する方を対象に、**養育費の取決めにかかった費用を補助する。**
- ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定
- 養育費の取決めに係る補助対象の経費を負担した方（経費の負担が6か月以内のもの）
- 過去に同内容の補助金（他自治体による同様の趣旨の補助金を含む）の交付を受けていない方
- 養育費の取決め方法別に、以下の補助対象費用を補助する。（未納のものは対象外）
 - 公正証書（強制執行認諾条項付に限る）：**公証人手数料 〔上限43,000円〕**
 - 家庭裁判所の調停等：**申立費用（収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、連絡用の郵便切手代）〔実費〕**
 - ADR（裁判外紛争解決手続）にて取決め：**申込料及び1回目の調停期日費用 〔上限20,000円〕等**
- 養育費が不払いになる等でお悩みや困り事がある場合には、**無料法律相談**が利用できることを周知。

<補助金支給までの流れ>



<申請みに必要な書類>

- 作成した公正証書、調停調書等
- 領収書（負担した費用の分かるもの）
- 戸籍謄本（申請者及び扶養している子の分）
- 世帯全員の住民票の写し
戸籍謄本、住民票は省略できる場合あり

<利用実績（見込み）>

- 令和4年度1月時点で13名が利用



- 養育費の取決めに関する諸経費の助成
- 保証契約助成の実施

取組内容

1 ADRの利用を含む養育費の取決めに関する諸経費の助成

市内在住の18歳未満の者と同居している離婚前後の親で、養育費の取決めを行った者を対象として、**養育費の取決めをする際に要した以下の経費を市が助成**する。

1. 公正証書作成経費 上限43,000円

〔養育費の取決めに関する公正証書を作成する場合〕

- ・ 公証役場に支払う公証人手数料

2. 戸籍謄本等の書類取得等に要する経費 上限76,000円

〔養育費の取決めに関する家庭裁判所への調停申立てや裁判をする場合〕

- ・ 家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用
- ・ 連絡用の郵便切手代

3. 裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費 上限100,000円

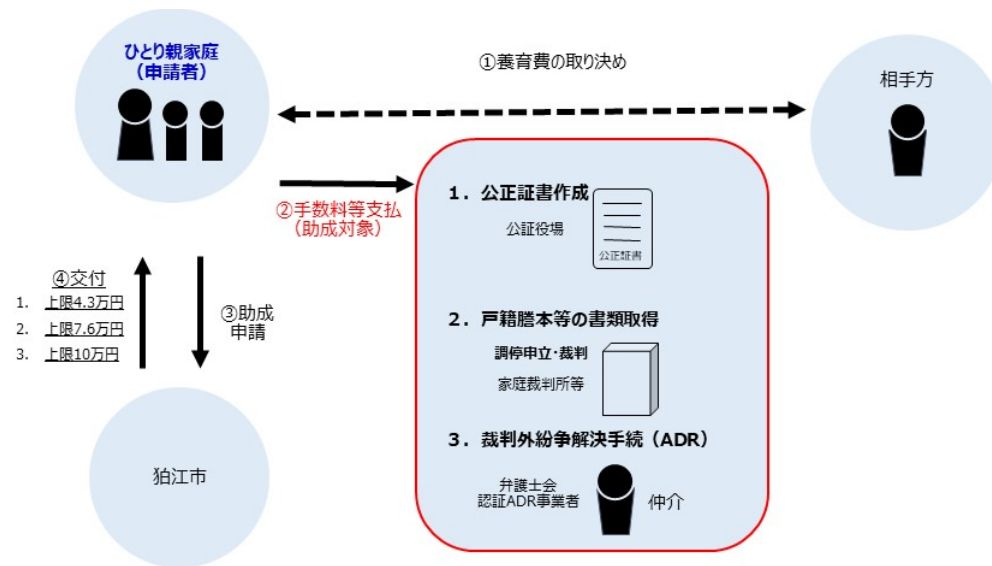
〔弁護士会及び認証ADR事業者が実施する

裁判外紛争解決手続（ADR）を利用して養育費を取り決める場合〕

- ・ 申込料、依頼料に相当する費用
- ・ 調停期日費用等

（裁判外紛争解決手続きに係る経費として適当でないものを除く）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 養育費の取決めに関する判決書、審判書、調停調書、公正証書等の書面の写し
- ◆ 弁護士や認証ADR事業者と締結した契約書等の写し

<利用実績（見込み）>

令和4年度 見込み 各1件
 （令和5年1月時点 実績 公正証書作成経費の助成 2件）

取組内容

2 保証契約助成の実施

養育費保証契約締結経費 上限50,000円

保証会社と養育費の取決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約※**を締結する際に要する経費のうち、**初回保証料として申請者が負担した費用を市が助成**する。

※養育費保証契約とは、相手方から養育費の支払いが滞ったときに、保証会社が養育費を立て替えてひとり親家庭に支払い、保証会社が立て替えた分の養育費は、保証会社が相手方から取り立てる契約。

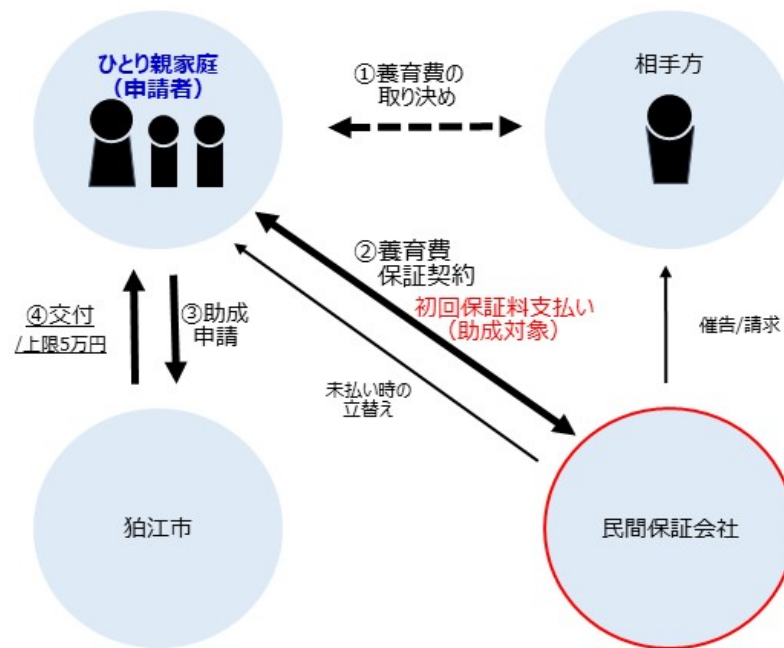
<申込みに必要な書類>

- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 保証会社と締結した契約書等の写し

<利用実績（見込み）>

令和4年度 見込み1件
（令和5年1月時点で 実績0件）

<事業イメージ>



申請条件

- ・ 1 対象者に対し、①公正証書作成経費、②戸籍謄本等の書類取得等に要する経費、③裁判外紛争手続きに係る申込等に要する経費、④養育費保証契約締結経費それぞれ1回ずつの助成
- ・ 助成金の申請期限は、養育費の取決めを交わした文書を作成した日若しくはADRによる合意が成立しないことが認められる日又は養育費保証契約の締結日から6月以内



- 公正証書等作成費補助の実施
- 保証契約に関する保証料補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費補助の実施

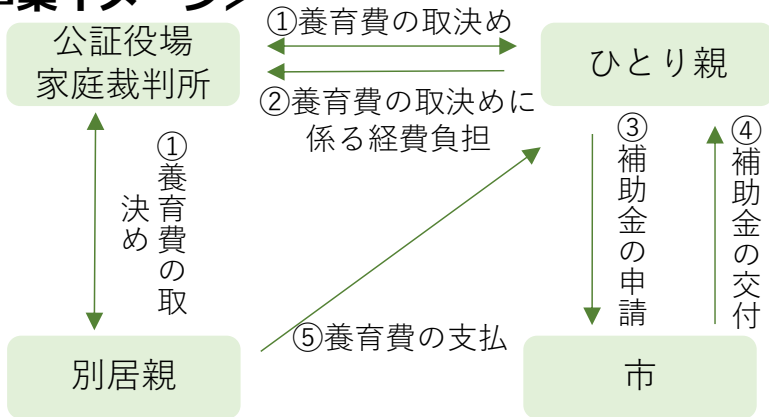
- ・ 養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費（公正証書の作成手数料、離婚の際の調停申立や訴訟に必要な収入印紙、戸籍謄本等の書類取得に係る費用、郵送費等）に対し補助金を交付する。

対象者 : **市内在住のひとり親で、次の要件のすべてを満たす方**

- ①養育費の取決めに係る債務名義がある。
- ②養育費の取決めの対象となる児童を扶養している。
- ③児童扶養手当の受給者又は同等の水準の方
- ④養育費の取決めに係る経費を負担した。
- ⑤過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない。

補助上限 : 3万円

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 住民票、戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 領収書の写し
- ・ 養育費の取決めを交わした文書の写し

<利用実績>

- ・ 令和4年4月1日事業開始
- ・ 交付決定件数5件（令和5年1月末時点）

取組内容

2 保証契約に関する保証料補助の実施

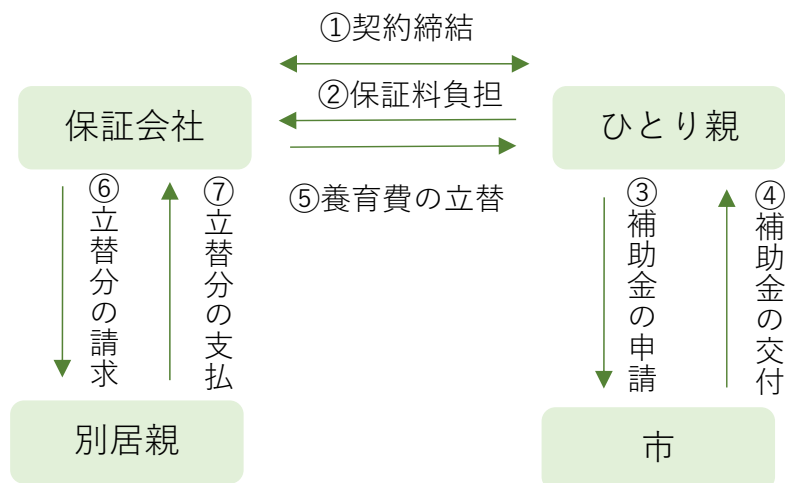
- ・ 養育費について、保証会社と保証契約（保証会社が養育費を立て替え、相手側に債権回収をするもの）を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付する。

対象者：市内在住のひとり親で、次の要件のすべてを満たす方

- ①養育費の取決めに係る債務名義がある。
- ②養育費の取決めの対象となる児童を扶養している。
- ③児童扶養手当の受給者又は同等の水準の方
- ④保証会社と契約期間が1年以上の養育費に係る保証契約を締結した。
- ⑤過去に他自治体を含め同様の補助金を交付されていない。

補助上限：5万円

<事業イメージ>



<申請に必要な書類>

- ・ 住民票、戸籍謄本及び所得証明書（児童扶養手当証書でも可）
- ・ 領収書の写し
- ・ 養育費の取決めを交わした文書の写し
- ・ 養育費に係る保証契約の契約書の写し

<利用実績>

- ・ 令和4年4月1日事業開始
- ・ 交付決定件数0件（令和5年1月末時点）

POINT

● 養育費に関する公正証書等作成費用補助制度

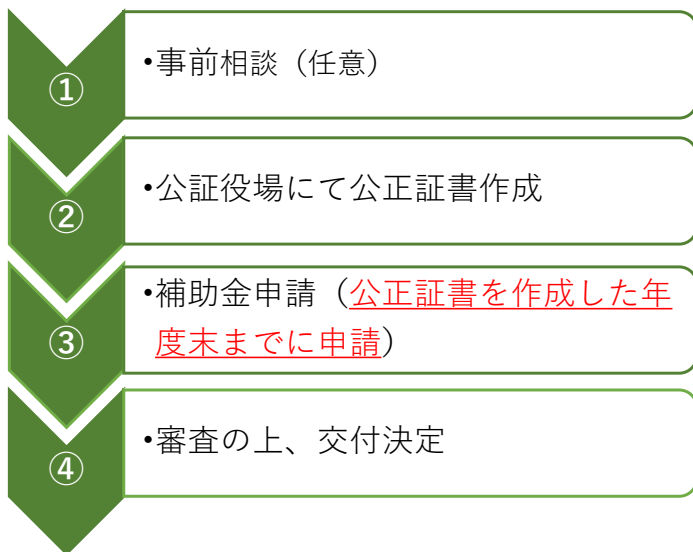
取組内容

1 養育費の取決め内容に係る公正証書等作成費用の一部を補助（上限43,000円）

<対象者>

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている。または同様の所得水準にあること
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書の作成に要する経費を負担したこと
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書に表示された当事者であること
- ・ 養育費の取決めとなる児童を現に扶養していること
- ・ 過去に同一の養育費に係る公正証書等作成補助金の交付を受けていない、または国、他の地方公共団体等から補助金を受けていない、若しくは受ける予定がないこと

<手続きの流れ>



<補助対象となる費用>

- ・ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・ 調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- ・ 裁判所又は公証人役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- ・ 裁判所又は公証人の連絡用の郵便切手に係る費用

<補助金申請必要書類>

- ・ 交付申請書および対象となる子の戸籍の謄本または抄本
- ・ 児童扶養手当証書の写し（受給していない方は所得証明書）
- ・ 養育費の取決めをした書類の写し（公正証書）
- ・ 補助対象経費の領収書等支払いを証する書類の写し



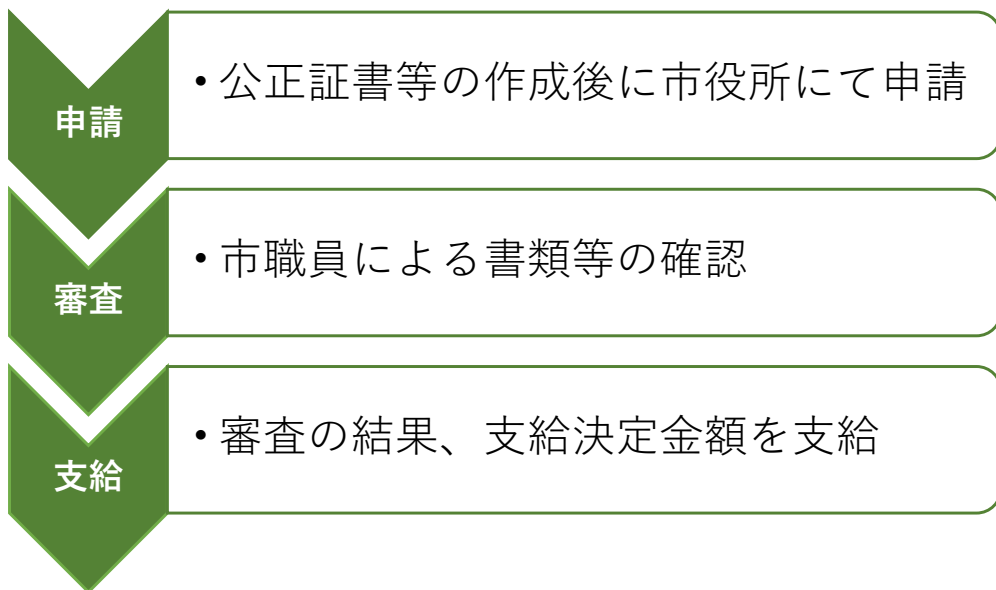
- 公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約保証料補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成費用補助の実施

- ・ 犬山市在住のひとり親家庭の方で、養育費を取り決めをした公正証書等の作成に掛かった費用を**市が一部負担**する
- ・ 公正証書等を作成した日から1年以内に申請が必要
- ・ 補助金の**上限額は4万円**

<支給までの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ 児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本等）
- ・ 住民票
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳又はキャッシュカード

<実績等>

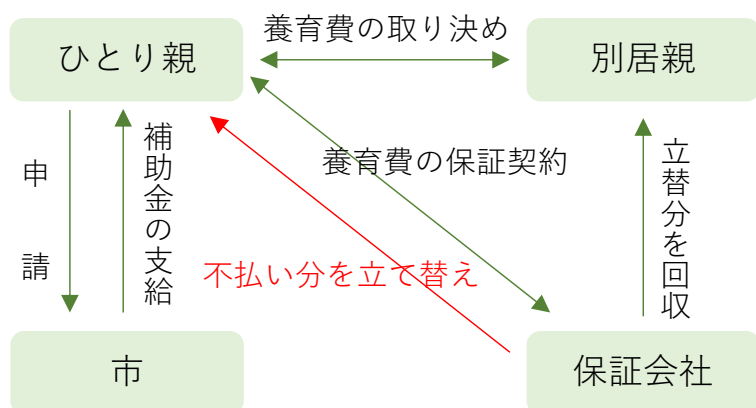
- ・ 令和4年度は10月より申請受付開始
- ・ 令和5年1月末時点 1件支給

取組内容

2 養育費保証契約補助の実施

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めをしたひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で養育費保証契約を締結した場合、ひとり親が負担した**契約保証料又は1月あたりの養育費のどちらか低い額を市が負担**する
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準であること
- ・ 保証会社と1年以上の保証契約を締結している人
- ・ 契約を締結した日から1年以内に申請が必要
- ・ 補助金の**上限額は5万円**

＜事業イメージ＞



＜申請に必要な書類＞

- ・ 児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本等）
- ・ 作成した公正証書等
- ・ 保証会社との契約書
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 銀行口座の通帳又はキャッシュカード

＜実績等＞

- ・ 令和4年度は10月より申請受付開始
- ・ 令和5年1月末時点 支給実績なし

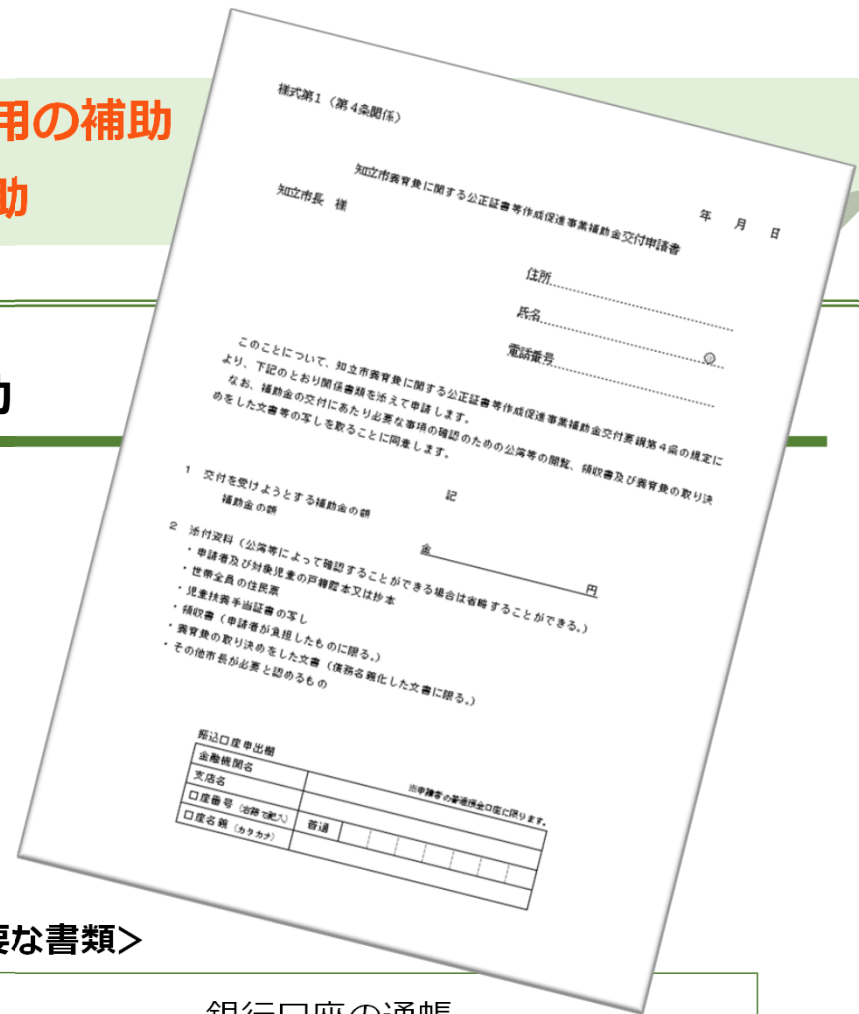


- 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助
- 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

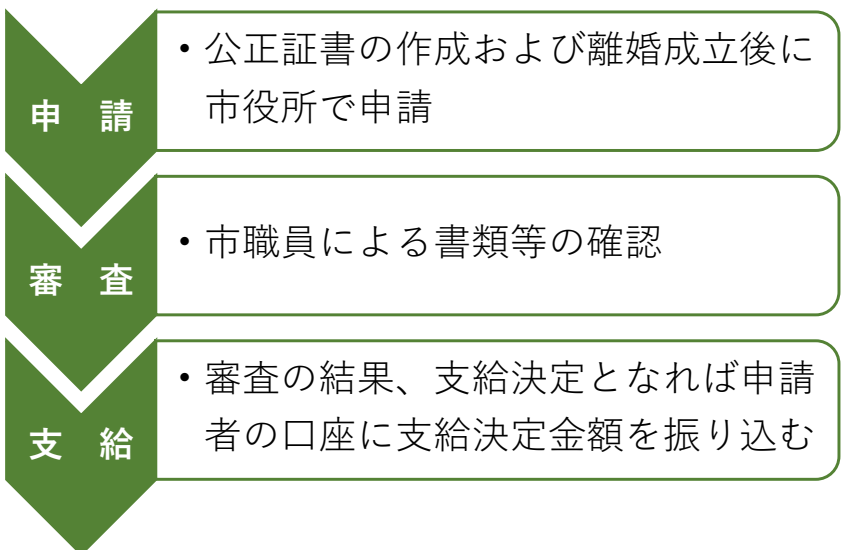
取組内容

1 養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の補助

- ・ 知立市在住のひとり親家庭の方で、養育費に関する取り決めをした公正証書等の作成に係った費用を知立市が一部または全部を負担する。
- ・ 原則、公正証書等を作成した年度末までに申請が必要。
- ・ 補助金の上限額は4万円。



<相談までの流れ>



- 申請
 - ・ 公正証書の作成および離婚成立後に市役所で申請
- 審査
 - ・ 市職員による書類等の確認
- 支給
 - ・ 審査の結果、支給決定となれば申請者の口座に支給決定金額を振り込む

<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
 - ・ 作成した公正証書等
 - ・ 補助対象経費の領収書
 - ・ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
 - ・ 銀行口座の通帳
 - ・ 戸籍謄本または抄本
 - ・ 住民票
- ※公簿等で確認できるものは提出不要

<実績等>

- ・ 令和2年度 支給件数 7件
- ・ 令和3年度 支給件数 3件
- ・ 令和4年度 支給件数 4件 (令和5年2月1日現在)

取組内容

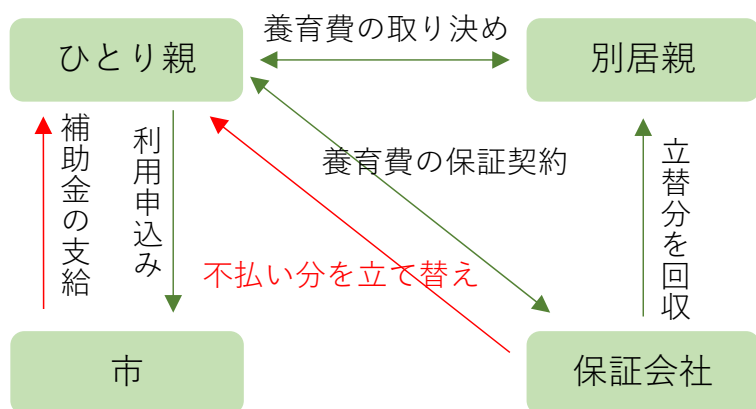
2 養育費保証会社との初年度保証契約料の補助

- ・ 公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親家庭の者を対象として、保証会社との間で **養育費保証契約を締結した場合、その契約に係る初年度の契約料を市が負担**する。
- ・ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

[補助条件]

- ・ 契約期間が1年以上であること。
- ・ 補助上限：**5万円まで。**
- ・ 保証会社については制限なし。（知立市は株式会社イントラストおよび株式会社Casaと連携協定を締結しているため、窓口で補助金の説明をする際にはご案内している。）

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 印鑑
- ・ 銀行口座の通帳
- ・ 作成した公的書類
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書等
- ・ 戸籍謄本または抄本
- ・ 住民票
- ・ 保証会社との契約書

<利用実績>

- ・ 令和2年度 実績なし
- ・ 令和3年度 実績なし
- ・ 令和4年度 実績なし（令和5年2月1日現在）



● 公正証書等作成費用の補助

取組内容

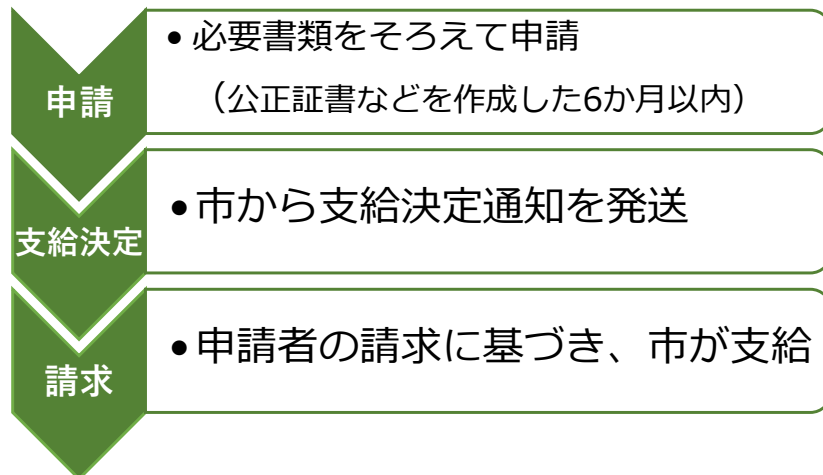
◆ 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

【対象者】彦根市在住のひとり親（20歳未満の子を扶養している）で、児童扶養手当の所得制限限度額未満である人。同一内容の補助金の支給を受けたことがない人。
（※公正証書は、強制執行認諾条項付きであること）。

- 【補助対象】
- ①養育費の取決めのための公正証書にかかる手数料
 - ②養育費の取決めを含む調停の申立てのための収入印紙代
 - ③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代

【補助額】対象経費の全額（上限30,000円）

<手続きの流れ>



<利用実績>

令和3年4月より事業開始

令和3年度：9名

令和4年度（12月末時点）：13名



- 養育費に関する公正証書等作成促進補助金
- 養育費の保証促進補助金

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

- ・対象者 申請時点において市内在住でひとり親である者 ※児童扶養手当受給等の要件あり
- ・補助対象 養育費の取り決めに要する経費の内、公証人手数料令に定められた公証人手数料
または家庭裁判所の調停申し立てもしくはは裁判に要する収入印紙代を補助するもの
- ・補助率 10/10
- ・補助上限額 1 補助対象者当たり43,000円
- ・支給方法 申請があった者に対し、審査した上で支給

<利用に向けた案内>

- ① 市の離婚前相談等において、公正証書の作成等公的な取決めの重要性を伝えるとともに、当該補助について案内
- ② 具体的な公正証書の作成に向けた助言については、専門機関や無料弁護士相談を案内
- ③ 取決めし、離婚した後（6か月以内）に関係書類を揃えて申請

<申請書類等>

- ① 申請書、調査同意書
 - ② 戸籍謄本等および世帯全員の住民票の写し
 - ③ 児童扶養手当証書の写し
 - ④ 対象経費を確認できる領収書等
 - ⑤ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書）
- ※ 公簿等によって内容を確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

<実績（見込み）>

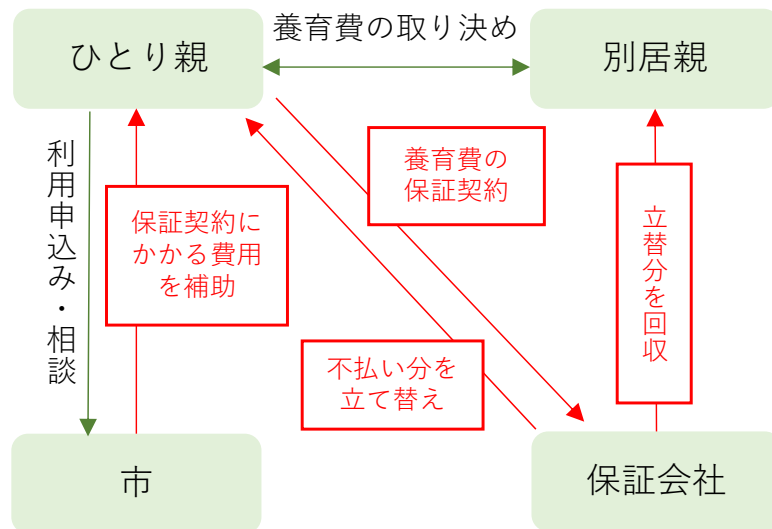
- 令和3年度 1件、令和4年度（1月末日現在）4件 ※相談時の利用勧奨により、増加傾向にある

取組内容

2 養育費の保証促進補助金

- ・ 対象者 申請時点において市内在住でひとり親である者 ※児童扶養手当受給等の要件あり
- ・ 補助対象 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費の内、保証料として対象者が負担する経費
- ・ 補助率 10/10
- ・ 補助上限額 1 補助対象者当たり50,000円
- ・ 支給方法 申請があった者に対し、審査した上で支給

<事業イメージ>



<申請書類等>

- ① 申請書、調査同意書
 - ② 戸籍謄本等および世帯全員の住民票の写し
 - ③ 児童扶養手当証書の写し
 - ④ 対象経費を確認できる領収書またはクレジット契約証明書等
 - ⑤ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書）
 - ⑥ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間1年以上のものに限る）
- ※ 公簿等によって内容を確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

<利用実績（見込み）>

- 令和3年度、4年度ともに0件
- ※ 今後、公正証書等作成促進補助金とあわせて説明し、利用促進を図る。



養育費の確保の促進を図るため、法律事務所又は保証会社を利用して養育費の請求等を行うひとり親家庭等に対して、補助金を交付

取組内容

◆ 法律事務所又は保証会社を利用して養育費の請求等を行うひとり親家庭等に対する補助金の交付

- ① 法律相談に要する費用補助（取組内容 1 参照）
- ② 公正証書等作成に要する費用補助（取組内容 2 参照）
- ③ 養育費保証契約に要する費用補助（取組内容 3 参照）

<補助対象者>

申請日において甲賀市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であり、かつ、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準（扶養義務者の所得水準を除く）にあること。
- (2) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養していること。
- (3) 養育費の取り決めに係る費用を負担したこと。（上記①の場合は要件から除く）
- (4) 養育費の取り決めに係る債権名義を有していること。（上記①の場合は要件から除く）
- (5) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。（上記①③の場合は要件から除く）
- (6) 過去にこの告示による補助金を交付されていないこと
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条の規定による暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

取組内容

1 法律相談に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 法律事務所による離婚前又は離婚後の養育費取得のための法律相談に要する費用

補助金額 : **実際に支出した経費と5,000円を比較していずれか低い額**

<利用実績>

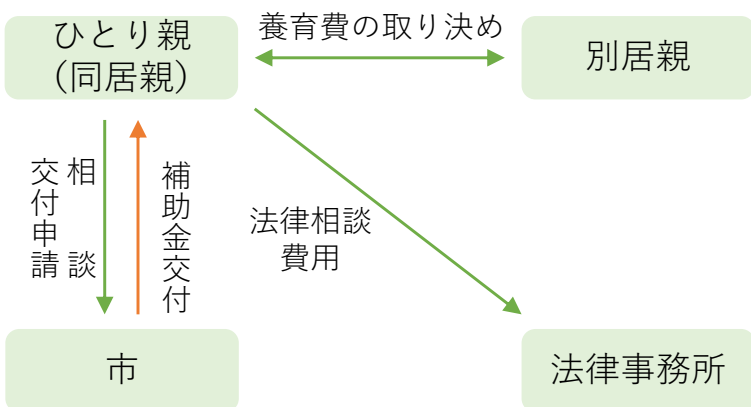
- ・令和3年度 0件
- ・令和4年度 0件
- ・相談中 0件

<申込みに必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、養育費に係る相談であることが記載されたもの）
- ・養育費の取り決めが確認できる債務名義

※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

<事業イメージ>



取組内容

2 公正証書等作成に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 養育費の取り決めに要する経費として、公証人手数料令（平成5年政令第224号）で定める公証人手数料、家庭裁判所の調停又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得手数料、連絡用の郵便切手に要する費用等

補助金額 : 実際に支出した経費と30,000円を比較していずれか低い額

<利用実績>

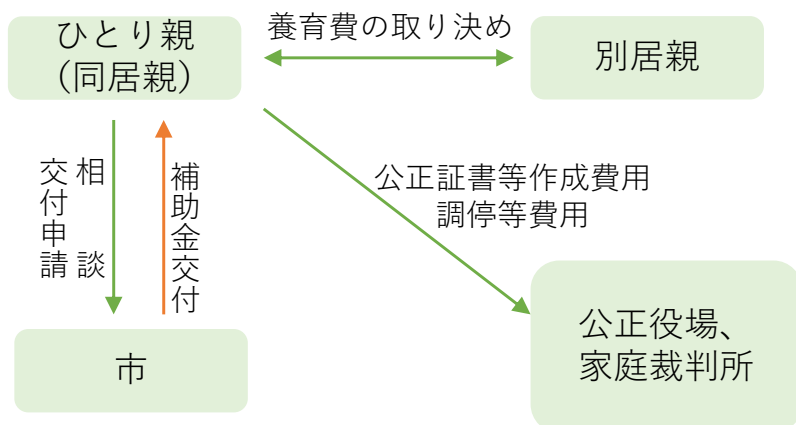
- ・令和3年度 4件
- ・令和4年度 2件
- ・相談中 3件

<申込みに必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村町の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、手数料の内訳がわかるもの）
- ・養育費の取り決めをした公正証書または調停調書

※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

<事業イメージ>



取組内容

3 養育費保証契約に要する費用補助の実施

補助対象経費 : 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

補助金額 : **実際に支出した経費と50,000円を比較していずれか低い額**

<利用実績>

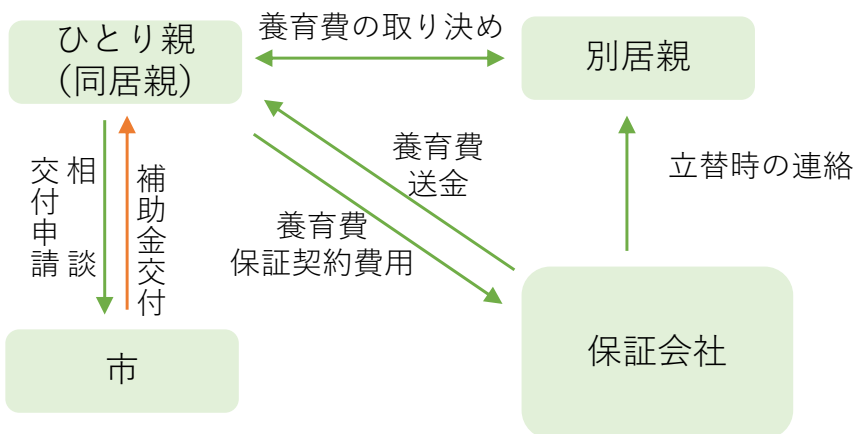
- ・令和3年度 0件
- ・令和4年度 1件
- ・相談中 0件

<申込みに必要な書類>

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）
- ・前年（1月から9月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額や扶養親族等の有無及び数についての市区町村の証明書
- ・領収書又はクレジット契約証明書（申請者が負担したもので、養育費保証契約料であることがわかるもの）
- ・保証会社と保証期間1年以上の契約を締結した養育費保証契約書

※上記のうち、市が保有する公簿等によって確認できる場合は提出不要

<事業イメージ>



POINT

● 養育費に関する公正証書等作成促進給付金事業

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成促進給付金事業

- ・ 離婚による子どもへの負担を最小限にするために、子どもの重要な権利である養育費や面会交流について、強制執行可能な債務名義を有する公正証書等での取り決めに促進することを目的としている。
- ・ 岸和田市は本人・扶養義務者の所得制限は設けず、対象者には補助する。

<対象者> 申請時、岸和田市内に居住するひとり親であって、次の要件全てを満たす人

- ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担し、かつ債務名義を有している
- ・ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
- ・ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、公正証書等作成に係る補助を受給していない

<必要書類>

- ・ 申請者及び養育費の対象になる子の戸籍謄本又は抄本の写し
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申請者が負担した対象経費の領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書・調停調書・判決書等の債務名義化した文書に限る。）
- ・ 申請者の振込先口座のわかるものの写し

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年1月4日～申請を開始し、令和5年2月15日時点で相談8件、交付2件。

POINT

● 養育費の取決めに関する公正証書等作成費用の補助

取組内容

1 公正証書等作成費用を補助

池田市在住のひとり親家庭の方を対象とし、**公正証書等を作成する際にかかった費用を補助。**

補助対象費用 : 公証役場に支払った公証人手数料
収入印紙代
戸籍謄本等取得費用
連絡用の郵便切手代

補助額 : **上限4万円**

<補助金支給までの流れ>

交付申請

・ 必要書類を揃えて申請

交付決定

・ 申請書類を審査し、補助金の交付決定を行う。

請求

・ 交付決定された補助金に対する請求書を提出

<申請に必要な書類>

- ・ ひとり親家庭であることが分かる書類（児童扶養手当証書等）
- ・ 補助対象経費の領収書・レシート
- ・ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化されたものに限る。） 等

<相談・利用実績（令和5年1月末時点）>

相談件数 10件 / 利用件数 4件

- ◆ 公正証書等作成促進補助の実施
- ◆ 保証促進補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成促進補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、公正証書作成時や調停時に負担した費用の一部を**市が負担**する。（上限3万円）

対象者

- ◆ **所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している方

申請期限

- 公正証書等を作成した日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

相談実績

- 令和3年度は8月より申請受付を開始し、4件に支給済。
- 令和4年度は、令和5年1月末時点で10件申請があり、**9件に支給済**。

CHECK

離婚前相談、児童扶養手当新規認定時と児童扶養手当現況届提出時の面談において、養育費確保に関する情報提供と聞き取りを強化。

市で作成した「ひとり親家庭のための応援ハンドブック」を活用し、ひとり親家庭支援について離婚前、離婚後に関わらず、養育費確保の重要性と当補助金について案内。さらに、ひとり親家庭における生活全般の相談に個別対応できるよう、詳しい聞き取り票を作成し、今後の生活の見通しを立てる機会としている。



取組内容

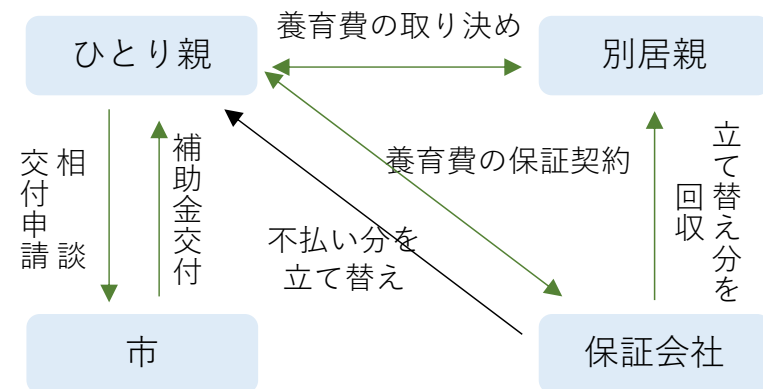
2 保証契約補助の実施

- 公正証書等により養育費の取り決めを行ったひとり親を対象として、民間保証会社が養育費の取り決めをしたひとり親家庭との間で**養育費保証契約を締結し、その保証料を市が負担**する。(上限5万円)
- 養育費の不払いがあった場合は、保証会社がひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居親に対し立替分を督促して回収する。

対象者

- 所得制限なし**
- 四條畷市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している20歳未満の児童を現に扶養している人
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人

イメージ図



申請期限

- 養育費保証契約締結日以降で、対象者の要件を満たした日の翌日から**6か月以内**

相談実績

- 令和3年度は8月より申請受付を開始。
- 令和3年度、令和4年度ともに支給なし。



- 公正証書等作成にかかる費用補助の実施
- 養育費にかかる保証契約補助の実施

取組内容

1 公正証書等作成にかかる費用補助の実施

養育費に係る取決め内容の**公正証書等作成にかかる本人負担費用について、一部を補助する事業**

対象 本市在住の、児童扶養手当受給者等が対象となります。

補助対象 養育費の取決めに要する経費（上限3万円）

- ・ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・ 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、郵便切手代及び戸籍謄本等添付書類取得費用

<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本（申請者及び児童のもの）
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・ 印鑑

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和2年度 5件
（母子家庭：5件 父子家庭：0件）
- ・ 令和3年度 13件
（母子家庭：13件 父子家庭：0件）
- ・ 令和4年度 5件（令和4年12月末時点）
（母子家庭：5件 父子家庭：0件）

取組内容

2 養育費にかかる保証契約補助の実施

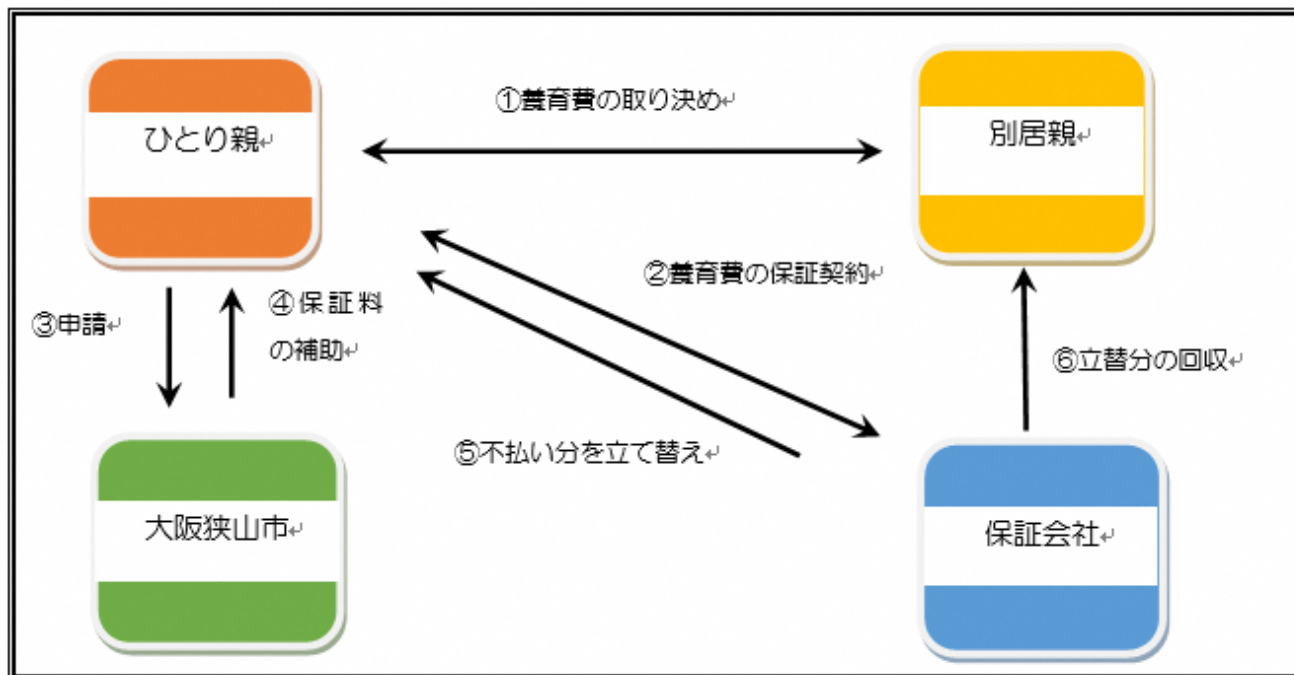
養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立て替えをし、**養育費を確実に受け取る養育費保証契約を締結する際に必要な経費、一部を補助する事業**

対象 本市在住の、児童扶養手当受給者等が対象となります。

補助対象 保証会社と契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として負担する費用（上限5万円）

※保証会社の斡旋・紹介は行っていません。

<事業イメージ>



<申込みに必要な書類>

- ・ 戸籍謄本
(申請者及び児童のもの)
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書 (公正証書)
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・ 印鑑



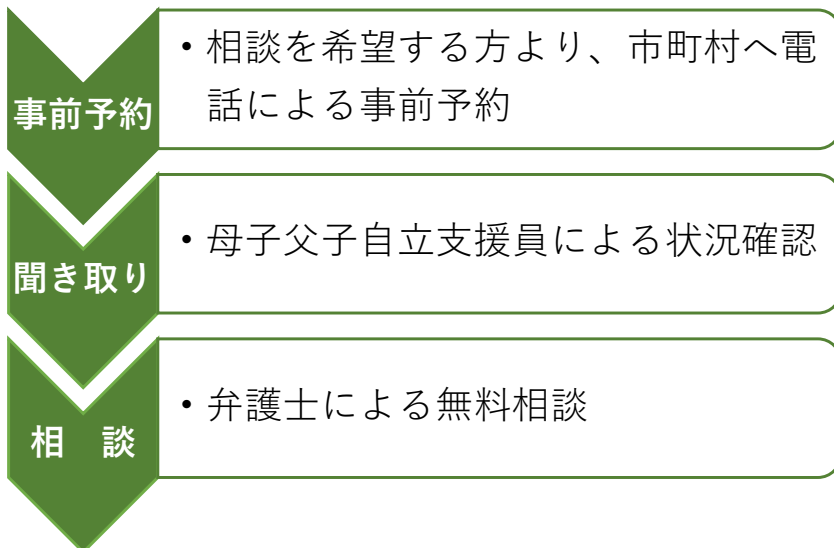
- 弁護士による無料相談の実施
- 公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成

取組内容

1 弁護士による無料相談の実施

- ・ 宝塚市在住の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を実施**。（弁護士とは委託契約を締結している。）
- ・ 定例法律相談は隔月（5月より開始）1回実施（先着順）、オンライン法律相談、弁護士事務所での相談を希望する方は、随時受付も事前予約が必要。
- ・ 母子父子自立支援員が事前に相談者の状況の聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえ、弁護士による無料相談を実施。（1回30分程度、複数回受けることも可能。）
- ・ 事前の聞き取りを踏まえ、**養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば情報提供等を実施**。

<相談までの流れ>



・ 相談を希望する方より、市町村へ電話による事前予約

・ 母子父子自立支援員による状況確認

・ 弁護士による無料相談

<相談実績（見込み）>

- ・ 令和5年度については、市の会議室を活用し、隔月1回の無料相談会を実施予定
 - ・ 定例法律相談については、各回最大6名の参加を予定
- ※ 令和4年4月～令和5年1月にかけて、5回の定例法律相談会を実施し、計27名が相談会に参加

取組内容

2 公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成

- ・ 養育費に係る公正証書（強制執行認諾約款付）作成に係る費用及び、調停申立てに係る各種手数料等の助成を行います。
- ・ 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用を補助します。

<対象者>

- 宝塚市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の①～⑤の要件を全て満たす方
 - ① 児童扶養手当を受けている方又は同等の所得水準にある方
 - ② 養育費の取り決めにかかる経費を負担している
 - ③ 養育費の取り決めにかかる債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、確定判決等）を有している。
 - ④ 養育費の対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養している。
 - ⑤ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない。

<補助対象経費及び補助額>

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（上限5万円）
- ・ 家庭裁判所調定申立て、また裁判に要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代金
- ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用（裁判所提出用、当補助金申請のための戸籍謄本取得費用）
- ・ 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用（※NPO法人を想定、1回あたり2千円、複数回可）



- 養育費に関する公正証書等作成費用補助の実施
- 養育費保証契約の費用補助の実施

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成費用補助の実施

養育費支払の履行を確保するため、公正証書等の債務名義を取得する際の経費の一部を負担します。

- ◆対象者：次の(1)～(4)の要件を、すべて満たしている方
 - (1)笠岡市に居住し、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親世帯であること
 - (2)養育費の取り決めに係る経費を負担していること
 - (3)養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
 - (4)過去に同じ内容の公正証書等で補助金を交付されていないこと
- ◆対象経費：補助の対象となる経費は、公正証書等の作成に要する経費のうち、次のもの
 - (1)公証人手数料令に規定する公証人手数料
 - (2)家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手郵送料
- ◆支給限度額：3万円

<申込みに必要な書類> (原則1か月以内に交付されたもの)

- (1)同意書
- (2)戸籍謄本又は抄本
- (3)補助対象経費の領収書又はこれに準ずる書類
- (4)公正証書等

<利用実績(見込み)>

- ・令和2年4月1日事業開始
- ・交付決定件数

令和2年度	2件
令和3年度	2件
令和4年度	7件 (令和5年1月末時点)



取組内容

2 養育費保証契約の費用補助の実施

養育費の履行確保のため、養育費未払が発生した場合における立替えや督促を行う民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親家庭の方に対し、保証料の一部を補助します。

◆対象者：次の(1)～(6)を、すべて満たしていることが必要です。

- (1)笠岡市に居住し、20歳未満のお子さんを養育しているひとり親世帯であること
- (2)児童扶養手当の支給を受けている、又は同手当の受給資格者と同程度の所得であること
- (3)養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (4)養育費の対象となる児童を現に扶養していること
- (5)保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (6)過去に補助金を交付されていないこと

◆対象経費：補助の対象となる経費は、保証会社との養育費保証契約に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用です。

◆支給額 上記の対象経費の合計額と5万円を比べて小さい方の額

<申込みに必要な書類> (原則1か月以内に交付されたもの)

- ・同意書
- ・戸籍謄本又は抄本
- ・補助対象の領収書
- ・公正証書等
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・印鑑

<利用実績(見込み)>

- ・令和2年4月1日事業開始
- ・交付決定件数
令和3年度 1件
(うち立て替えが生じたケース 1件)



- 公正証書等の作成経費補助の実施
- 養育費保証契約に要する経費の補助の実施

取組内容

1 公正証書等の作成経費補助の実施

- ・ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取決めのため公正証書等の債務名義を作成する際にかかる**公証人手数料等の本人負担費用**を補助する。令和4年4月から実施。

対象者：申請日時点で市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、取決めに係る経費を負担したこと等の要件を満たす者。過去に同様の補助金を交付されていない。対象児童は20歳未満。

補助額：対象経費の一部（上限3万円）

申請期限：公正証書等作成した日から6か月以内（令和4年4月1日以降作成したものに限り）

<交付までの流れ>

事前案内

- ・離婚届出用紙に事業内容周知用チラシを挟むことにより事前に周知

相談

- ・母子・父子自立相談員、市担当職員による相談

請求

- ・補助金申請・審査・決定・交付

<申込に必要な書類>

- ・住民票及び児童扶養手当受給状況の調査を求める同意書
- ・申請者及び監護している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取決めを交わした公正証書等公的書類など

<利用実績（見込み）>

- ・令和4年4月申請受付開始
- ・2件交付（令和5年2月現在）

取組内容

2 養育費保証契約に要する経費の補助の実施

ひとり親家庭の母又は父が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合の、**本人が負担した初回契約料**を補助する。令和4年4月から実施。

<対象者>

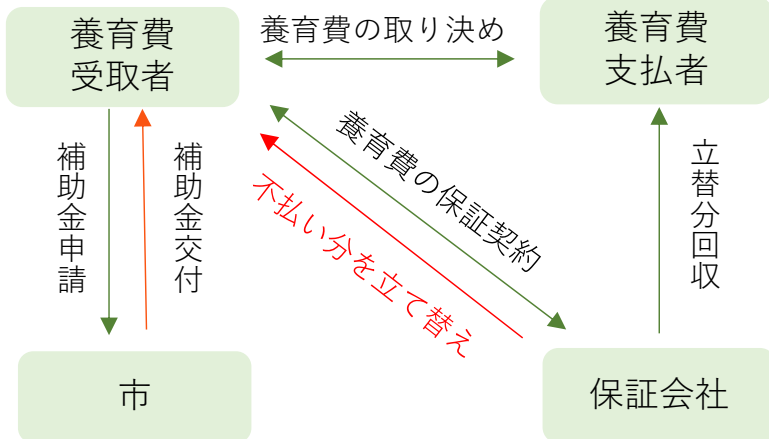
申請日時点で市内に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす者

- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ・ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に養育していること
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

<補助額>

上限5万円（一回限り）

<事業イメージ>



<補助の対象及び申請期限>

対 象：保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用
 申請期限：契約締結から6か月以内（令和4年4月1日以降に締結したものに限り）

<申込みに必要な書類>

- ・ 住民票及び児童扶養手当受給状況の調査を求める同意書
- ・ 申請者及び監護している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 補助対象経費の領収書
- ・ 公正証書等
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

<利用実績（見込み）>

令和5年1月末時点申請なし ※令和4年度から事業開始。

養育費確保支援事業のご案内



三原市では、子どものための養育費確保のため、公正証書等作成に関する経費の一部補助と、養育費保証会社と契約した場合の初回契約料の一部を補助します。

1. 公正証書等の作成に要する費用・・・上限3万円の補助
 対象となる経費 公証人手数料、収入印紙代、その他必要書類取得費用など
 【要件】
 ①令和4年4月1日以降に作成した公正証書に限り、
 ②申請は、公正証書作成日から6ヶ月以内に行ってください。

2. 保証会社と契約した場合の初回契約料・・・上限5万円の補助
 保証会社と1年以上の養育費保証契約した場合の初回契約料が対象となります。
 【要件】
 ①令和4年4月1日以降に締結した養育費保証契約に限り、
 ②申請は、養育費保証契約を締結した日から6ヶ月以内に行ってください。
 ※ 保証会社との契約には公正証書、または調停調書等で養育費の取決めがされていることが必要です。契約条件等については各保証会社にお問い合わせください。

